



第3次 熊本市地域福祉計画・ 熊本市地域福祉活動計画

平成27年3月
熊本市
熊本市社会福祉協議会



ごあいさつ

近年、少子高齢化や核家族化の進展、生活様式の多様化等により地域のつながりが希薄になる中で、「誰もが健やかで安心して暮らし続けられる地域づくり」を進めていくためには、地域住民や公私の社会福祉関係者が相互に協力し、複雑化・多様化する様々な福祉課題の解決に取り組むことが重要になっております。



このような中、本市では、平成17年度から「熊本市地域福祉計画」及び「第2次熊本市地域福祉計画」に基づき、共通の基本理念のもと、地域福祉を支える関係地域団体の設立やボランティアの育成、各種相談支援体制の充実等、地域における基盤整備を重点的に進めてまいりました。

そして、今回の第3次計画におきましては、本計画と互いに補完・補強し合う関係にある熊本市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と、共通の理念・目的のもと、一体的に策定を行ったことにより、行政と社会福祉協議会それぞれの役割を明確化するとともに、より一層の連携を図ることができる内容となりました。

本市としましては、この計画に基づき、これまで形作られた地域基盤を活かしながら、更なる地域福祉の推進に取り組みたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力いただいた策定部会の委員の皆様、並びに、住民座談会や地域福祉ニーズ調査において貴重なご意見、ご協力を賜りました市民の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

熊本市長 大西 一史

本市では、少子・高齢社会の一層の進行や人口減少、核家族化などにより、人と人とのつながりが希薄化し、近隣住民で支えあう互助の機能が脆弱化しています。また、介護や子育てをめぐる問題や深刻化する高齢者・児童虐待問題、ひきこもりや社会的孤立の問題など、生活・福祉課題が顕在化しています。



このような中、地域福祉の中核的な役割を担う社会福祉協議会では、校区の社会福祉協議会や自治会、民生委員・児童委員など、地域の皆様方と連携・協働を図りながら、誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくりをめざして活動を展開してまいりました。

今回の第3次計画では、アンケート調査や住民座談会を行い、地域住民の皆様方が直面している生活課題を掘り起こし、その解決策を住民の皆様方とともに考え、ともに行動するための方向性について示しております。この計画をもとに、更なる住民の皆様方の参画と協働による地域福祉活動の推進を図り、人と人とのつながり、支えあう環境づくりをすすめるとともに、支援が必要な方へ適切な対応ができる体制づくりをめざしていきます。

最後になりますが、本計画策定にあたり、ご協力いただきました関係者・市民の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

熊本市社会福祉協議会会長 潮谷 愛一

目 次

第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 「地域福祉」とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 地域福祉計画・地域福祉活動計画と他計画の関係・・・・・・・・	4
5 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題・・・・・・・・	7
1 人口構造の変化等・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2 地域福祉を担うスタッフ・団体等の動向・・・・・・・・	11
第3章 計画の基本構想・・・・・・・・・・・・・・・・	13
1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第4章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・	16
I 熊本市地域福祉計画・・・・・・・・・・・・・・・・	16
【重点的取組 1】ともに支えあい、助けあう地域福祉社会の推進・・・	17
1 高齢者を地域全体で支える環境づくり・・・・・・・・	17
2 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり・・・・・・・・	23
3 子どもたちが健やかに成長できる環境づくり・・・・・・・・	27
4 市民の健康づくりを支援する環境づくり・・・・・・・・	31

【重点的取組 2】地域で支援を必要とする方への対策の充実	35
------------------------------	----

1 生活困窮者への相談支援体制の整備	35
2 災害時避難行動要支援者への支援	40
3 民生委員・児童委員の活動支援	45

【参考資料】計画を推進するための協力と連携	50
-----------------------	----

■ 各区の概要（「めざす区の姿」と「まちづくりの視点」等）

1 中央区	51
2 東 区	53
3 西 区	55
4 南 区	57
5 北 区	59

■ 各区住民座談会で出された意見・課題等	61
----------------------	----

Ⅱ 熊本市地域福祉活動計画	64
---------------	----

1 活動目標	65
2 地域福祉活動エリアの設定	65
3 施策の体系	66
4 活動目標ごとの重点的な取り組み	67

【活動目標 1】住民主体による地域福祉活動の推進	67
--------------------------	----

1 みんなが声をかけあい、つながりあう地域づくり	67
2 地域ぐるみによる心と体の元気づくり	69
3 災害時にも強い地域づくり	71

【活動目標 2】地域みんな（日常生活圏域）で支えあう環境づくりの推進	73
------------------------------------	----

4 地域福祉を支えるボランティア活動の促進	73
5 地域福祉を支える団体との連携・協働	75

【活動目標 3】 みんなの暮らしを支える仕組みづくりの推進	77
6 きめ細やかな相談・支援体制の充実	77
7 サービス利用者を支援する体制づくり	79
8 情報力の向上と活動支援のための基盤整備	81
第5章 計画の推進について	84
1 協働の視点に立った計画推進	84
2 他の計画との連動	84
3 計画の検証・進行管理体制の整備	84
資料編	85
1 成果指標総括表	85
2 生活困窮者支援にあたっての各目標値（成果指標）	86
3 住民座談会・地域福祉ニーズ調査から見える課題（結果概要）	92
4 計画の策定経過	123
5 第3次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会名簿	124
6 地域福祉計画策定ワーキング会議構成	125
7 地域福祉活動計画策定ワーキンググループ構成	125
☎ 本計画に関係する主な相談機関（連絡先一覧）	126

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・目的

近年の、少子高齢化や核家族化等の進展により、個人のライフスタイルや価値観等が多様化する中で、地域における家族や住民同士のふれあいや助け合い、つながり等が希薄になっています。

このため、地域では一人暮らし高齢者の増加や核家族化の進行、子育て世帯の孤立化、孤独死・無縁死や児童虐待問題の顕在化、認知症高齢者や障がい者の権利擁護環境の整備など、複雑多様化した福祉課題が多く見られるようになり、これまでの公的サービスのみでの対応は困難な状況にあります。

このような状況のもとで、子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別等の違いに関わらず、住み慣れた地域で、ともに支え合い、助け合いながら、誰もが健やかで安心して暮らし続けられる地域社会の実現が求められています。

このため本市では、平成16年に「熊本市地域福祉計画」(平成17～21年度)、平成21年度に「第2次熊本市地域福祉計画」(平成22～26年度)を策定し、地域住民、地域団体、ボランティア、福祉事業者等との相互の連携による地域福祉の推進を図ってきました。

第3次計画では、熊本市社会福祉協議会が策定・推進してきた計画である「熊本市地域福祉活動計画」と一体的に策定を行い、これまでの計画の基本理念を踏襲しながら、さらなる地域福祉の推進を目指します。

2 「地域福祉」とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

そのためには、まずは個人の努力でできることは自分で取組み【自助】、それでも解決できないことは、地域住民、地域組織や団体等が支えあい、助けあい【互助（共助）】、さらに公的なサービスや支援が必要な問題は行政が行う【公助】必要があります。

『自助』・・・市民一人ひとりが個人の努力で自分の生活を営むこと

『互助（共助）』・・・地域住民や地域組織による支え合いや助け合い

『公助』・・・行政や公的機関による直接的な支援



【参考】社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 計画の位置づけ

（1）熊本市地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第107条に基づき、熊本市が策定する市町村地域福祉計画であり、第6次熊本市総合計画（平成21～30年度）の個別計画として、他の分野別計画との整合性を図りながら、本市の地域福祉分野に係る施策を具体化するものです。

【これまでの計画策定状況】

策定年度	計 画 名	計画期間
平成 16 年	熊本市地域福祉計画	平成 17～21 年度
平成 21 年	第 2 次熊本市地域福祉計画	平成 22～26 年度

【参考】社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 熊本市地域福祉活動計画

熊本市社会福祉協議会が、地域における様々な問題や課題解決を図るため、住民や関係団体・機関等と連携・協力しながら、ともに地域での福祉活動を進めていくために、策定する民間の活動（行動）計画です。

【これまでの計画策定状況】

策定年度	計 画 名	計画期間
平成 7 年	第 1 次熊本市地域福祉活動計画	平成 8～12 年度
平成 21 年	第 2 次熊本市地域福祉活動計画	平成 21～25 年度

【参考】社会福祉協議会とは

(1) 社会福祉協議会の位置づけ

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりをすすめるため、地域住民やボランティア、福祉・医療等の関係機関と協力しながら、地域の特性を踏まえ、創意工夫をこらした独自の活動に取り組む民間組織です。

(2) 民間組織としての機能

戦後間もない昭和 20 年代頃に、戦後の生活困窮者の支援を民間レベルで展開するために組織されてきました。民間組織としての「自主性」と住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」を持つ団体として、高齢者や障がい者、児童等、支援が必要な方々を対象に、地域住民や関係団体、ボランティア活動者との連携・協働により、地域福祉活動や福祉サービスを展開しています。

(3) 社会福祉協議会の組織

社会福祉法人格をもった組織として、熊本市社会福祉協議会が設置しており、熊本市内の小学校区の範囲で、任意団体として、94 の校区社会福祉協議会が設置してあります。

校区社会福祉協議会ごとに、高齢者支援や子育て支援等、様々な地域の特性を活かした活動が展開されています。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的策定について

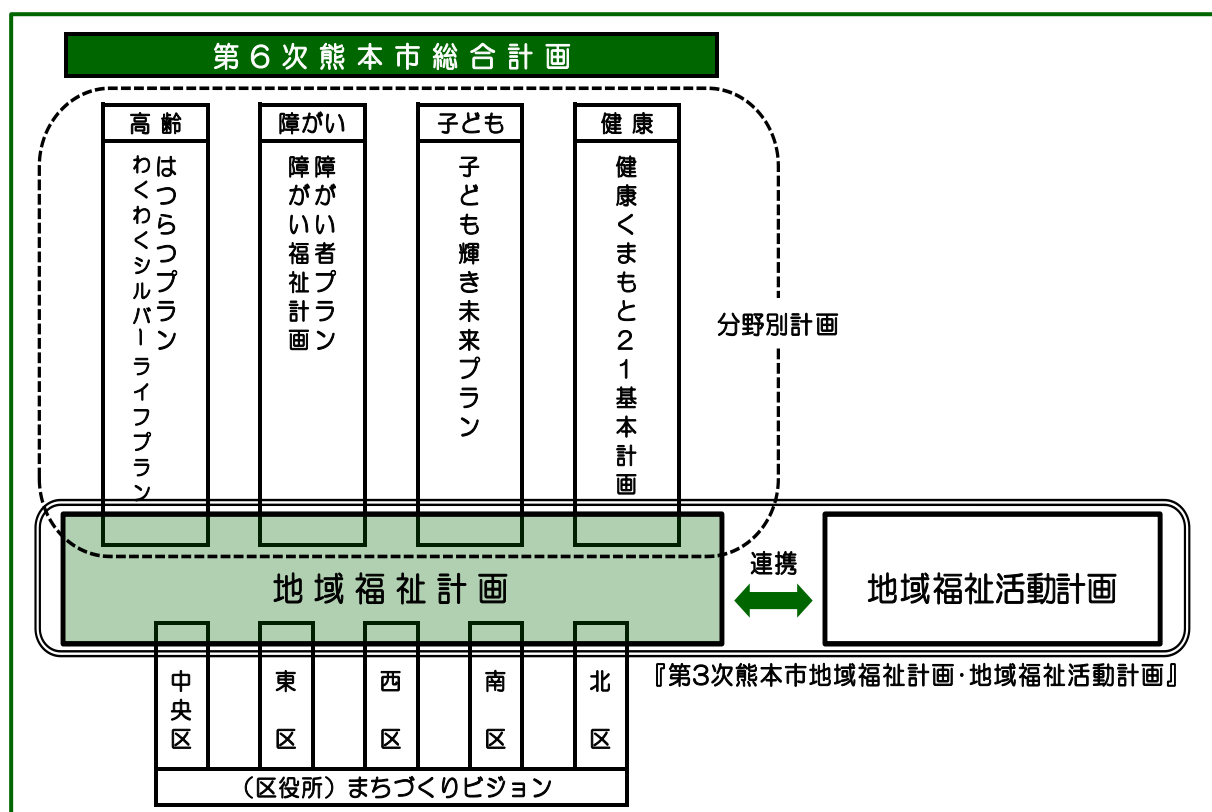
「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、いずれも地域福祉の推進を目的とした計画であり、目指す方向性を同じくしております。両計画は、相互に補完・補強し合う関係にあり、連携と役割分担のうえ、総合的に推進する必要があり、第3次計画から一体的に策定及び推進を行うこととしました。

これまでも、十分な整合性を持って策定してきましたが、一体的に計画を策定・推進することで、共通の基本理念及び目標のもと、行政と社会福祉協議会の役割がより明確化され、連携を図ることができるとともに、効果的に地域福祉を推進する体制づくりが期待できます。

4 地域福祉計画・地域福祉活動計画と他計画の関係

本市では、市全体の指針となる「総合計画」を上位計画として、高齢者、障がい者、子ども、健康等の健康福祉に係る各分野ごとに、「高齢者保健福祉計画」、「障がい者福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」、「健康増進計画」等が策定され、また、区におけるまちづくりの指針である「区まちづくりビジョン」が区ごとに策定されています。

本計画は、これらの分野別計画に基づく施策が、地域において総合的・効果的に展開されることを支える役割を果たすものです。



5 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。なお、社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを検討することとします。

6 計画の策定体制

(1) 第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会

本計画の策定にあたり、熊本市社会福祉審議会の部会として、同審議会の委員10名（学識経験者、地域福祉に関わる団体の代表者、市民代表等）による策定部会を設置し、3回にわたり審議を重ねました。

(2) 地域福祉計画策定ワーキング会議

健康福祉子ども局及び区役所関係の21課、並びに熊本市社会福祉協議会で構成する策定ワーキング会議を設置し、他分野別計画等と連携・整合性等を図りながら、4回にわたり検討を行いました。

(3) 地域福祉活動計画策定ワーキンググループ

熊本市社会福祉協議会の関係4課で構成するワーキンググループを設置し、第2次計画の検証を踏まえ、本市の地域福祉活動の現状分析や各部門における事業の効果等についての合意形成を図りながら、5回にわたり内容検討を行いました。

(4) 住民座談会の開催

平成26年7月上旬から8月上旬にかけて、地域特性の異なる各区1校区（計5校区）を選定し、地域住民の方々をはじめ、地域の様々な団体の参加と協力のもと、地域の現状や課題、課題解決に向けた方策等について話し合う「住民座談会」を開催しました。（1校区あたり各3回開催）

※ 住民座談会の結果に関する詳細につきましては、後段の【資料編】（92ページ）に掲載しております。

区	校 区	区	校 区
中央区	託麻原校区	南 区	田迎南校区
東 区	東町校区	北 区	弓削校区
西 区	城山校区		

(5) 地域福祉ニーズ調査の実施

「地域福祉」に関わる地域住民、福祉サービス事業者及び福祉活動実践者のニーズや意識・意見及び実態等を把握し、計画策定のための基礎資料とするため、アンケートを実施しました。

※ 地域福祉ニーズ調査の結果に関する詳細につきましては、後段の【資料編】（103 ページ）に掲載しております。

■調査期間	平成26年6月15日～8月31日
■調査方法	郵送又は個別ヒアリング方式
■調査対象	13歳以上の熊本市民7,531名
■回答(標本)数	6,310人（回収率：83.8%）

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口構造の変化等

(1) 熊本市の人口・世帯数の推移

本市は、平成 20 年 10 月 6 日の下益城郡富合町、平成 22 年 3 月 23 日の下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の合併により、人口が 70 万人、世帯数が 30 万世帯を超えました。その後は人口、世帯数ともに微増傾向にありますが、一世帯あたりの世帯人員は、平成 26 年度は 2.35 人であり、年々減少傾向にあります。

【熊本市の人口・世帯数の推移】

(※各年 10 月 1 日現在)

	世帯数	人口			平均 世帯人員	老年人口 ¹⁾ 割合(%)	備考
		総数	男	女			
平成 7	246,700	650,341	310,118	340,223	2.64	13.8	
12	260,672	662,012	314,455	347,557	2.54	16.3	
17	270,530	669,603	316,048	353,555	2.48	18.5	
22	302,413	734,474	344,291	390,183	2.43	21.0	3町合併
23	305,929	736,010	345,013	390,997	2.41	21.2	熊本県推計人口
24	308,985	737,689	345,601	392,088	2.39	21.9	熊本県推計人口
25	312,527	739,541	346,700	392,841	2.37	22.6	熊本県推計人口
26	315,318	740,204	347,020	393,184	2.35	23.5	熊本県推計人口
30	316,044	729,323	-	-	2.31	26.0	将来推計値

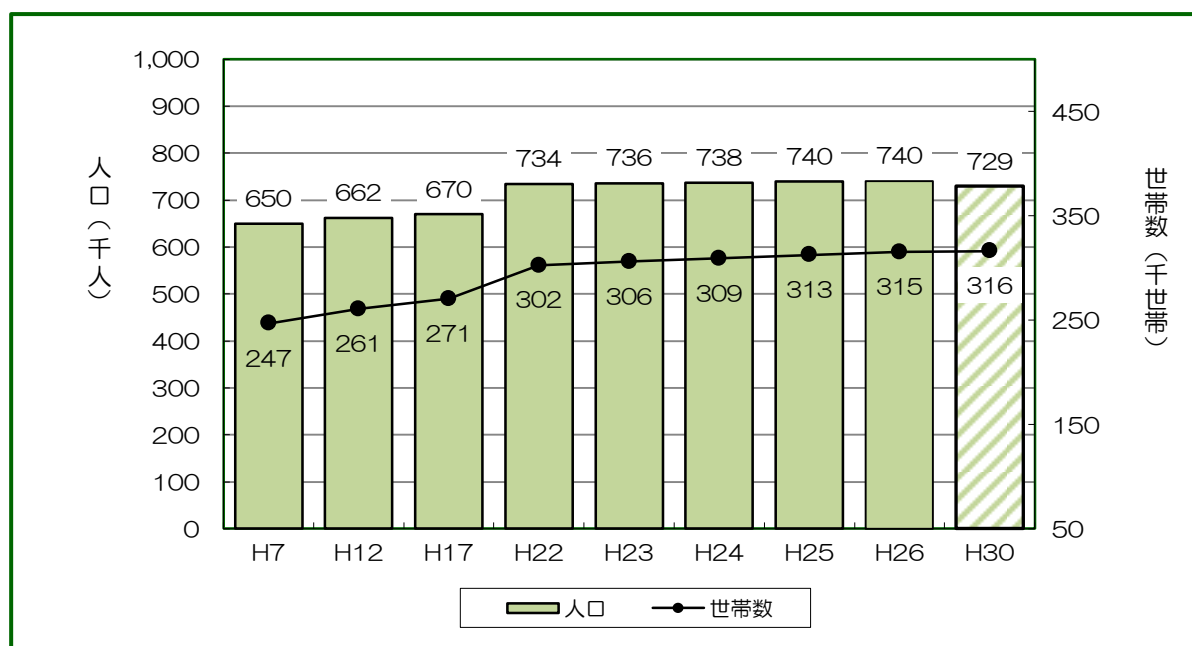
注: 1) 老年人口: 65歳以上人口

H25年度以前の値は「熊本市の保健福祉（平成26年度版）」における数値を掲載

H26年度の値は「熊本県の人口と世帯数」（熊本県統計調査課）における数値を掲載

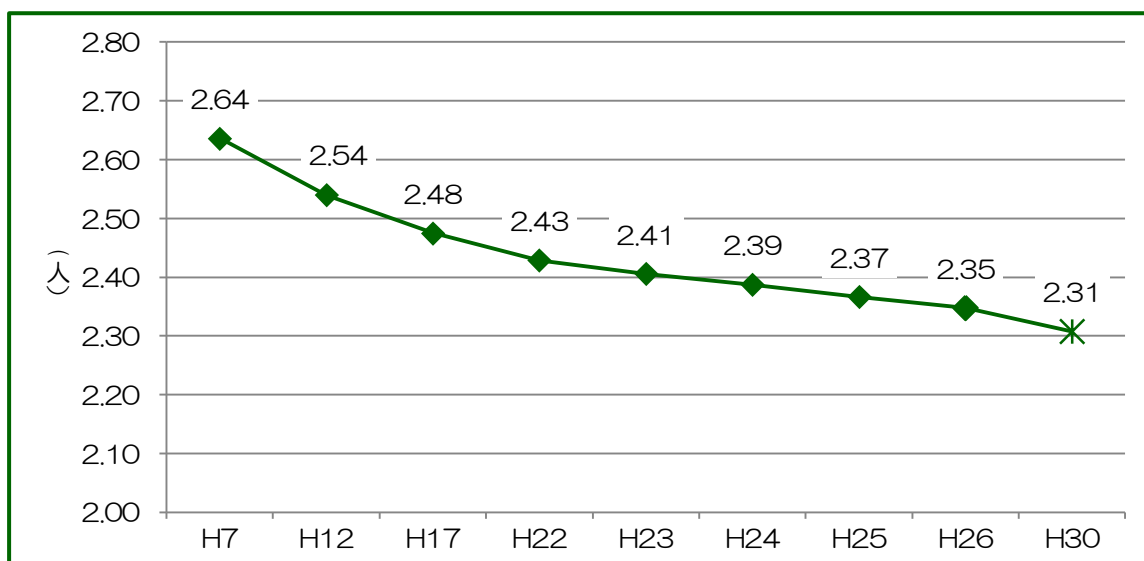
H30年度の値は、人口を「日本の市区町村別将来推計人口(H25年3月推計)」（国立社会保障・人口問題研究所）から、世帯数を「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)（H17年8月推計)」（国立社会保障・人口問題研究所）及び 熊本県推計人口調査結果から、それぞれ熊本市において独自に算出

(※各年 10 月 1 日現在)



【平均世帯人員の推移】

(※各年 10 月 1 日現在)



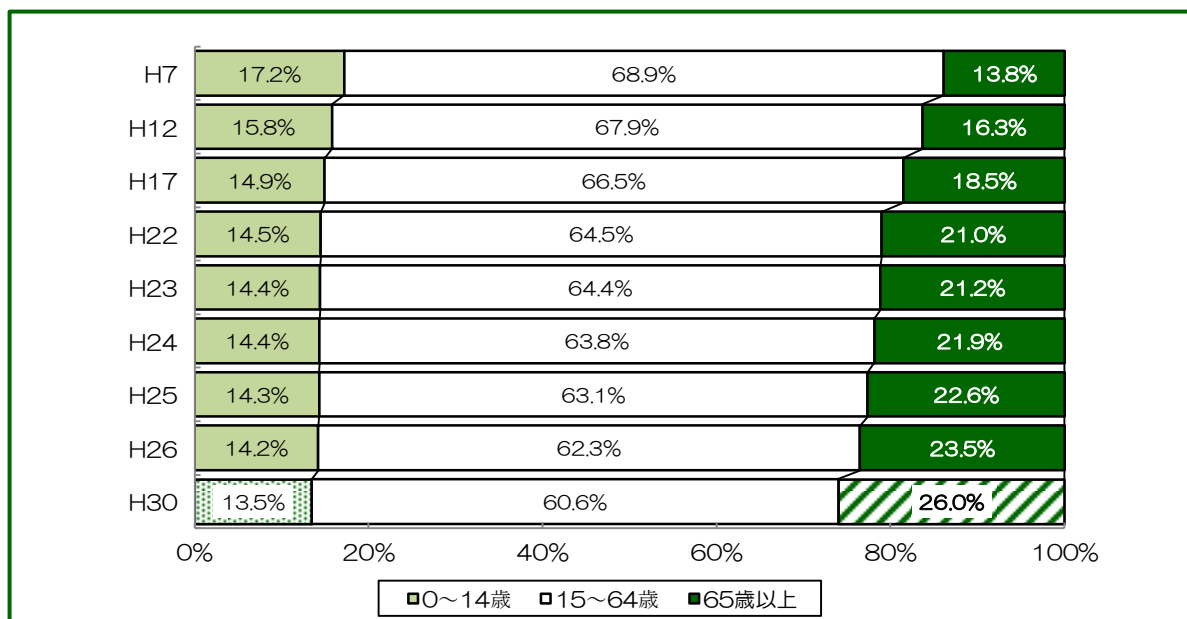
(2) 少子高齢化の進行

本市において、65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合は年々高まっており、平成 22 年には超高齢社会と言われる 21%に達しました。増加率は、平成 17 年から 25 年の 8 年間で、4.1 ポイントと急激な増加が見られます。

また、15 歳未満の年少人口は、近年はほぼ同水準で推移していますが、将来の人口推計では更なる減少が予測されており、少子高齢化対策は取り組むべき重要課題と考えられます。

【年齢階級 3 区分別割合の推移】

(※各年 10 月 1 日現在)



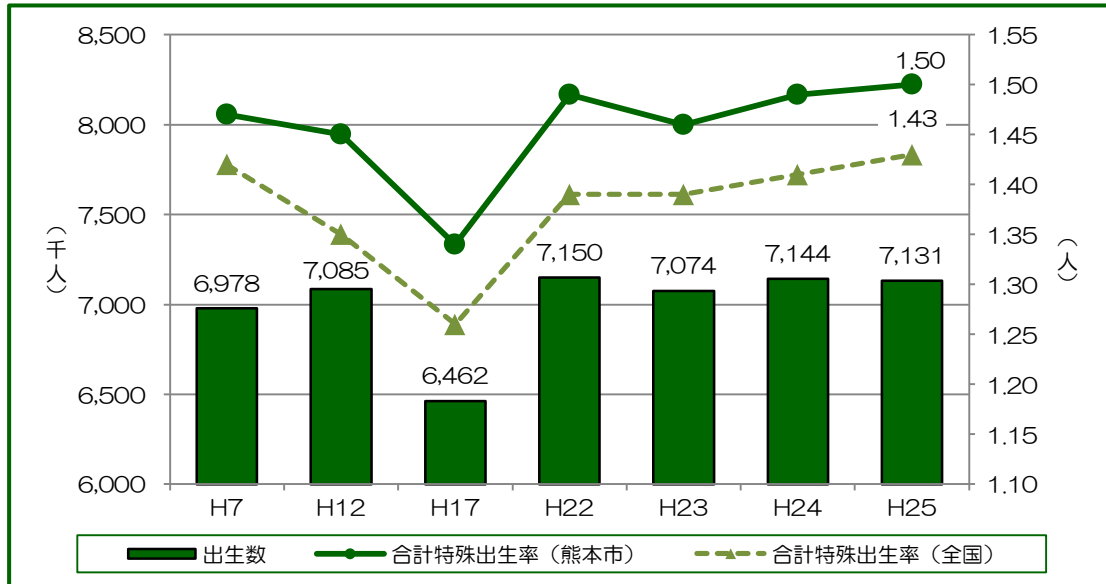
※H25 年度以前の値は「熊本市の保健福祉（平成 26 年度版）」における数値を掲載

※H26 年度の値は「熊本県の人口と世帯数」（熊本県統計調査課）における数値を掲載

※H30 年度の値は、「日本の市区町村別将来推計人口(H25 年 3 月推計)」（国立社会保障・人口問題研究所）から、熊本市において独自に算出

【出生数と合計特殊出生率の推移】

出生数はベビーブーム以降減少傾向にあるものの、ここ数年は7千人を超える出生数で現状維持の状況ですが、将来の人口推計では更なる減少が予想されています。また、合計特殊出生率においては、全国的な傾向と同様に、最近はややかな上昇傾向にあり、全国平均を超えています。



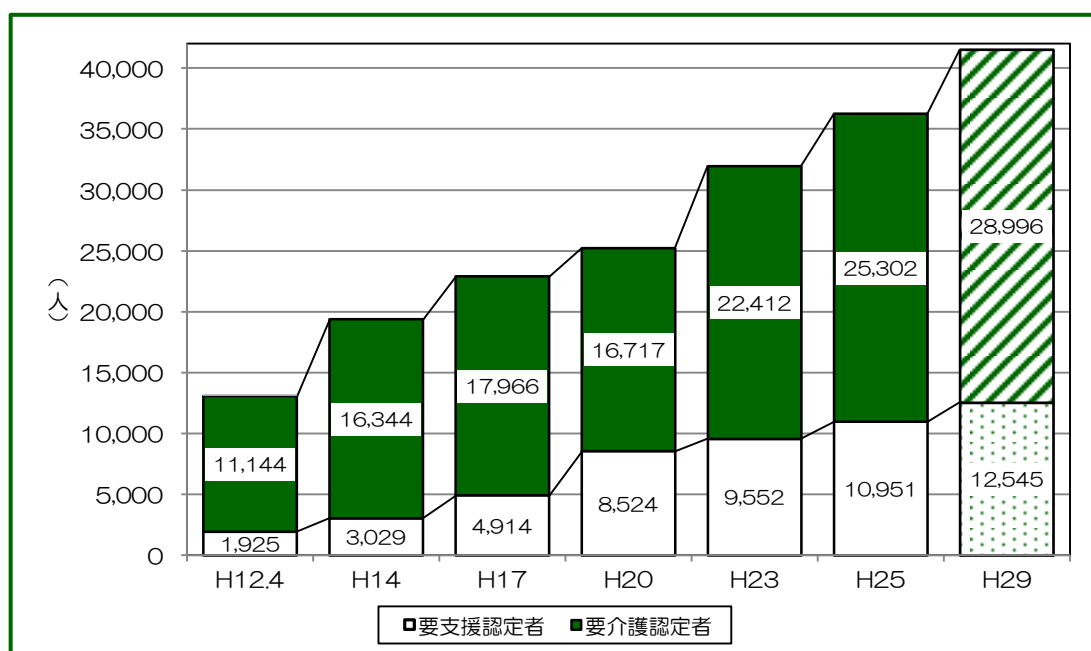
資料：熊本市健康福祉子ども局子ども支援課調べ

(3) 要介護等認定者数の状況

高齢者数の増加に伴い、要介護及び要支援認定者数も年々増加傾向にあり、平成25年度末では、約36,200人となっています。

【要介護等認定者数の推移】

(※各年度末)



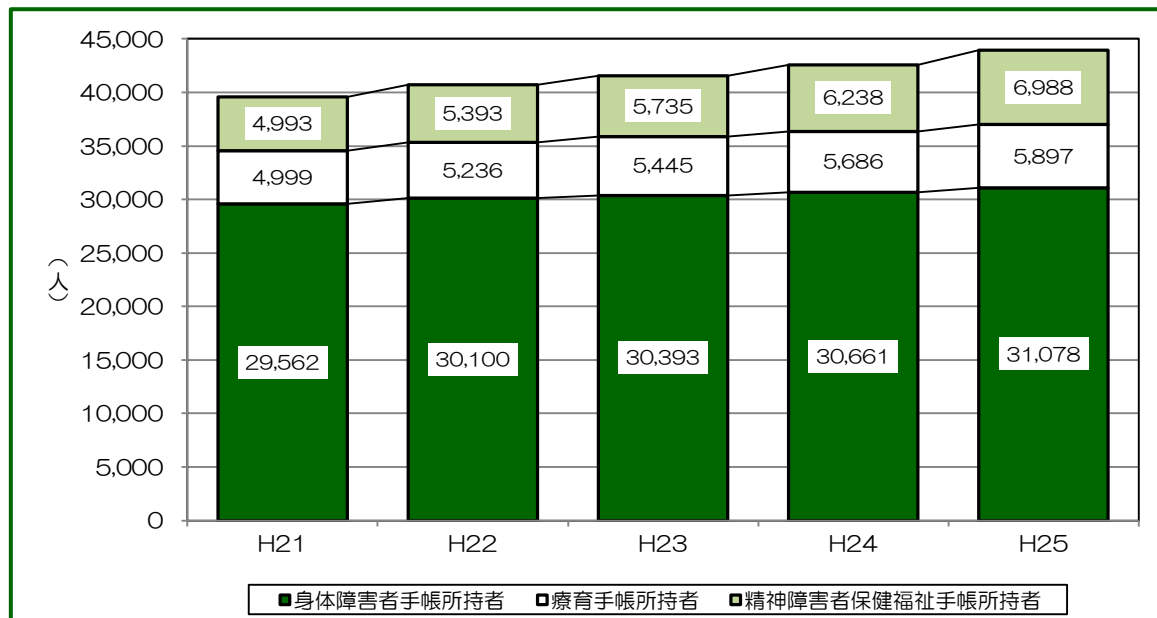
資料：熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課調べ

(4) 障がいのある人の状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、平成 25 年度末現在で約 43,900 人となっております。

【各障がい者手帳所持者数の推移】

(※各年度末)



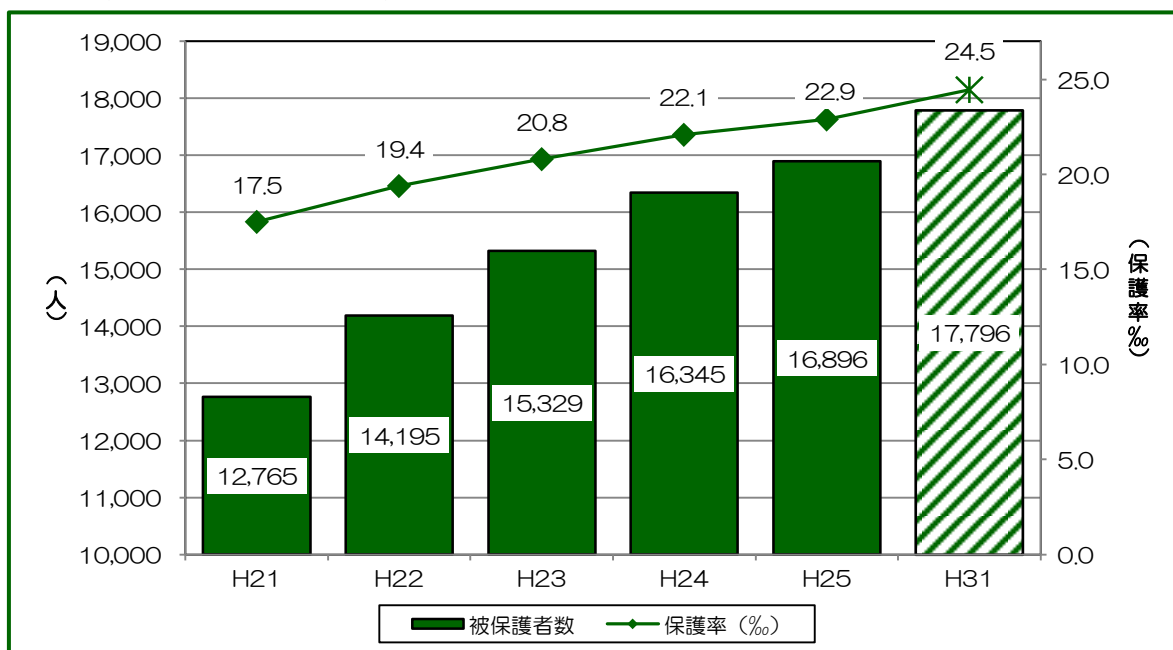
資料：熊本市健康福祉子ども局障がい保健福祉課調べ

(5) 生活困窮に関する状況

生活保護の受給者数は、経済・雇用情勢の低迷や高齢化等を要因に、年々増加傾向が続いています。

【生活保護受給者数等の推移】

(※各年度末)



資料：熊本市健康福祉子ども局保護管理支援課調べ

2 地域福祉を担うスタッフ・団体等の動向

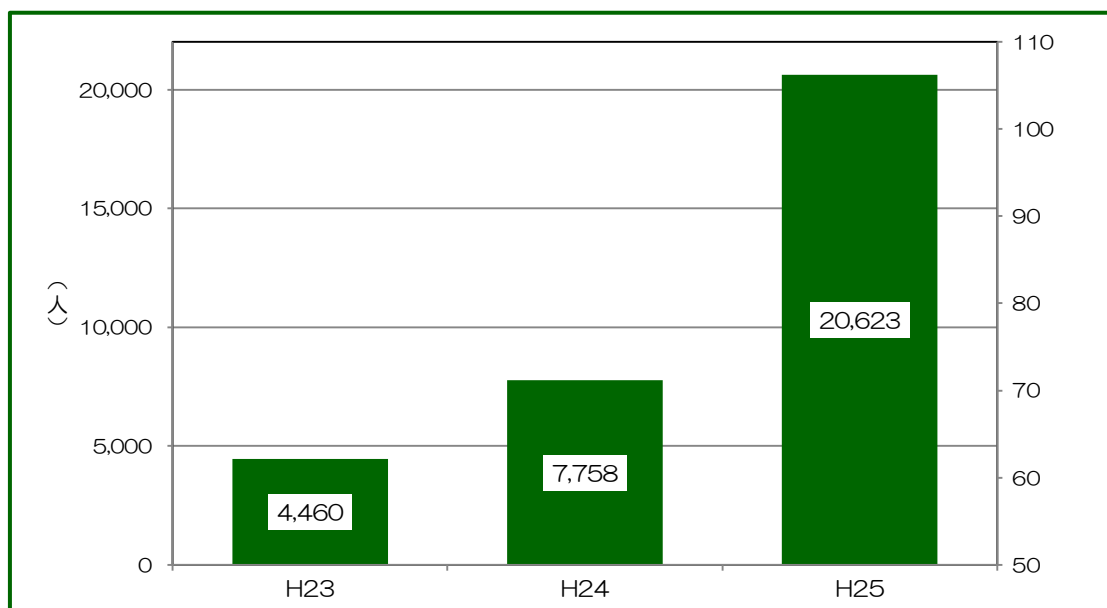
(1) ボランティア活動者の充実

地域福祉の推進にあたり、ボランティアは大きな役割を担っています。

市民のボランティア活動への関心の高まり等から、社会福祉協議会のボランティアセンターの登録者数は年々増加しており、平成 25 年度末現在で、約 20,600 人が登録されています。

【ボランティアセンター登録者数の推移】

(※各年度末)



資料：平成 26 年度熊本市社会福祉審議会資料（※数値は登録方法を変更した H23 年度からの実績値）

(2) 地域コミュニティセンターを中心とした地域福祉活動状況

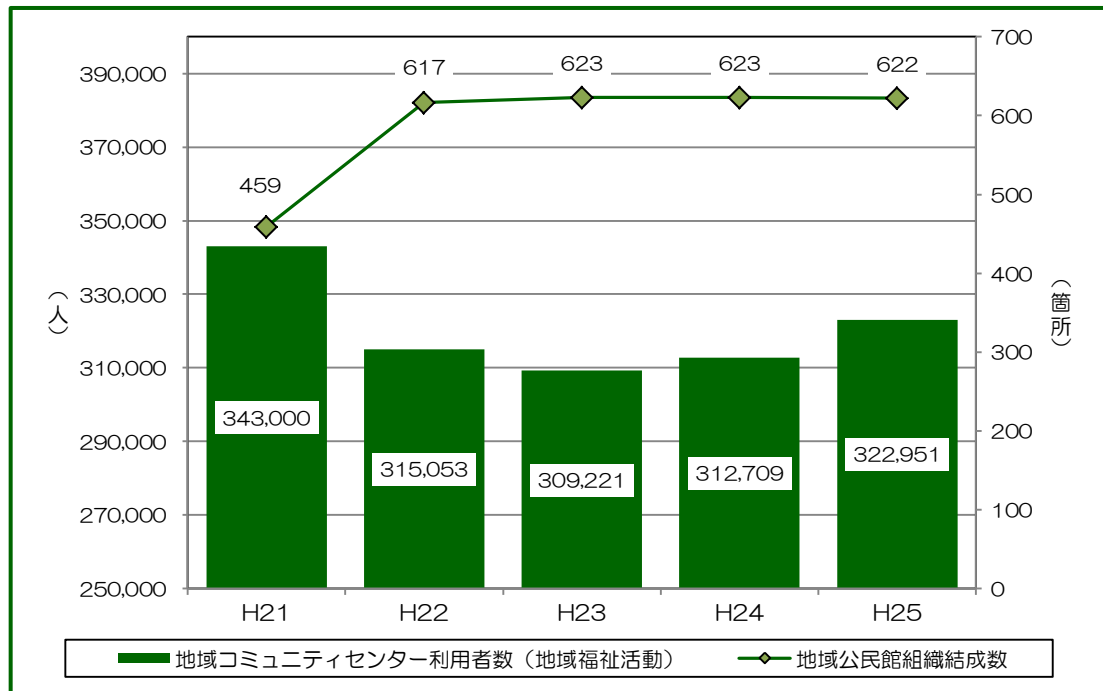
地域福祉活動の拠点施設として、多くの市民や団体に、地域コミュニティセンターや地域公民館等が活用されています。

地域コミュニティセンターは平成 25 年度末現在で 64 校区 59 箇所を設置され、地域福祉活動として約 322,900 人が利用しています。

地域公民館組織は、89 校区 622 箇所で結成されています。

【地域コミュニティセンター利用者数（地域福祉活動）等の推移】

（※各年度末）



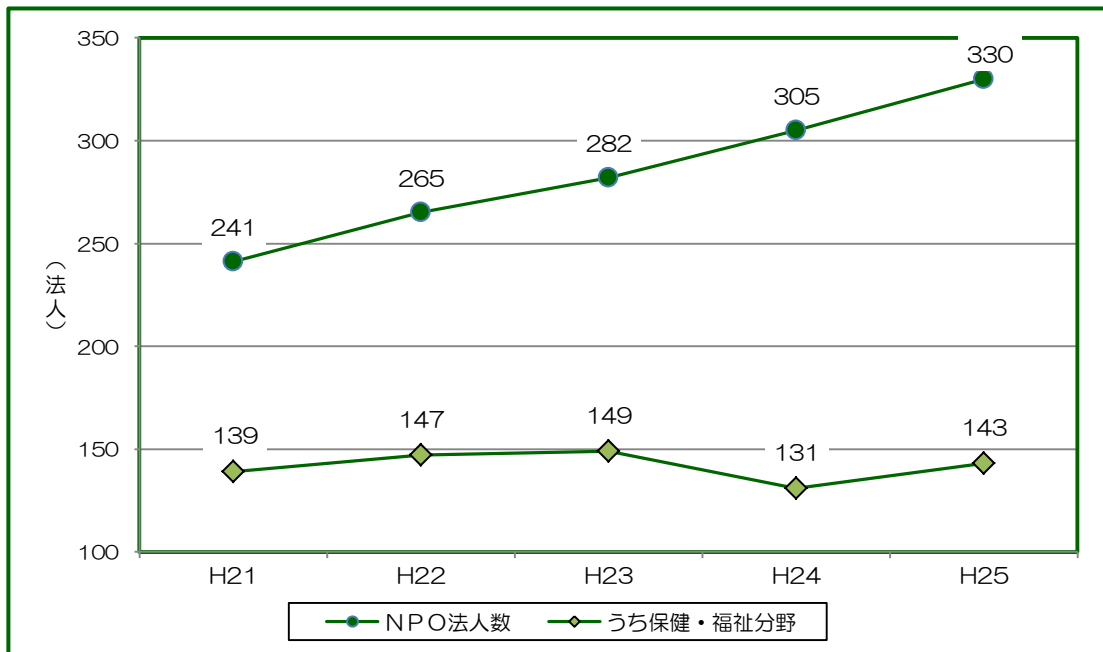
資料：平成 26 年度熊本市社会福祉審議会資料

（3）保健・福祉分野のNPO法人数の推移

地域で活動を展開しているNPO法人は増加傾向にあり、本市の保健・福祉分野のNPO法人数は平成 25 年度末現在で 143 法人となっています。

【NPO法人数の推移】

（※各年度末）



資料：平成 26 年度熊本市社会福祉審議会資料

第3章 計画の基本構想

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、これまでの計画の理念を継承し、その実現に向けた施策を推進してまいります。

市 民 主 体

市民一人ひとり自らが、地域福祉活動に主体的に参画し、福祉のまちづくり実現の一翼を担う取組みを進めます。

個人の尊厳・人権の尊重

住み慣れた地域の中で、全ての人とともに生き、ともに暮らし続けながら、誰もが人間として尊重される地域社会の実現を目指します。

住民相互の支え合い

地域住民がお互いに理解し、支え合い、助け合える地域社会の実現を目指します。

市民・事業者・行政の協力と連携

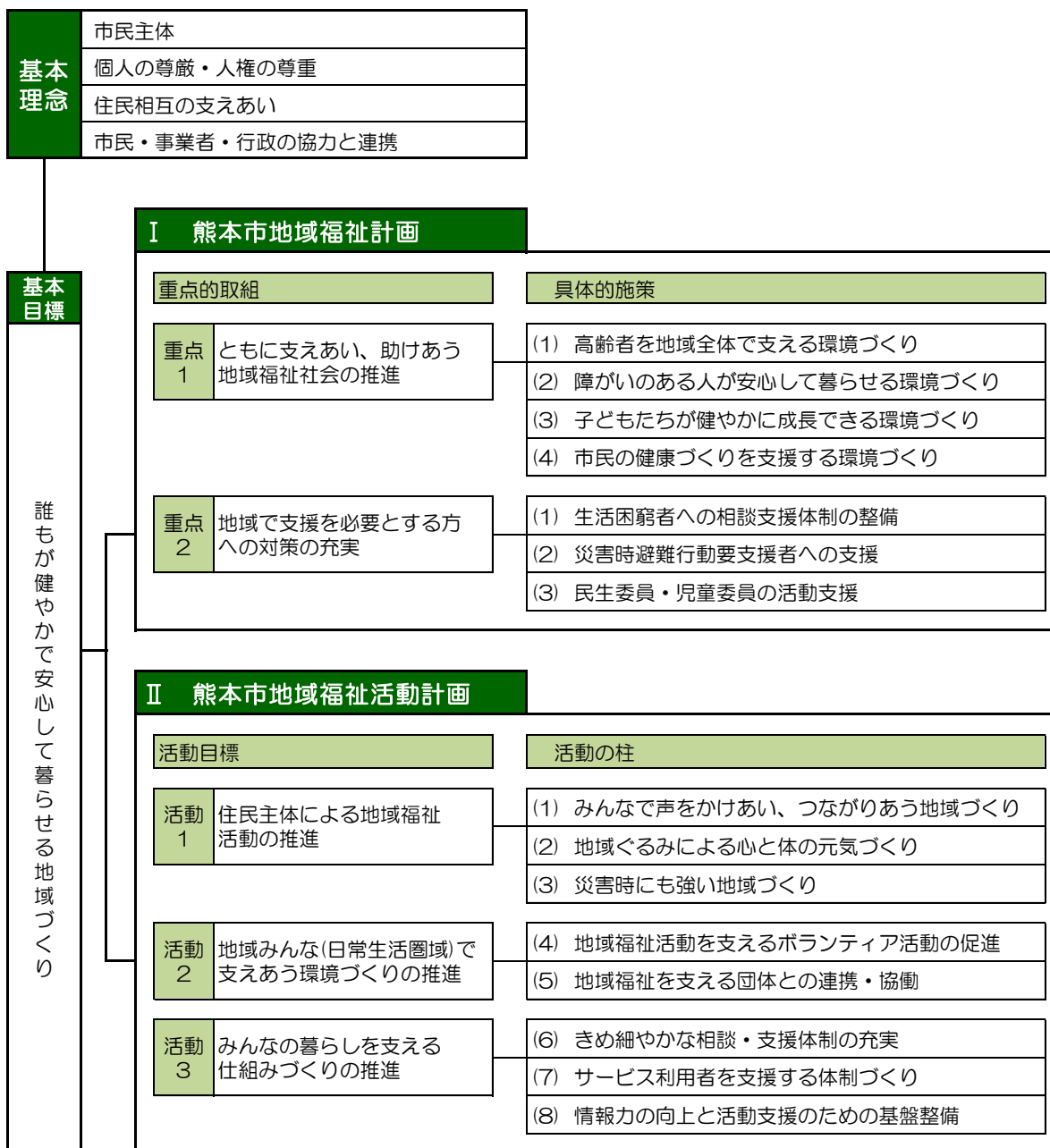
地域の福祉課題に対して、地域住民、地域団体、ボランティア、NPO、福祉事業者、自治体等が協力と連携を図りながら、協働のまちづくりを進めます。

2 計画の基本目標

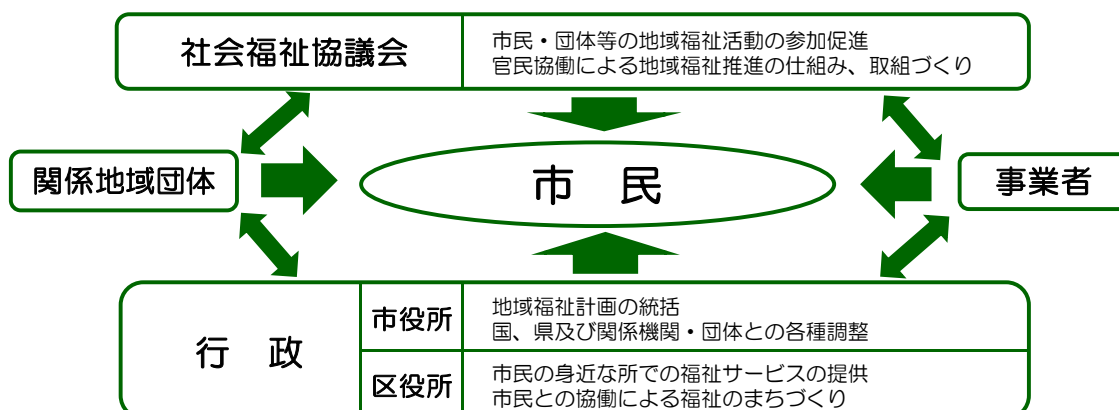
誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり

計画の基本理念に基づき、子どもから高齢者まで全ての方が、住み慣れた地域で、ともに支え合い、つながり合い、明るく幸せな暮らしを送ることができる地域づくりを、計画の基本目標とし施策の取組みを進めます。

3 計画の体系



【計画を推進するための協力と連携】



第4章 施策の展開

I 熊本市地域福祉計画

熊 本 市

ここでは、熊本市が策定する「熊本市地域福祉計画」について提案します。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的策定について】

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、いずれも地域福祉の推進を目的とした計画であり、目指す方向性を同じくしております。両計画は、相互に補完・補強し合う関係にあり、連携と役割分担のうえ、総合的に推進する必要がある、第3次計画から一体的に策定及び推進を行うこととしました。

施策 1

高齢者を地域全体で支える環境づくり

我が国では世界に例のないスピードで高齢化が進み、平成 19 年には高齢化率が初めて 20%を超え、5 人に 1 人が高齢者という「超高齢社会」を迎えています。今後も更に高齢化は進み、2060 年には 2.5 人に 1 人が高齢者という非常に大きな人口構造の変化が到来することが予想されています。

超高齢社会を迎え、単身高齢者、要介護高齢者、認知症高齢者の増加が想定される中、高齢者の尊厳、個別性の尊重を基本に、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を支援することをめざしていくためには、支援を必要とする高齢者を地域で支える仕組みを構築していくことが必要です。

また、活力のある明るい社会を実現するためには、高齢者がいつまでも健康で、これまで培われた知識や能力を最大限に発揮しながら、地域社会との関わりを継続していくことが重要であり、高齢者が積極的に社会と関わり、あるいは経済社会の担い手として活躍できるような環境づくりが求められます。

1 地域包括ケアの仕組みづくり

現状と課題

① 将来を見据えた課題

- ◇ 介護保険制度の導入により、家族等による介護の負担は確実に軽減されてきていますが、特に、医療ニーズの高い方や重度の要介護者を地域で介護しようとする場合、専門的なケアや夜間を含めたケアなどが必要となることから、単身・高齢者のみの世帯では自宅での生活をあきらめざるを得ない、あるいは介護する家族の負担が重くなっている状況が見られます。
- ◇ 在宅を望む多くの要介護高齢者及びその家族が、施設への入所を希望されるというケースの背景には、このような重度の要介護者を地域で適切に支えられないという事情があると考えられます。高齢者本人及び家族にとって、何かあった時に対応してくれる人がいないことへの不安は大きいのが現状です。
- ◇ 介護者自身が高齢である「老老介護」、介護者も認知症を患っている「認認介護」や高齢者の孤立化等の問題も生じており、単身・高齢者のみの世帯に対する地域の支援の必要性も高まっています。

- ◇ 超高齢社会が進展し、医療・介護などの社会保障給付費の増加が想定される中、どのようにして持続可能な社会保障制度を確立していくかが求められています。特に、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年（平成37年）を目途に、全国的に地域包括ケアシステムの構築が求められるなか、介護保険制度においては、全国一律の予防給付から地域の実情に応じた新しい総合事業への移行が示されるなど、市町村の創意工夫による地域包括ケアシステムの構築が大きな課題になっています。

② 医療、介護、介護予防、生活支援、住まい等各要素における課題

- ◇ 医療・介護については、今後、高齢者が増加し、高齢者ニーズが多様化する中、住み慣れた自宅で医療・介護を受けたいと考える高齢者も増加することが想定されます。こうしたニーズに対応するためには、在宅医療・介護を提供するサービス提供側の体制が整備されることが必要となります。そのためには、医療・介護人材を確保するとともに、サービスを適切に提供するための専門職同士のネットワークづくりが必要となりますが、依然として医療と介護の専門職同士の連携が不十分、また、特に認知症高齢者の生活を支える仕組みが不十分という課題があります。
- ◇ 介護予防については、元気高齢者を増やし健康寿命を延ばしていくことが介護保険制度の今後の適切な運営を行う上でも大変重要になります。
そのため、生活習慣病予防など高齢期になる前からの健康づくりと介護予防との一体的な施策展開が課題となっています。また、今回の介護保険制度改正により、新たに介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス提供の仕組みを作ることが課題となっています。
- ◇ 住まいについては、福祉行政と住宅行政の連携強化、高齢者の住まいの情報を提供する仕組みの構築が必要とされています。
- ◇ 本市では、平成24年4月の政令指定都市移行後、区役所ごとに市民、地域団体、行政が協働でまちづくりビジョンを策定し、区ごとのまちづくりを進めるとともに、校区ごとの健康まちづくりを始めていますが、地域包括ケアシステムを構築するためには、医療・保健・介護の専門職、地域団体・NPO法人など地域の力をいかに活用するかが重要なポイントになると考えています。

取組施策

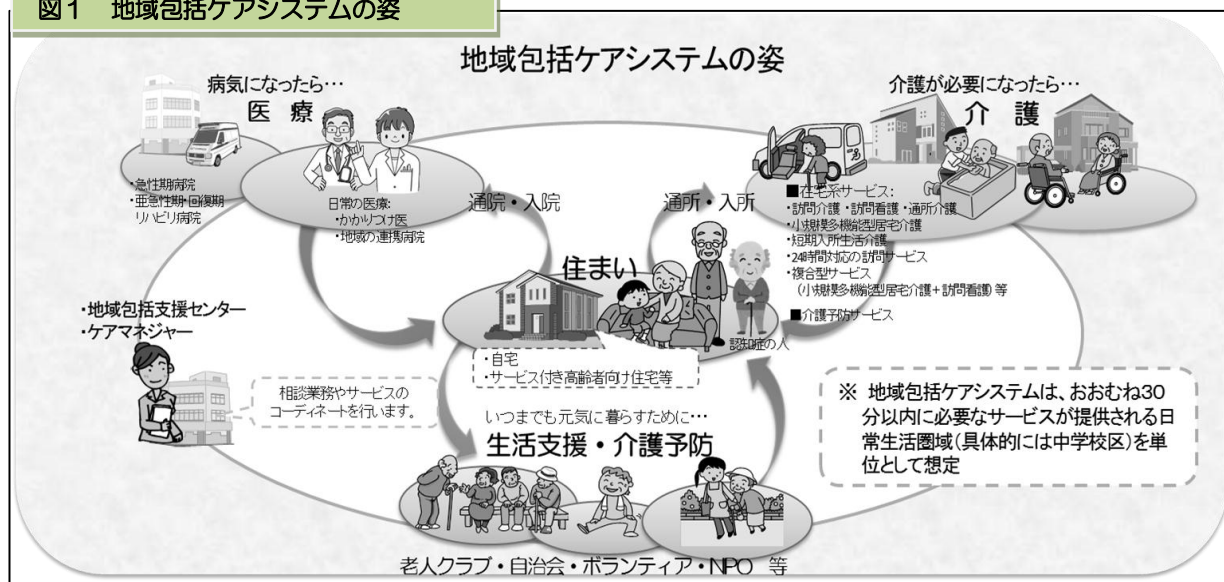
① 地域包括ケアシステムの構築に向けて

本市では、日常生活圏域を軸に、医療、介護、介護予防、生活支援、住まい等の各要素が継続的かつ包括的に、支援を必要とする高齢者に提供される地域包括ケアシステムの構築を、行政、医療、介護の専門機関、地域団体・NPO法人等、市民が協働で目指します。その中で、高齢者の健康づくりと介護予防の取り組み、認知

症対策、在宅医療・介護の推進など、在宅での高齢者の生活を支えるために必要な施策を重点的に展開していきます。

- ◇ 今後も在宅医療を行う医師を増やす取り組みや多職種連携を進める研修会の開催、市民への啓発等を通じて、在宅医療・介護を推進していきます。
- ◇ 認知症疾患医療体制の構築、認知症高齢者を地域で見守る仕組みづくり、認知症に対する理解浸透、認知症家族への支援等を進めていきます。
- ◇ 地域での健康づくり活動や介護予防活動を推進するとともに、一般介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業を推進していきます。
- ◇ 本市では高齢者向けの住まいの安定的な確保に向けて、高齢者の施設や住宅について、福祉部局と住宅部局が連携して施策を進めていきます。
- ◇ 今後、益々必要性が高まる成年後見制度・権利擁護事業について取り組みを強化していきます。
- ◇ 保険者である本市が関係団体・機関と連携を図りながら介護保険事業を円滑に運営し、制度の仕組みや手続きなどの広報・情報提供の充実等に取り組みます。
- ◇ 特別養護老人ホームについては、介護保険制度の改正により、新規入所者の基準が、原則、要介護3以上に限定されたことに伴い、要介護3以上の入所希望者のうち在宅の被保険者について、早期対応が必要であり、将来を見据えつつ、第6期の3年間で計画的に整備を進めます。
- ◇ 要介護者等に真に必要な介護サービス、要介護者等の有する能力に応じた適切な介護サービスが提供されるよう、介護サービスの質の向上に取り組みます。
- ◇ 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みにおいては、地域包括支援センターの役割が非常に重要になります。地域包括支援センターは、自ら高齢者のニーズ把握、地域資源の把握を行うとともに、区役所や地域団体、医療・介護の関係機関等と連携し、様々なステージの高齢者を支える核としての機能を果たしています。今後、認知症対策や介護予防事業など、地域包括支援センターにさらに求められる役割に応じた機能強化を図っていきます。

図1 地域包括ケアシステムの姿



2 高齢者見守り体制の強化と地域資源の把握

現状と課題

- ◇ 地域包括ケアの仕組みを構築するためには、地域における高齢者がどのような生活を営み、どのような問題やニーズ等を抱えて暮らしているのか、その実態を把握することが前提となります。
- ◇ 民生委員・児童委員や自治会活動等を通じて、地域での高齢者の見守りをを行っているほか、地域包括支援センター、医療機関、福祉施設等が各々の業務の一環で高齢者の実態を把握するのではなく、網羅的に高齢者の実態を把握し、支援が必要な高齢者をサービスにつなげていくことが必要です。
- ◇ 高齢者の見守り事業を推進することによって、地域における高齢者の実態が地域において把握され、その情報が体系的に管理されるとともに、今後の高齢者の見守り活動の更なる推進を図ることが可能となります。また、ここで把握された個々の高齢者情報は、地域包括ケアの出発点となるものと期待されます。
- ◇ また、認知症高齢者は、その病気の症状として起こる徘徊等のため、緊急に適切な支援・保護が必要となることがあります。こうしたことから、認知症高齢者を地域や関係機関が連携して見守る仕組みづくりが必要です。

取組施策

① 高齢者見守り事業の推進

- ◇ 高齢者の実態把握を、地域包括支援センターと民生委員・児童委員等との協働により実施していますが、平成27年度以降も継続的に実施し、高齢者の実態の更なる把握を進めるとともに、地域全体で高齢者を見守る仕組みづくりを行い、支援が必要な高齢者に対して適切なサービスにつなげていきます。
- ◇ 中学生による高齢者見守りボランティア（ジュニアヘルパー）の養成、活動支援に取り組み、研修を受講した中学生ボランティアが校区社会福祉協議会など地域の様々な団体の協力を得て、高齢者宅の訪問による声かけ・見守り活動を行うことで、重層的な高齢者見守り体制を構築するとともに、世代間交流による高齢者の生きがい創造を図ります。
- ◇ 認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場等において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

② 「地域ケア計画」に基づく支援

- ◇ 地域における高齢者支援に関する連携主体、介護サービス主体に加え、インフォーマルサービスの提供主体も含めた地域資源を整理した「地域ケア計画」を基に、地域包括支援センターと関係機関・地域団体との連携を進め、地域における高齢者の重層的な支援を行うとともに、今後設置が予定される「生活支援コーディネーター」による地域資源の把握等の取り組みとの連携を図ることとします。

3 高齢者の生きがいづくりと積極的な社会参加の促進

現状と課題

- ◇ 超高齢社会が到来する中、活力のある明るい社会を実現するためには、高齢者がいつまでも健康で、これまで培われた知識や能力を最大限に発揮しながら、地域社会との関わりを継続していくことが重要です。
- ◇ 高齢者の約８割の方は、介護等の必要のない、いわゆる「元気高齢者」と呼ばれる方たちであり、これらの方たちが生きがいと喜びをもって生活し、健康で活力ある暮らしをしていただくための施策が求められます。
- ◇ さらに、社会とのつながりを持たない単身世帯高齢者の引きこもりは、孤独死等の社会問題の要因になっていると考えられることから、高齢者の社会参加を積極的に推進することが必要です。

取組施策

① 社会活動への参加支援／ボランティア活動参加の支援

- ◇ ボランティアに対する関心は年々高まっており、高齢者の方たちが、自らの生きがいと喜びを見いだすのみならず、世代間や世代内の交流を深めて世代間連携や相互扶助の意識醸成にも貢献することが期待できるボランティア活動への参加を促進するために、本市に寄せられるボランティア情報などを基に、老人クラブなどを通じた積極的な情報提供に努めます。

② 趣味、文化活動の支援／高齢者の活動拠点づくり

- ◇ 高齢者の方たちが地域の中でふれあいながら、日々楽しく過ごすことが出来る「老人福祉センター」や「老人憩の家」等の交流拠点施設や、大地とふれあい、作物を作る喜びを感じられる「老人農園」など、高齢者の活動拠点となる施設を活用していただけるよう努めます。

③ 老人クラブ活動の支援

- ◇ 地域の中に細やかに組織されている老人クラブでは、健康づくりや閉じこもりがちな高齢者に対する訪問活動、更にはレクリエーションやボランティア活動等を通じた地域連帯感の醸成などが積極的に行われており、地域活動の推進役として大きな役割を果たしながら高齢者を支える中心的存在となっています。
- ◇ それぞれの老人クラブの主体性を尊重しながら、更なる老人クラブの活性化に向けて、熊本市老人クラブ連合会などとも連携を図りつつ取り組みを進めます。

④ 就労支援

■ シルバー人材センター

- ◇ シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和 61 年 10 月）に基づき、高齢者の就労活動等をサポートする団体として設立されたものです。
- ◇ 高齢者の就労希望が増加していく背景には、経済社会に対する不安と生活の安定化が考えられます。
- ◇ 高齢者の就労の機会を増やし、経済社会の活力の維持・増進と社会発展に寄与するために、シルバー人材センターの組織強化と新規会員の登録促進のための支援等を行います。

■ 就労を通じた社会貢献への意欲を生かせる環境づくり

- ◇ 就労支援セミナー等の開催など高齢者への就業支援を推進し、宅配サービス等のコミュニティビジネスの創出（新規創業に対する支援の拡充の検討）など、就労を通じた社会貢献への意欲を生かせる環境づくりを進めます。
- ◇ また、介護保険サポーター・ポイント制度の実施や、自治会・老人クラブ活動への支援・情報提供の推進を進め、地域における社会貢献活動を推進します。

成果指標

項 目	基準値 (H20 年度)	実績値 (H25 年度)	目標値 (H29 年度)
65 歳以上の元気な 高齢者の割合	78.61%	79.05%	79.41%

※ 本成果指標は「くまもとはつらつプラン」との整合性を図り、目標値を H29 年度と設定し、H29 年度の次期改定を踏まえ、改めて目標値の再設定を行うこととします。

施策2

障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

障がいのある人の数（障がい者手帳取得者）は年々増加傾向にあります。

病気や事故などによるものだけでなく、加齢に伴う心身機能の低下、生活習慣病やストレスからのうつなど、増加の要因は様々です。また、発達障がいと診断される人や、障害者総合支援法の施行により新たに障がい者の範囲に加わった難病患者など、障がい者手帳を持たない障がいのある人も増えています。

そこで、障がいのある人に対して、適切な保健・福祉サービスの提供に加え、相談体制や情報提供を充実し、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立して暮らす中で自分らしく働いたり、スポーツや余暇活動などを身近に楽しめるよう、多様な社会参加の機会や環境づくりに取り組みます。また、このような地域における活動を進めるにあたって必要となる周囲の市民の障がいに対する正しい理解を促進します。

本市においては、地域に暮らす市民が、障がいや周囲の障がいのある人に対して正しく理解し、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

現状と課題

- ◇ 障害者権利条約の締結を受け、国では平成 23 年に差別の禁止などを盛り込んだ形での障害者基本計画の改正、平成 24 年に障害者虐待防止法の施行、平成 25 年に障害者差別解消法の制定が行われ、また、熊本県では平成 24 年に「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」が施行されるなど、障がい者の権利擁護や虐待防止に関する法整備が進んでいますが、依然として障がいのある人が差別や偏見などに悩まされるケースがあります。
- ◇ 障がい者の社会参加には、就労をはじめ、文化やスポーツ活動、余暇活動などがあげられ、これらは障がい者の自立の一助となるとともに、生きがいや喜び、コミュニケーションなどに資する重要な活動ですが、まだそのような機会や周囲の市民の理解は十分とは言えません。
- ◇ このような状況の中、障がいのある人もない人も同じ地域の中で共に生活する社会を目指すためには、地域住民が多様な障がいに対して正しく理解するとともに、誰もがお互いを尊重し、支え合うことが必要です。
- ◇ 現在、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、各種相談や必要な支援を行う相談支援事業のほか、障がいの特性ごとや年齢に応じた各種相談窓口がありますが、まだ必要な人に十分認知・利用されているとは言えません。
- ◇ 住み慣れた地域の中で障がいのある人が安心して生活を送るために、障がいのある人のニーズに応じて必要な在宅福祉サービスの充実が必要です。

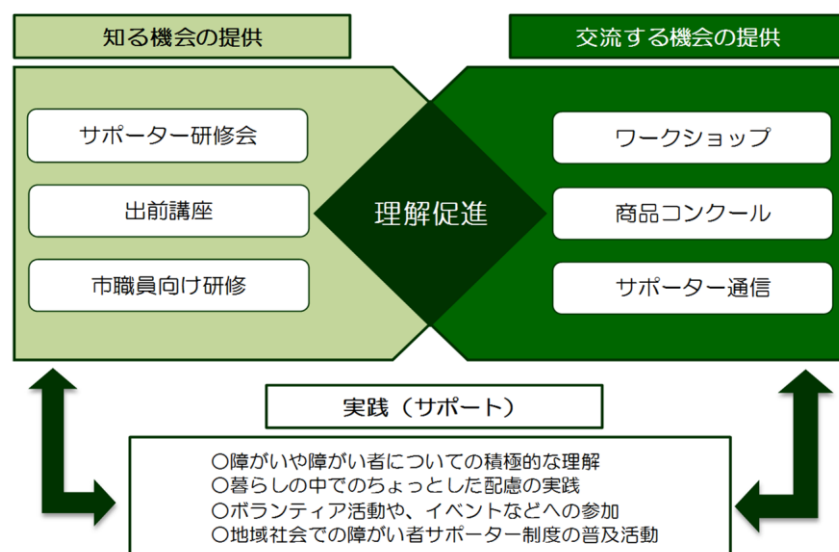
取組施策

① 偏見や差別を取り除き相互理解を深めるための理解促進

- ◇ 障がい者サポーター制度※をはじめ各種啓発活動により、市民の理解の促進と交流活動の促進を図り、障がいを理由とする差別や偏見の解消に取り組みます。
- ◇ 地域での生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行である社会的障壁の除去に取り組みます。
- ◇ 成年後見制度の活用や虐待防止の取組みなどにより、権利擁護を推進します。

【参考】障がい者サポーター制度とは？

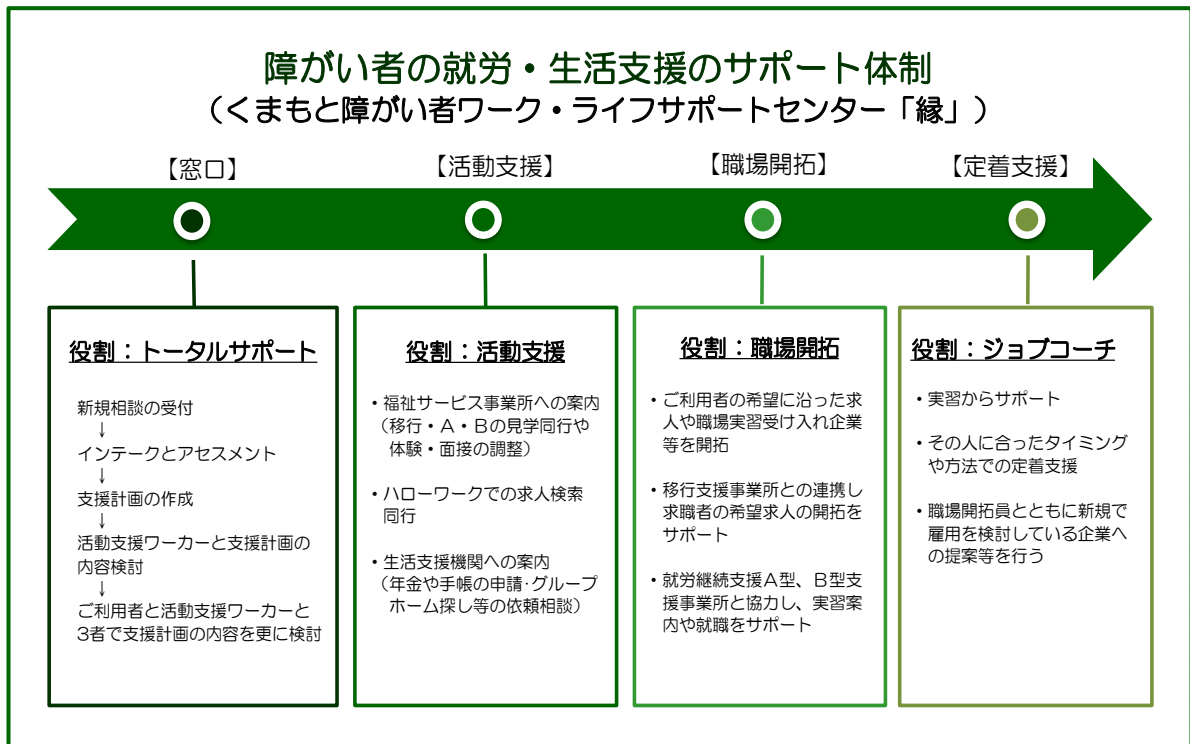
障がいについて知る機会がなかったり、障がいのある人と接する機会がなかった市民の方々に、サポーターの活動を通して「障がい」への理解を深めていただき、関心を広げていくための取組みです。専門的な知識や技術は不要であり、意欲のある方であれば、どなたでもサポーターになることができます。



② 社会参加の促進

- ◇ 熊本市障がい者就労・生活支援センター（くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター「縁」）を中心に、雇用促進と就労支援を進めます。（図 1 参照）
- ◇ 生産活動や創作的活動、文化活動・スポーツ等様々な活動の機会提供と環境づくりを促進します。
- ◇ 障がい福祉に関する市民のボランティア活動を促進します。

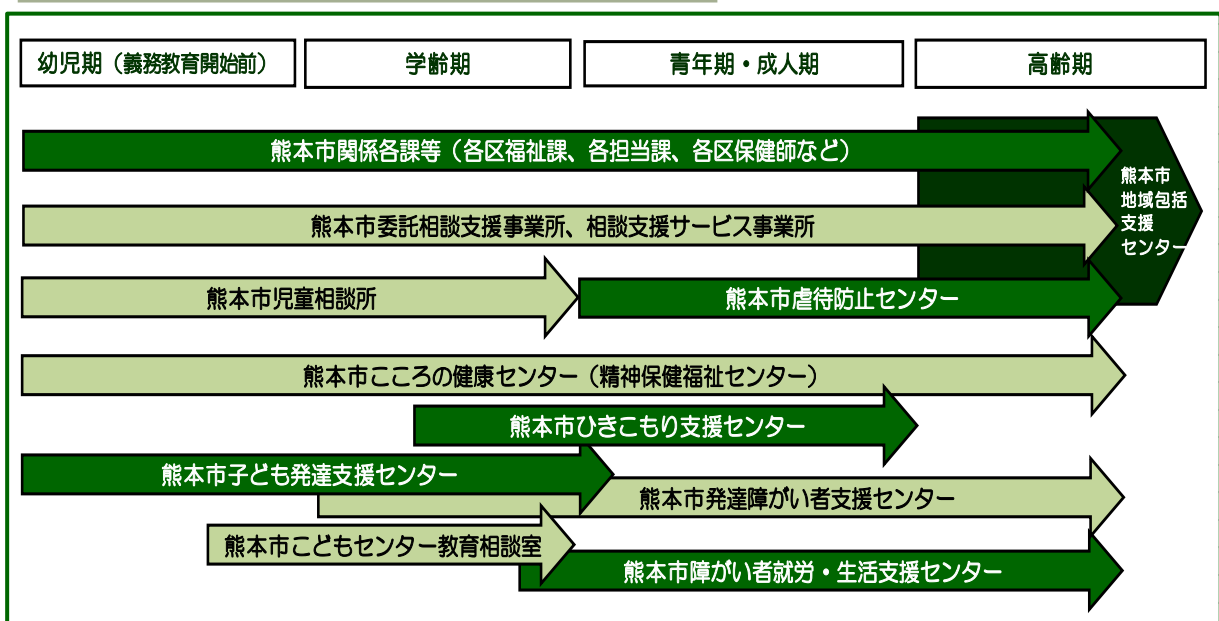
図 1 障がい者の就労・生活支援のサポート体制



③ 相談支援体制の充実

- ◇ 利用しやすい身近な相談窓口づくりを進めます。(図 2 参照)
- ◇ 専門的な相談支援機能を充実します。
- ◇ 多様な窓口・機関の連携により、総合的に情報提供を行います。

図 2 熊本市における相談支援機関



④ 在宅福祉サービスの充実

- ◇ 障がいの種類、程度や様々なライフスタイルに応じた訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）や日中活動系サービス（生活介護、療養介護、児童通所支援、短期入所等）の質と量を確保します。
- ◇ 移動支援や訪問入浴サービス、日中一時支援事業、地域活動支援事業など、地域生活支援事業の推進を図ります。
- ◇ 障害者総合支援法に基づくサービス以外にも、地域の実情に応じて必要なサービスを行います。

成果指標

項 目	基準値（H26 年度）	目標値（H30 年度）
熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだ と思う割合	34.0%	45%

※ 熊本市障がい者アンケートにより（H26 年 7～8 月実施）

※ 成果指標は「熊本市障がい者プラン」との整合性を図り、目標値を H30 年度と設定し、H30 年度の次期改定を踏まえ、改めて目標値の再設定を行うこととします。

施策3

子どもたちが健やかに成長できる環境づくり

少子化の進展や核家族化、地域のつながりの希薄化など、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、仕事と家庭の両立の困難さや子育て世帯の孤立化、さらには経済状況や企業経営の厳しさから、共働き家庭の増加や、特に若年者の非正規用の割合が高い水準で推移するなど、妊娠・出産・子育てに対する不安や負担感が増加しています。

そこで、行政等が行う保育サービスの充実等の取り組みとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進等働きやすく子育てしやすい環境づくりといった企業の取り組みに加え、子どもが育つ地域において、子育てや子どもの成長を地域社会全体で支えていくことがますます重要となっています。

未来を創る子どもたちは熊本市の宝であり、子どもの元気な声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くような、子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりを進めてまいります。

1 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

- ◇ 子どもを育てるすべての家庭を対象に、子育ての負担感や不安感を軽減するため、情報提供や相談、養育支援など子育て支援サービスの充実が必要です。
- ◇ 核家族化の進展等により、保護者の傷病・入院・就労等のため、一時的に誰かに子どもを預ける必要が発生した際の対応の必要性など、保護者のニーズが拡大しています。

取組施策

① 地域子育て支援拠点の充実

- ◇ 地域や社会全体で支援を行うため、地域子育て支援センター等を拠点に、子ども文化会館、児童館、夢もやい館等を「子育てほっとステーション」と位置づけ、子育て支援に関する最新の情報の提供、育児・教育の悩みや不安についての相談、親同士の仲間づくりの場として、相互の連携を図りながらサービスの充実に努めます。
- ◇ 平成26年6月には、交通の利便性が高いまちなかに土日にも利用できる「街なか子育てひろば」を開設するなど、今後更に利用しやすい施設として、機能充実及び施設の周知を図り、更なる利用促進に努めます。

② 地域子育て支援サービスの充実

- ◇ 家庭における育児が一時的に困難な場合の一時預かり事業の実施や、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ・トワイライトステイ事業、病児・病後児保育事業など、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度においても充実を図ることとされた「地域子育て支援サービス」の拡充を図ります。

③ 各戸訪問による育児支援の充実

- ◇ 育児不安の解消、産後うつ対策等、子どもの健やかな成長と母親の心身の健康づくりを支援するため、母子保健法に基づく訪問指導とともに、民生委員児童委員協議会等の協力を得て、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」により、母親が身近な場所で気軽に相談できる体制を整え、必要な支援や地域の子育て支援活動につなげます。
- ◇ これらの訪問を通じて、母子の心身の状況や養育環境等を把握し、支援が必要な親子の早期発見に努めます。

成果指標

項 目	基準値（H25 年度）	目標値（H31 年度）
地域子育て支援施設 利用者数	111,901人	123,086人

2 地域における子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

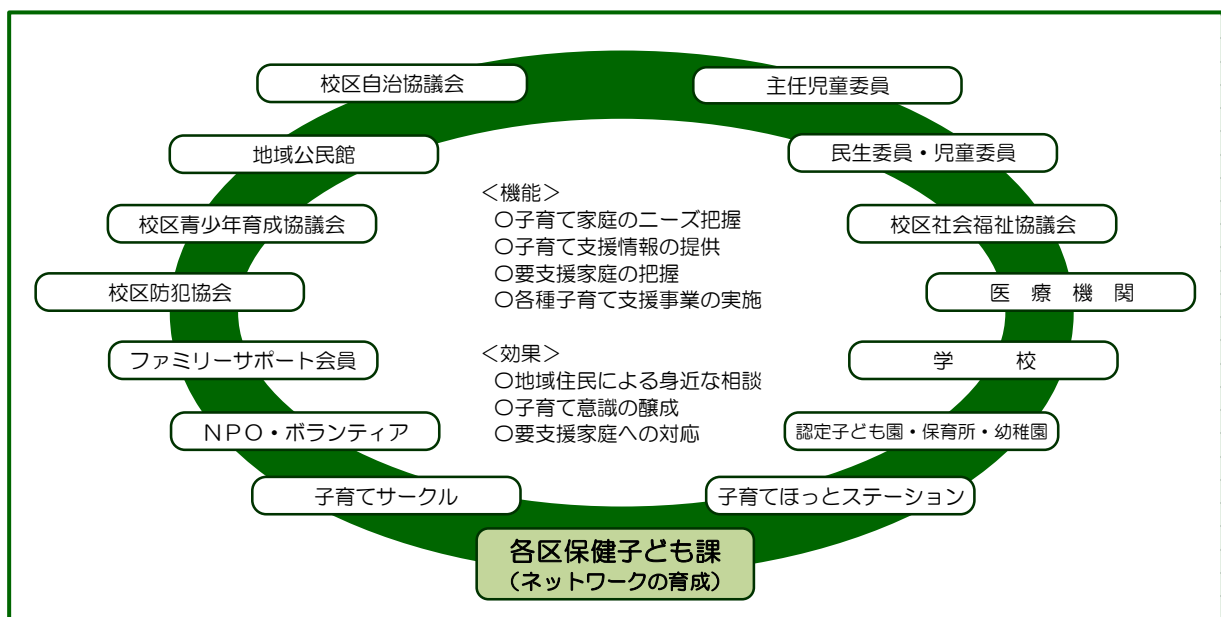
- ◇ 保護者の育児ストレス軽減や親同士の交流、親育ちの場として地域で重要な役割を果たしている子育てサークルやNPO等の子育て支援団体、小学校区ごとに構築した子育て支援ネットワークの活動支援や相互連携が求められています。
- ◇ 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、インターネットやテレビゲームなどの間接体験や疑似体験が多くなっており、人と人との交わり、自然とのふれあい、社会とのふれあいという直接的で実践的な生活体験や活動体験の充実が求められています。

取組施策

① 子育て支援のネットワークの活性化

- ◇ エンゼル基金からの助成などにより、子育てサークル・子育て支援団体の育成を行うとともに、活動事例に関する情報提供や人材の派遣等による支援を行いながら、多くの保護者の参加を促進するとともに、子育てサークルのネットワーク化とその連携を図るなど、活動基盤の強化や活動の活性化に向けた支援を行います。（図1参照）
- ◇ 支援が必要な家庭の把握や地域情報の提供など、きめ細やかな子育て支援の取り組みを行うため、地域の関係者、保育所・幼稚園関係者、学校関係者、行政などで構成された子育て支援ネットワークの活動を推進します。また、研修会やネットワーク会議の開催等を通して、各区役所管内における連携・協力とあわせて、全市的な連携・協力を推進します。

図1 子育て支援ネットワーク



② 地域における見守り体制の充実

- ◇ 生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」では、民生委員児童委員協議会等による地域組織等の協力を得て訪問を行い、これを通じて母子の心身の状況や養育環境等を把握し、支援が必要な親子の早期発見に努めるなど、母親が身近な場所で気軽に相談できる体制を整え、必要な支援や地域の子育て支援活動につなげます。
- ◇ 児童虐待防止に関しても、地域ネットワークとの連携のもと、その予防、早期発見、見守りなど地域における対応を強化します。

③ 子どもたちの地域交流の機会や活動拠点の充実

- ◇ 児童館や公民館、図書館、博物館、プレイパークなど様々な施設で子どもたちが活動できる場や機会を提供します。
- ◇ 子育て支援ネットワークとの連携で、子どもたちの情報の共有と効果的な情報発信を行い、異なる世代の子ども同士との交流や地域との関わりを促進することにより、子どもたちの活動の活性化を図ります。

成果指標

項 目	基準値（H25 年度）	目標値（H31 年度）
地域での子育て支援活動に参加した市民の割合	18.2%	26.0%

施策4

市民の健康づくりを支援する環境づくり

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすいよう、健康を支える環境を整備することが必要であり、区役所を中心とした小学校区単位の健康まちづくりを進めるとともに、企業や団体等の協力を得る等により、市民が主体的に行う健康づくりを支援する環境の整備に取り組みます。

1 小学校区単位の健康まちづくり

現状と課題

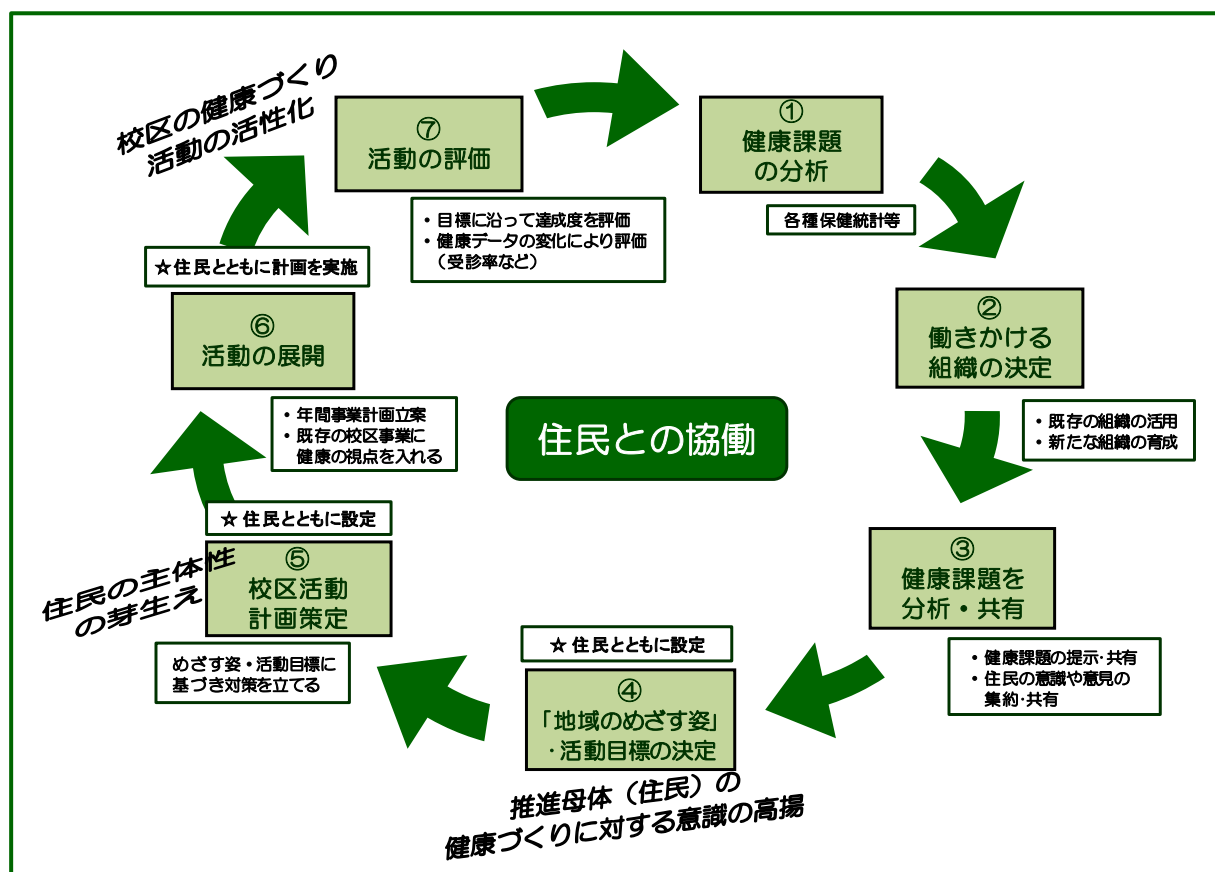
- ◇ 本市では、これまで市民と協働し、健康くまもと21の取り組みや小学校区単位での健康づくり活動などを実施してきました。
- ◇ 第6次総合計画の市民アンケートによると、「自ら健康づくりに取り組んでいる市民」の割合は、平成25年度66.5%という結果でした。
- ◇ 従来、「健康づくり」は、個人の意識に拠るところが大きいものと考えられてきましたが、実際には一人で取り組むことは難しく、個人の健康づくりを実践、継続していくためには、人と人とのつながりを強め、お互いに支えあうという地域の環境整備が必要です。
- ◇ また、健康な地域の背景には、「いいコミュニティ」があることが指摘されていることから、地域のつながりの強化、地域づくりは重要です。
- ◇ 今後も、より多くの人々が健康づくりの取り組みを継続していくことができるような地域づくりに、市民と協働で取り組んでいく必要があります。

取組施策

- ◇ 小学校区を単位とし、校区の健康課題や健康づくりの目標を市民と共有しながら、校区の特性に応じた健康をテーマとしたまちづくりの取り組み（以下、「校区単位の健康まちづくり」という。）を推進します。
- ◇ 各区の特性や地域活動団体の状況等を明らかにするとともに、これらを踏まえた区の目標や成果指標、区の推進体制などの基本的な事項をまとめた「熊本市健康まちづくり活動方針」に基づき、校区自治協議会等の各種団体等を通じて、地域の健康課題等を市民と共有し、活動の計画づくりや具体的な取り組みを協働で実施します。（図1参照）

- ◇ 生活習慣が形成される時期に展開される学校保健は、ライフステージを通じた望ましい生活習慣の確立を目指す上でとても重要であり、かつ、学校が児童生徒のほか保護者や市民にとっても交流の場でもあることから、今後、健康課題解決に向けた学校保健と地域保健の連携に努めます。

図1 校区単位での健康まちづくり



成果指標

項目	基準値 (H23 年度)	目標値 (H30 年度)
市民と協働で健康をテーマとしたまちづくりを実施する校区の増加	6 校区	95 校区 / 95 校区

※ 本成果指標は「第2次健康くまもと21基本計画」との整合性を図り、基準値をH23年度、目標値をH30年度と設定し、H30年度の同計画の中間見直しを踏まえ、改めて目標値の再設定を行うこととします。

2 健康づくりを支えるボランティアの育成・支援

現状と課題

- ◇ 健康づくりに関する基礎的な知識を身につけ、その重要性を地域の方々に伝え広める活動を行う市民ボランティアの育成は、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくりを推進していくことに繋がります。
- ◇ 本市には育成・支援するボランティアとして、食生活改善推進員、8020 推進員、精神保健福祉ボランティア等があり、平成 26 年 3 月末現在、食生活改善推進員と 8020 推進員等を合わせたボランティア数は 935 名です。
- ◇ 養成講座修了後、活動までに至っていない方も見られます。自主的な活動に参加するなど身近な生活の場での健康づくりの輪が広がるよう継続的な支援が必要です。
- ◇ 校区によって推進員数のばらつきがあり、一部の推進員に負担が偏っている状況にあります。

取組施策

① ボランティアの育成・支援

- ◇ 地域の健康課題等を住民と共有し、その改善に向けた行動へと結びつけるため、校区自治協議会内に健康づくりのための部会の設置や組織化を進めます。
- ◇ 地域の健康づくり部会等の運営を担っていただく住民の方は、自らの健康づくりはもとより、家族や住民の健康づくりを支援いただくボランティアでもあることから、健康に関する様々な情報提供を行うとともに、各校区の取り組みについて共有する機会をつくるなど、活動を支援します。

② ボランティア支援体制の充実等

- ◇ ボランティア活動に関する情報発信や場の提供など継続した活動を支援し、活動の活性化を図ります。
- ◇ 市民会議のうち専門部会を再編した「健康づくり熊本市民応援団」や、活動を継続する地区住民会議の取り組みを支援します。
- ◇ この応援団等は、子育てや食、スポーツ等、日々の暮らしの中での自主的な健康づくり活動とともに、各区役所の校区単位の健康まちづくりの取り組みと連携し、様々な健康情報の提供やイベント時における人的なサポートを行う等、市民の健康づくりを支援する団体として活動します。

成果指標

項 目	基準値（H24 年度）	目標値（H34 年度）
健康づくり推進に関するボランティア数等の増加	1,327人 (H24.4月末現在)	3,000人

項 目	基準値（H24 年度）	目標値（H30 年度）
過去1年間に地域活動に参加した市民の割合の増加	「参加したことがある」 46.7%	60.0%

※ 本成果指標は「第2次健康くまもと21基本計画」との整合性を図り、基準値をH24年度、目標値をH30年度と設定し、H30年度の同計画の中間見直しを踏まえて、改めて目標値の再設定を行うこととします。

施策1 生活困窮者への相談支援体制の整備

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、市民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう支援するためには、まず、地域における生活困窮者を的確に把握することが重要です。

その上で、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等が行えるよう、地域における自立・就労支援等の体制を構築し、個々の状態に寄り添った支援を行っていくこととなります。

その結果、従前の地域福祉計画で取り上げられてきた諸施策などの既存制度では対応しきれていなかった方々を地域から排除することなく包み込み（ソーシャルインクルージョン）、地域がより一層充実した暮らしやすいまちへと発展していくことが期待されます。

現状と課題

① 生活困窮者自立支援法の成立

平成 25 年 12 月に生活困窮者自立支援法が成立し、本市においては、新制度の施行に向け、平成 25 年 11 月よりモデル事業として、相談窓口「熊本市生活自立支援センター」を中央区役所に設置するとともに、貧困の連鎖の防止のための学習支援など 3 事業を開始しました。

同法に規定される自立相談支援事業等については、平成 27 年 4 月以降、市町村の責務として実施が義務付けられています（第 3 条）

② 生活保護受給者以外の生活困窮者への対策

生活困窮者自立支援法に規定される生活困窮者とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と示されています。具体的には、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもりなど、さまざまな人たちが考えられます。

本市において、地域で生活に困窮されている方を支援するにあたっては、以下の課題が挙げられます。

◇ 雇用の問題や心身の健康、家族や社会との関係性などの複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれ、把握が困難であった人たちからの相談を広く受け止める必要があります。

- ◇ 生活困窮者の多くは地域から孤立し、支援が必要な人ほど自ら助けを求める声を発することが少なく、支援が遅れるほど状況は複雑化し解決が困難となります。
- ◇ 相談窓口という「入り口」の整備だけでは、具体的な問題の解決に至りにくいと思慮されます。

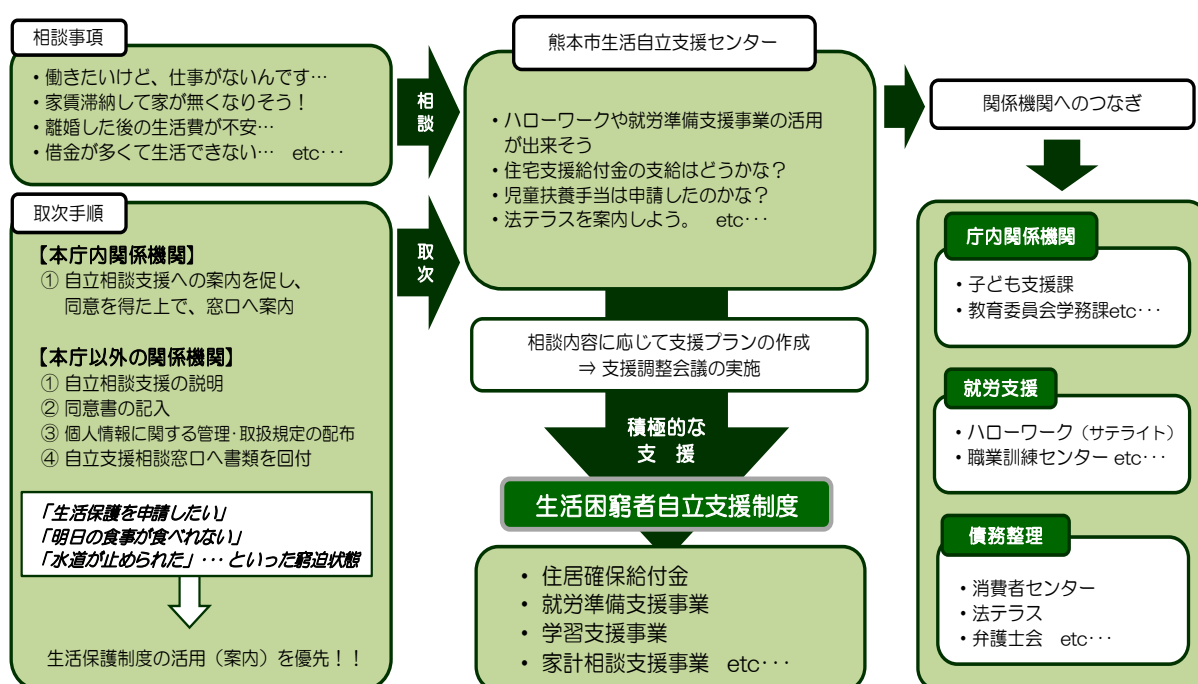
取組施策

① 包括的な支援の実施

- ◇ 複合的で多様な課題を抱えている生活困窮者に対応するために、福祉の窓口を一本化します

- ▶ 市民が最初に福祉相談に立ち寄る場としての機能(必要に応じて担当部署への誘導・案内)を有する福祉総合相談窓口を設置し、福祉相談のワンストップ化を図ります。
(図1参照)
- ▶ ホームレス対策を生活困窮者の「一類型」として、ホームレスへの巡回指導もこの相談窓口により、包括的に対応します。
- ▶ 熊本市社会福祉協議会で実施している生活困窮者への貸付相談についても、同窓口にて市社協職員を配置することで、より、効果的な支援を行います。
- ▶ 福祉総合相談窓口の設置については、将来的には全区での設置を目標としていますが、当面の間は、集中センター化での運用を行い、相談件数の需要を検証した上で、拡大の必要性についての検討を進めることとします。

図1 自立相談支援事業の体制（スキーム）



② 早期的な支援

◇ 「待ちの姿勢」ではなく、庁内関係機関との連携体制を構築し、更に民生委員・児童委員を核とした、近隣住民の方々からの情報が適切に相談機関へと繋げるための「横につながった地域ネットワークの形成」が欠かせません。

必要があれば積極的なアウトリーチ（出向いていく支援）を行い、生活困窮者の早期把握・早期発見に努めます。

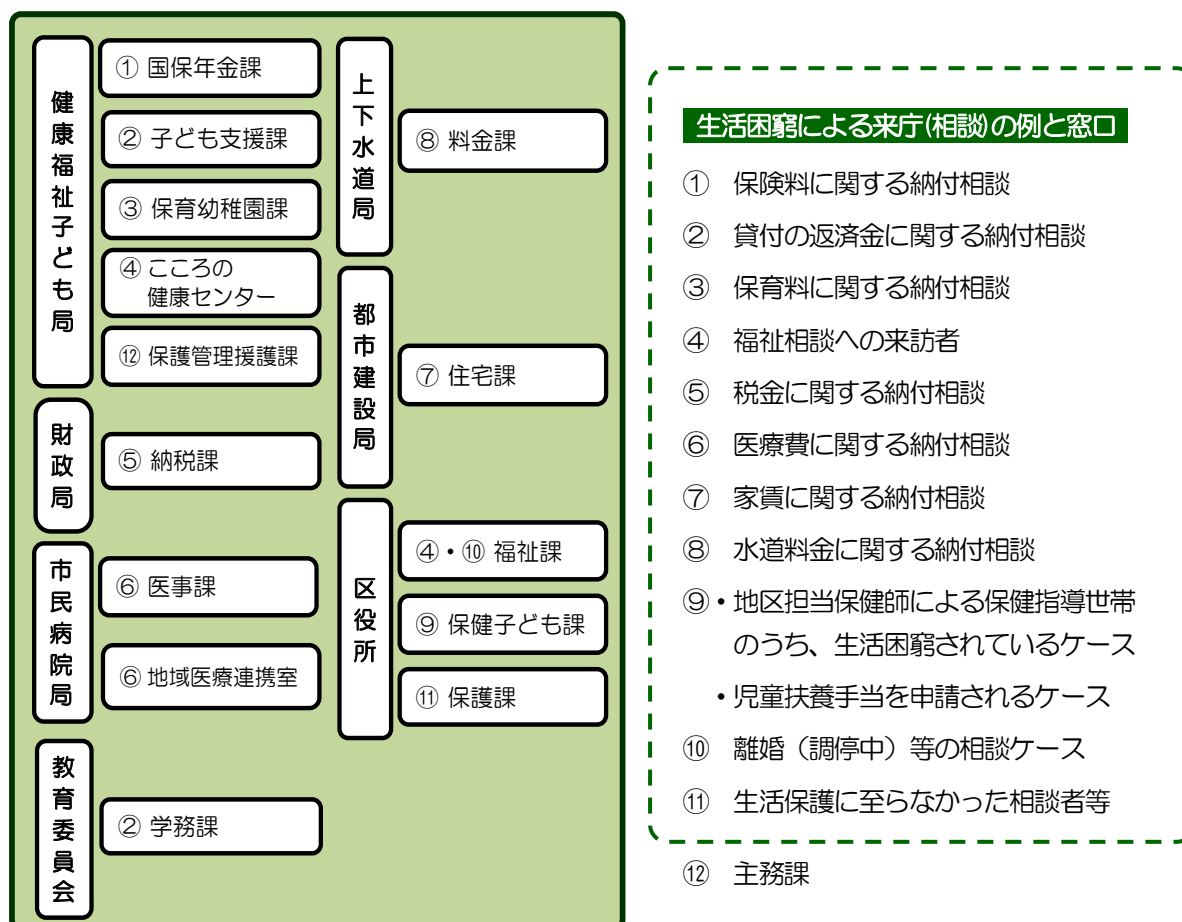
◇ 生活保護受給者世帯の子ども（中学生）を中心に学習支援を行い、親から子への「貧困の連鎖」を防止します。

◇ 生活保護の相談窓口を訪れた方等で以下のケースに該当する場合は、生活困窮者の相談窓口を案内するよう務めます。

- ▶ 生活保護の申請に至らなかった方
- ▶ 収入や資産の関係で生活保護が却下となった方
- ▶ 生活保護から脱却された方の内、支援が必要な方

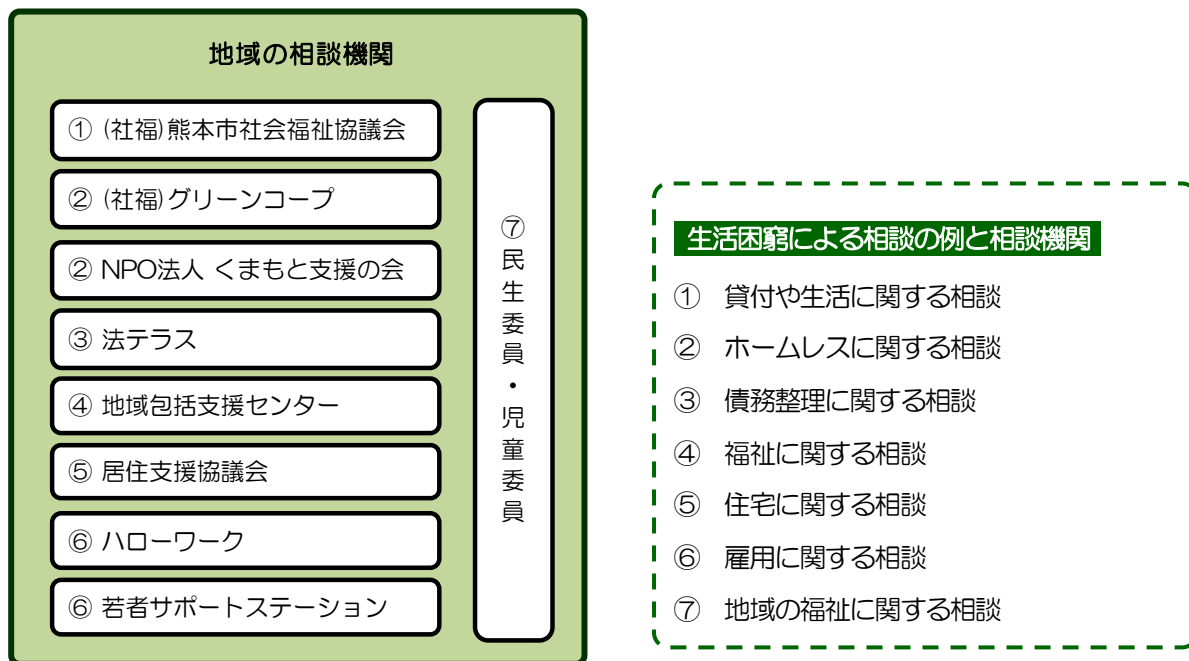
◇ 「生活困窮者庁内関係機関連絡会議」を設置することにより、庁内関係機関の連携体制の強化を図ります。（図 2 参照）

図 2 生活困窮者庁内関係機関連絡会議



- ◇ 「生活困窮者庁外関係機関連絡会議」を設置することにより、庁外関係機関の連携体制強化を図ります。（図 3 参照）

図 3 生活困窮者庁外関係機関連絡会議



③ 創造的な支援の実施

- ◇ 生活困窮者の相談体制を構築するに当たっては、相談窓口という「入り口」の整備だけではなく、働く場や参加する場といった「出口」（インフォーマルな支援）の活用や創造も解決への鍵となるよう、生活困窮者のニーズに応じた具体的な事業を実施します。

【生活困窮者支援として具体的に実施する事業】

事業名	事業概要
自立相談支援事業	地域に生活されている生活困窮者の実情を把握し、その抱える多様な相談を受け、個々の支援プランを策定し、包括的な支援を行います。また、併せて定期的に路上で生活している路上生活者を巡回訪問し、健康相談や生活指導（就労支援・生活保護申請等の支援）を行います。
住居確保給付金の支給	離職により住居を失った（又は失う恐れのある）方に、家賃相当の給付金を支給します。
就労準備支援事業	就労体験等を通じた訓練や生活習慣確立のための指導・ボランティア等を行うことで、日常・社会生活自立のための訓練を行います。

事業名	事業概要
一時生活支援事業 (ホームレス等への衣食住の確保)	居住のない路上生活者等に、有期で宿泊場所・衣食の提供（シェルター事業）を行います。
家計相談支援事業	家計収支等に関する課題の評価・分析をし、相談者の状況に応じた支援計画を作成します。また、法テラス等の関係機関の案内・手続きの支援や貸付の斡旋を行います。
学習支援事業	親から子への「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護世帯等の子ども（中学生）を中心に学習支援を行い、高校進学及び中退防止に向けた支援を行います。

成果指標

項目	基準値（H26年度）	目標値（H31年度）
実相談受入人数	296人	411人

項目	基準値（H26年度）	目標値（H31年度）
支援を実施したことで新たに就労される方の数	164人	395人

項目	基準値（H26年度）	目標値（H31年度）
支援を実施したことで生活困窮から脱却される方の数	34人	82人

※ ここに掲載する成果指標を含めた、生活困窮者支援に係る具体的事業の実施を通じた各目標値（成果指標）は、後段の【資料編】（86ページ）に掲載しております。

施策 2

災害時避難行動要支援者への支援

東日本大震災の教訓を踏まえ、国において、平成 25 年に災害対策基本法が改正され、災害時に実効性のある避難支援がなされるよう、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられるとともに、名簿作成に必要な個人情報利用や、名簿情報の避難支援者等への外部提供に関する取扱い等が法律上規定されました。

本市においても、災害対策基本法及び熊本市地域防災計画に基づき「避難行動要支援者名簿」の整備を進めるとともに、平成 19 年度から事業推進を図っている「熊本市災害時要援護者避難支援制度」の充実を図ることで、避難行動要支援者に対する支援体制を構築します。

1 「避難行動要支援者名簿」の整備

現状と課題

- ◇ 災害時に、高齢者や障がい者等の生命と身体を守り、被害を最小限に抑えるためには、事前の準備を進め、いざという時に迅速に避難支援を行うことが必要です。
- ◇ このため、災害時に自ら避難することが困難であって、避難の確保を図るために支援を要する方々（避難行動要支援者）を、平常時から把握しておくことが求められます。

取組施策

- ◇ 災害対策基本法及び熊本市地域防災計画に基づき、一定の身体要件等に該当する方々を対象として「避難行動要支援者名簿」の整備を進めます。

避難行動
要支援者
の範囲
(身体要件等)

- ① 要介護認定3～5を受けている方
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持している者
- ③ 療育手帳Aを所持している方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している方
- ⑤ 特定疾患医療受給者証（重症）を所持されている方
- ⑥ 「熊本市災害時要援護者避難支援制度」に登録されている方

【熊本市避難行動要支援者名簿掲載者数】

(※平成26年5月)

区 分	①	②	③	④	⑤	のべ 人数	⑥
	要介護認定	身体 障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	難病患者		災害時 要援護者 支援制度 登録者
	要介護3～5	1・2級	A	1・2級	特定疾患医療 重症認定患者		
中央区	2,592	3,099	383	1,594	54	7,722	(重複約5割)
東 区	2,447	3,539	564	1,542	78	8,170	
西 区	1,661	2,020	336	855	22	4,894	
南 区	2,039	2,340	347	708	33	5,467	
北 区	2,417	2,728	443	1,102	84	6,774	
合 計	11,156	13,726	2,073	5,801	271	33,027	8,114
						約3.7万人	

- ◇ 「避難行動要支援者名簿」は年1回の更新を基本として、定期的に更新を行うことで、情報を最新の状態に保つよう努めます。
- ◇ 避難行動要支援者の範囲（身体要件等）は、必要に応じて、適時見直しを行います。

2 「避難行動要支援者名簿」を活用した支援体制づくり

現状と課題

- ◇ 災害時に「避難行動要支援者名簿」を有効に活用するためには、市関係機関内及び市と地域の避難支援等関係者との間で、名簿の活用体制を構築しておく必要があります。
- ◇ 迅速な避難支援に資するため、予め地域における避難支援等関係者の名簿を作成し、災害発生時の名簿の提供先等について、地域と連携を図っておく等、事前の準備が求められます。

取組施策

- ◇ 本庁と各区役所に配備を行っている「熊本市災害時要援護者支援システム」による運用により、市関係部局間での「避難行動要支援者名簿」の共有を図るとともに、身体状況別・校区别・町内別等、災害時の実効性のある支援活動に活用が可能な名簿の整備に努めます。
- ◇ 災害による停電等を考慮し、システムに非常用電源を備えるほか、名簿の電子媒体での管理に加え、紙媒体での保管を行います。

- ◇ 災害時に地域において支援活動を行う避難支援等関係者の登録推進を図り、各地域における支援体制構築を推進します。（図 1 参照）
- ◇ 災害時に、各区役所から避難支援等関係者に対し、速やかに名簿提供が行えるよう連絡体制を整えます。（図 2 参照）

図 1 平常時からの避難支援体制の構築

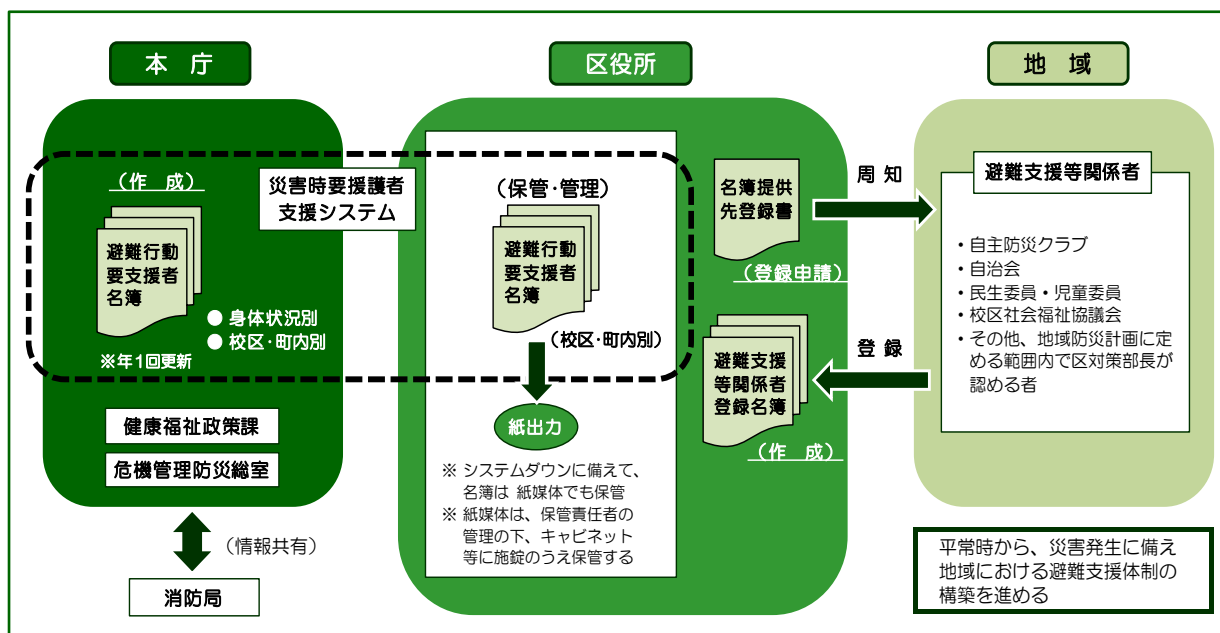
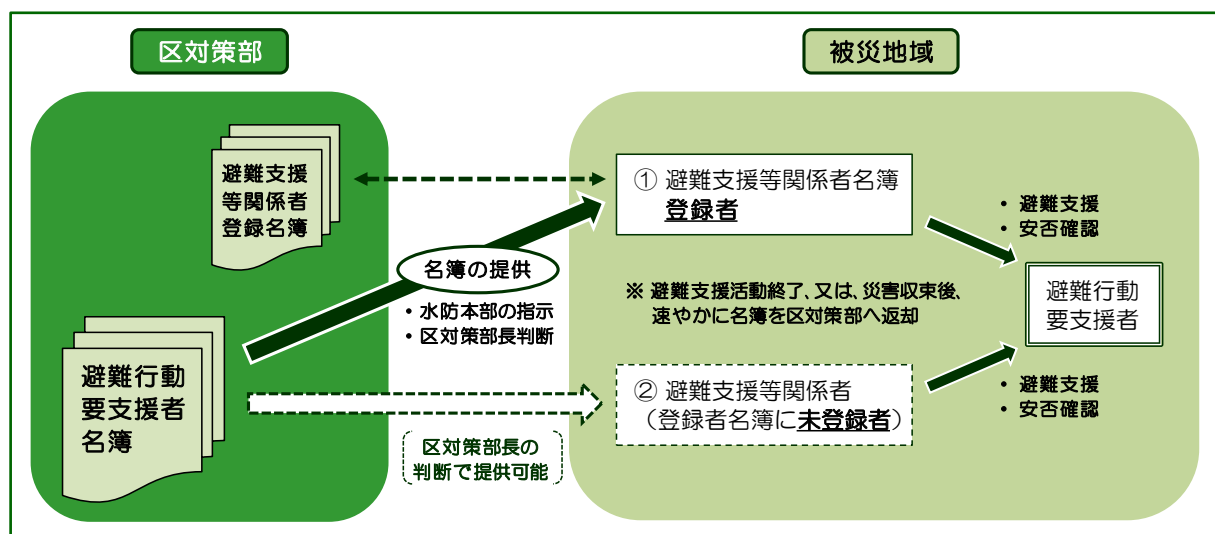


図 2 災害時における「避難行動要支援者名簿」の活用

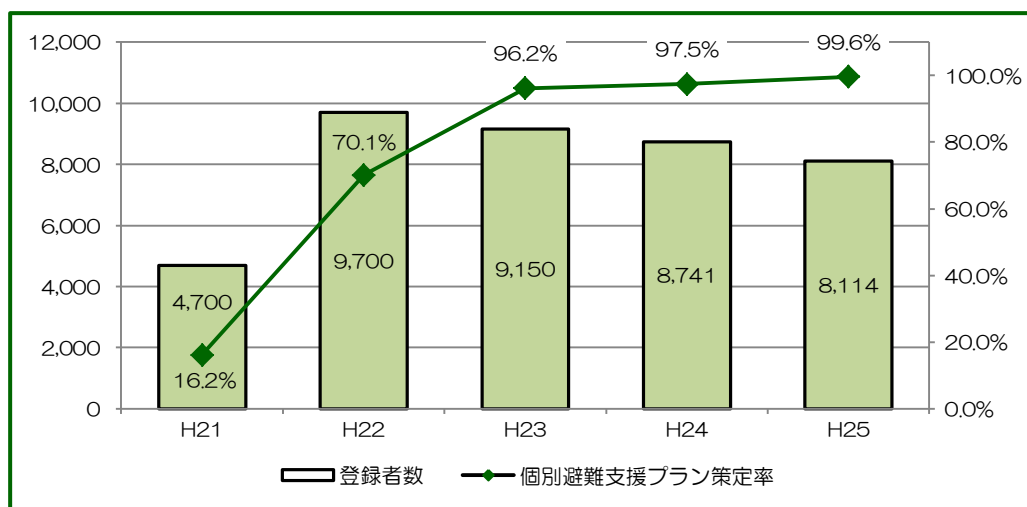


3 「熊本市災害時要援護者避難支援制度」の充実

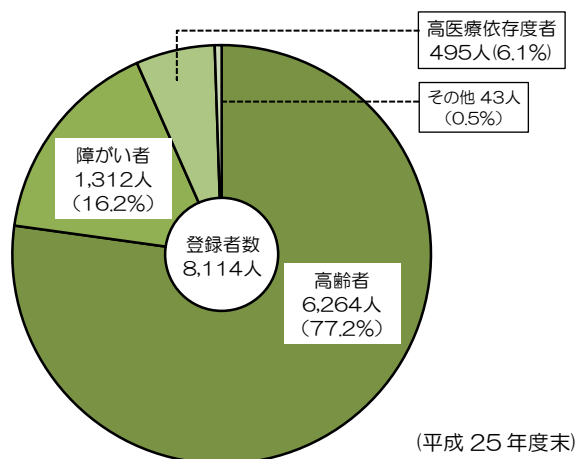
現状と課題

- ◇ 本市では、H19 年度から「熊本市災害時要援護者避難支援制度」を推進し、災害時の避難等に支援が必要な高齢者や障がい者等に対する平常時からの各地域における支援体制づくりを進めております。
- ◇ 本制度は、予め本人の登録申請及び同意に基づき「要援護者登録者名簿」を作成し、名簿情報を自治会や自主防災クラブ、民生委員・児童委員等の地域関係者に提供し、市と地域で情報共有を行うとともに、個別避難支援計画（支援プラン）を策定し、平常時からの支援体制を整備するものです。
- ◇ 平成 25 年度末の制度登録者は 8,114 名であり、うち 99.6%の方の支援プランを策定済みですが、本制度の登録者は、本市の「避難行動要支援者名簿」掲載者（約 3.7 万人）の約 21.9%に留まっています。

【制度登録者数及び個別支援計画策定率等の推移】（※各年度末）



【登録区分別割合】

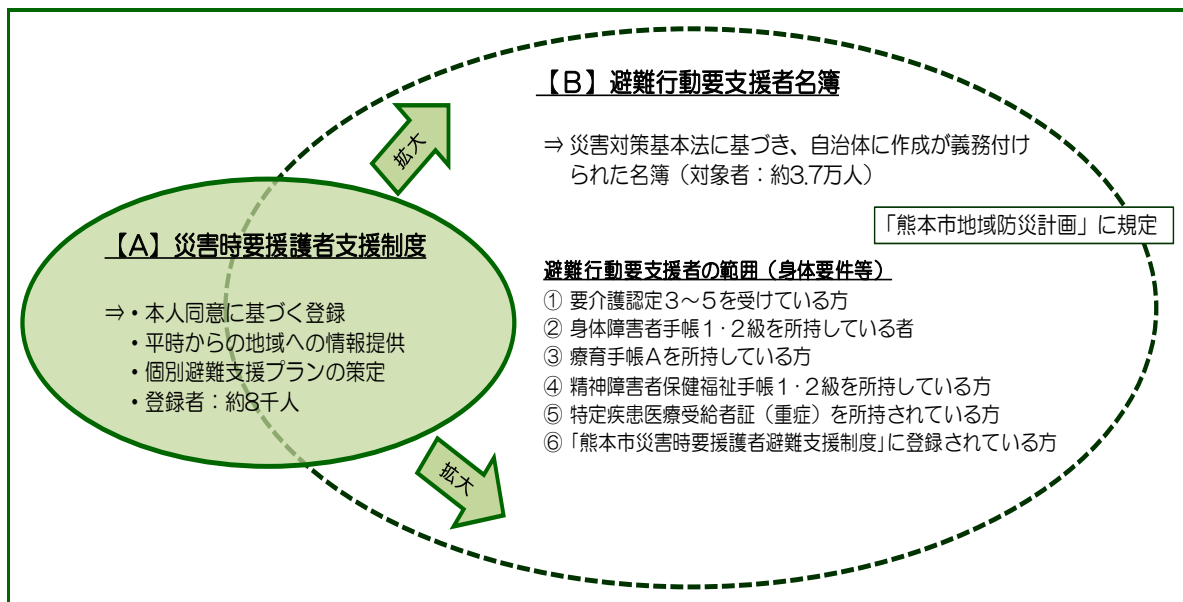


本制度の登録者 8,114 人のうち、高齢者の登録割合が 77.2%であるのに対して、障がい者の登録割合は、16.2%と低調であり、更なる登録推進が必要です。

取組施策

- ◇ 「避難行動要支援者名簿」掲載者本人に対して、郵送等による直接的な働きかけを行うことで、本制度への登録を推進します。
- ◇ 本制度への登録により、本人の同意に基づく平常時からの地域関係者への情報の提供（市と地域の情報の共有化）と、地域における共助による「個別避難支援プラン」づくりを進めます。
- ◇ 熊本市社会福祉協議会と連携し、速やかな「個別避難支援プラン」づくりを推進します。

【災害時要援護者避難支援制度の拡充イメージ】



成果指標

項 目	基準値（H26 年度）	目標値（H31 年度）
「避難行動要支援者名簿」掲載者に占める災害時要援護者避難支援制度登録者の割合	21.9%	50.0%

施策3

民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、地域福祉の精神を持って、常に住民の立場に立って「身近な相談相手」として必要な支援を行う等、地域福祉の推進等に重要な役割を果たしているところですが、近年、少子高齢化や核家族化の進展、住民の抱える課題の複雑・多様化等に伴い、その活動も多岐に渡り、益々困難性を増している状況にあります。

民生委員・児童委員が地域福祉の担い手として、その力を十分に発揮するためには、その活動環境の整備が必要です。

現状と課題

① 担い手不足（欠員率の上昇）

本市の民生委員・児童委員の欠員率は、全国で3年毎に実施される一斉改選毎に上昇しており、近年の少子高齢化社会の進展等から、民生委員・児童委員に求められる役割や期待が高まる一方で、地域との関わりが薄い市民や定年後も再就職により仕事を続ける市民等が増え、地域における民生委員・児童委員候補者の確保は、年々難しくなっています。

【一斉改選毎の欠員率の推移】

年 度 (改選日)	H19.12.1			H22.12.1			H25.12.1			H26.12.1（直近数）		
	定数	欠員	欠員率	定数	欠員	欠員率	定数	欠員	欠員率	定数	欠員	欠員率
民生委員・児童委員	1164	24	2.06%	1281	53	4.14%	1290	65	5.04%	1290	35	2.71%
主任児童委員	119	4	3.36%	135	13	9.63%	146	14	9.59%	146	4	2.74%
合 計	1283	28	2.18%	1416	66	4.66%	1436	79	5.50%	1436	39	2.72%

改選直前欠員率



1.86%

(H22.11.30)



3.03%

(H25.11.30)

※ 一斉改選時点における欠員率は、改選毎に上昇傾向が見られますが、欠員に伴う補充委嘱を年に3回実施しており、次回改選までの3年間で、欠員率は徐々に減少します。

② 個人情報の保護と関係機関との情報共有

民生委員・児童委員は、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）により守秘義務が課せられるとともに、その身分は特別職の地方公務員（非常勤）とされていますが、平成 15 年の個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）の施行を契機として、法律に対する誤解や市民のプライバシー意識の高まり等から、必要な個人情報が提供されない、各種名簿の作成が中止される等、民生委員・児童委員活動に影響を与えています。

③ 業務の複雑化・多様化、業務負担の増加

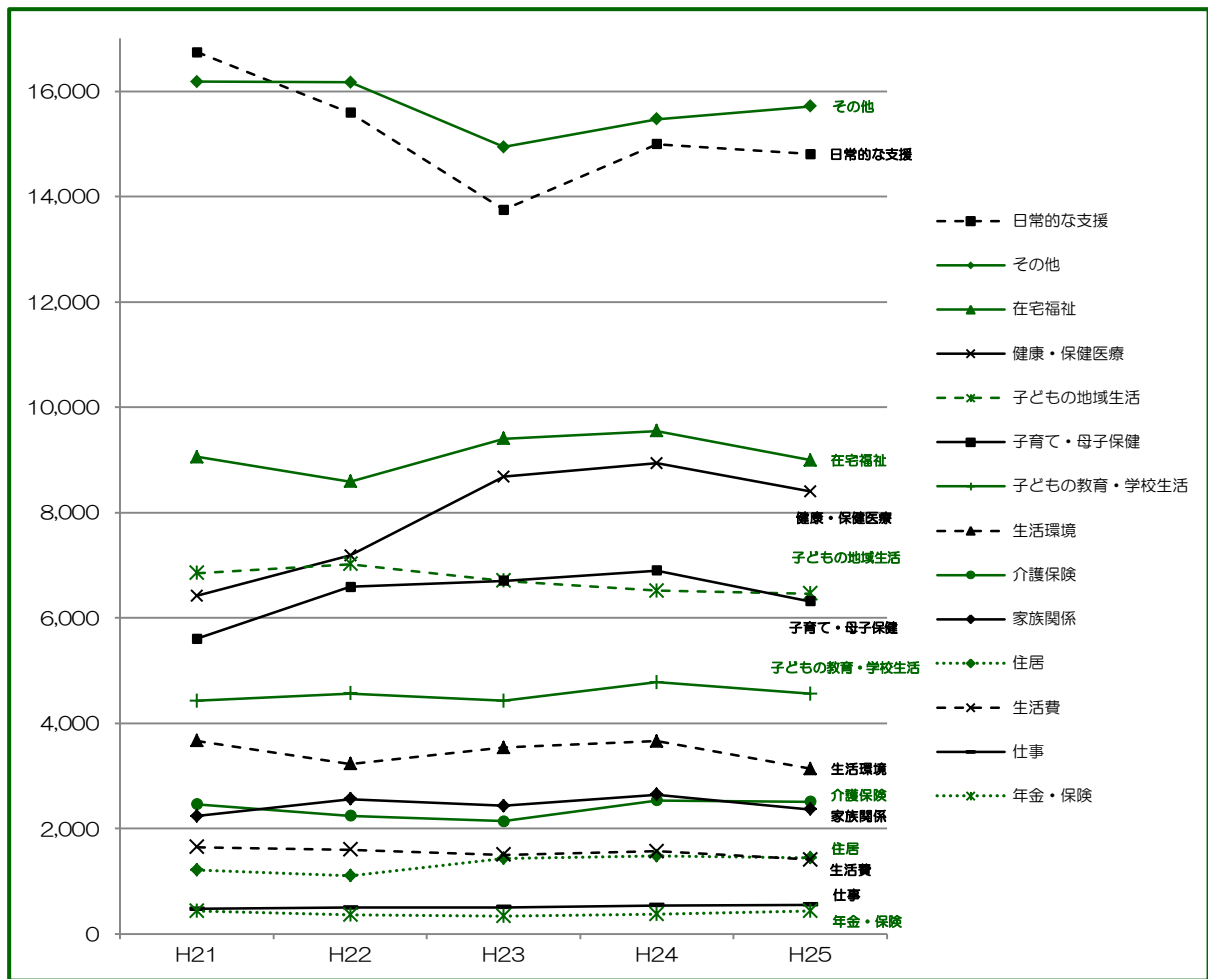
近年の少子高齢化や核家族化の進展に加え、孤独死、児童虐待、ひきこもりや不登校等、地域において、複雑多様化した福祉課題が多く見られるようになり、地域住民の身近な相談窓口として、民生委員・児童委員に求められる役割も益々困難性を増している状況にあります。

【民生委員・児童委員の年間活動件数等の推移】

		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
①	相談・支援 （在宅福祉・保健医療等）	77,407件	77,304件	76,500件	79,941件	77,111件
②	自主活動等 （地域行事・研修調査等）	192,970件	185,863件	177,585件	182,975件	177,868件
③	活動日数（延べ）	212,024日	220,254日	217,713日	217,354日	213,569日
④	年度末民生委員数	1,366人	1,330人	1,362人	1,368人	1,350人
③/④	平均活動日数	155日/人	165日/人	160日/人	159日/人	158日/人

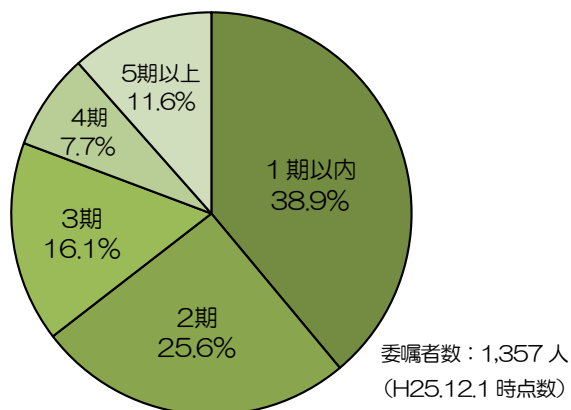
資料：「熊本市の保健福祉」（平成 21～25 年）

【民生委員・児童委員の活動状況（内容別相談・支援件数）】



資料：「熊本市の保健福祉」（平成 21～25 年）

【経験期間別割合】



【改選毎の平均年齢の推移】

	H19年度	H22年度	H25年度
全 体	61.3歳	63.6歳	64.9歳
(男性)	63.5歳	66.2歳	66.9歳
(女性)	60.4歳	62.6歳	63.7歳

本市の民生委員・児童委員の約 39%が 3 年未満（1 期目）、約 65%が 6 年未満（2 期目以内）となっています。

民生委員・児童委員の平均年齢は、一斉改選毎に上昇しており、H19 年度の改選時から、全体で 3.6 歳上昇しています。

取組施策

① 地域の実情に応じた候補者の確保

- ◇ 校区推薦準備会を構成する各種地域組織や団体との連携を図り、担い手不足を解消し、欠員数の減少に努めます。
- ◇ 長期に渡り欠員状態が続く町内に対しては、地域の実情を把握している自治会長等の地域関係者に対し、個別に推薦依頼等の働きかけを行います。
- ◇ 校区自治協議会に対し、校区推薦準備会の設置や委員の推薦等、校区における民生委員・児童委員候補者の推薦にあたり、深く関わりを持ってもらうよう理解と協力を求めます。
- ◇ 民生委員・児童委員活動に対する市民の理解促進及び担い手確保のための啓発活動として、市政だより等を活用した広報を充実します。

② 民生委員・児童委員への情報提供の充実

- ◇ 民生委員・児童委員へ 65 歳以上の全高齢者名簿を提供し、その円滑な職務の遂行を支援します。
- ◇ 福祉的な支援を要するケース等、民生委員・児童委員からの個別相談に対しては、可能な範囲で対象者の支援に必要な情報提供を行います。
- ◇ 熊本市民生委員児童委員協議会（市民児協）の意見を聞きながら、民生委員・児童委員への情報提供のあり方について研究を進めます。
- ◇ 個人情報の取扱いに関する研修等の実施により、守秘義務と個人情報保護に係る正しい理解と意識啓発に努めます。

③ 民生委員・児童委員の負担軽減、支援体制の強化

- ◇ 市民児協との連携を図り、活動に係る意見や要望を受ける等、民生委員・児童委員の負担軽減に努めるとともに、活動しやすい環境づくりに努めます。
- ◇ 主任児童委員とも連携を強化するとともに、その活動の充実のため、専門的な研修の実施や、関係機関や関連施設等との連携を図ります。
- ◇ 民生委員・児童委員へ新たな業務依頼を行う場合は、市民児協の意見を聞きながら行うとともに、依頼後は、丁寧なフォローアップを行います。
- ◇ 複雑化・多様化する課題に対応できるよう、より専門性の高い研修を実施する等研修の機会を充実し、人材の育成を図ります。

成果指標

項 目	基準値（H26 年度）	目標値（H31 年度）
定数に対する充足率	96.4%	100%

※毎年度 4 月 1 日を基準日とします。

参考資料

計画を推進するための協力と連携

■ 各区の概要（「めざす区の姿」と「まちづくりの視点」* 等）

* 「第6次熊本市総合計画」（区別計画）より抜粋

本計画の施策展開にあたっては、区役所との協力・連携が不可欠です。

ここでは、参考として、第6次熊本市総合計画における区別計画から抜粋した、各区の「めざす区の姿」と福祉分野に係る「まちづくりの視点」についてご紹介するとともに、本計画の策定にあたり、各区において熊本市社会福祉協議会が実施しました「住民座談会」においていただいた地域福祉に関する意見や課題等についても、その一部を抜粋してご紹介します。

※ 住民座談会の結果に関する詳細につきましては、後段の【資料編】（92 ページ）に掲載しております。

中央区

めざす区の姿

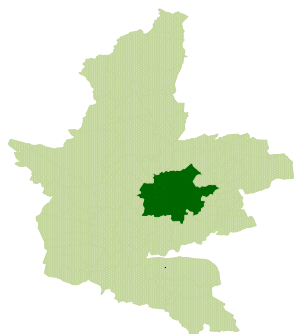
新たな出会いと未来創造の都会 ～つながる、中央区。～

中央区は、多くの人々が暮らし、集い、活動するまちです。ここでは、人、もの、こと、情報などとのたくさんの出会いがあり、日々さまざまな形の「つながり」が生まれています。みんながこれら一つひとつの「つながり」を大切に活かし、そこから生まれる新たな発見をとおして、心豊かで活力ある未来を創り出しています。

ここでは、みんなが支えあって、いきいきと暮らしながら、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、だれもが自分の持てる力を発揮し、夢を未来につなぐことができます。そして、身近な自然や歴史・文化を学び、まちの誇りとして磨き、このまちならではの魅力を未来に引き継いでいます。

私たちは、このような中央区をめざします

中央区の基礎データ



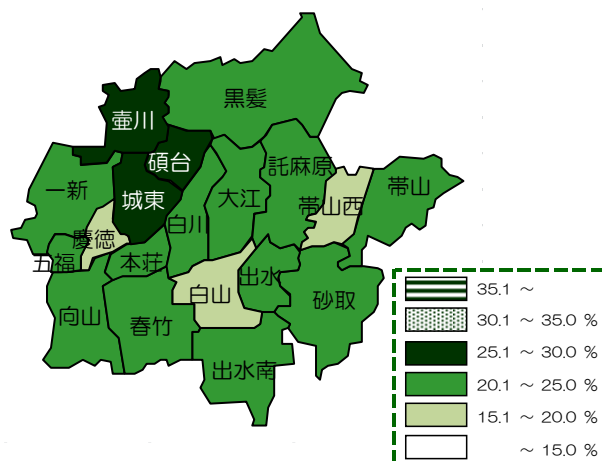
人 口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (k m ²)	人口密度 (人/k m ²)
175,053	89,326	25.95	6,746

■年齢3区分別人口

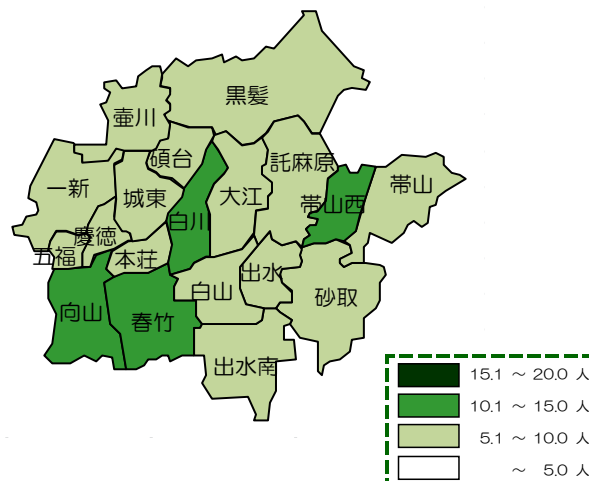
	人口(人)	割 合
年少人口	22,408	12.8%
生産年齢人口	113,427	64.8%
老年人口	39,218	22.4%

熊本市統計情報
H26.4.1 現在

【各校区の高齢化率】(H26.4.1 現在)



【各校区の出生率】(H24 出生数/人口千対)



地域特性と課題

中央区の人口は5つの区の中では2番目に多い一方で、面積は約25 km²と最小であり、人口密度が突出して高く、人口が集中している地域です。しかし、単独世帯が全世帯数の半数以上を占め、年々増加している中、将来的には人口減少やさらなる高齢化が予想され、地域での支え合いや災害等の対応など地域コミュニティの重要性が改めて再認識されています。

まちづくりの視点

“いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

区民一人ひとりが自ら健康づくりに努めるとともに、高齢者や子育て中の人などが周囲から孤立せずに、みんな仲良くいきいきと暮らせるための環境づくりに取り組みます。

また、障がいのある人も地域の中で暮らしやすいよう支援し、誰もが生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるまちをつくります。

- 高齢者を孤立させない仕組みづくり
- 子育て支援や悩みを相談できる交流の場づくり
- 障がいのある人が自らの能力を発揮できる場づくり
- 生活習慣病予防などの校区で取り組む健康づくり

東 区

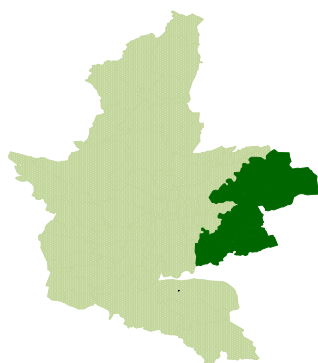
めざす区の姿

自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区

東区は、豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあい、みんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちを目指していきます。

そのためには、自然や地域の歴史・文化を大切にするとともに、人と人とのつながりや地域と地域の結びつきなど新たな絆を広げながら、みんなで支えあい、誰もが健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

東区の基礎データ



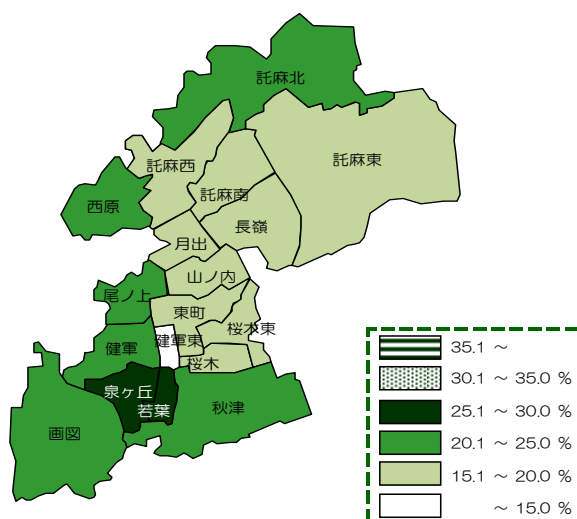
人 口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (k m ²)	人口密度 (人/k m ²)
190,547	82,537	50.42	3,779

■年齢3区分別人口

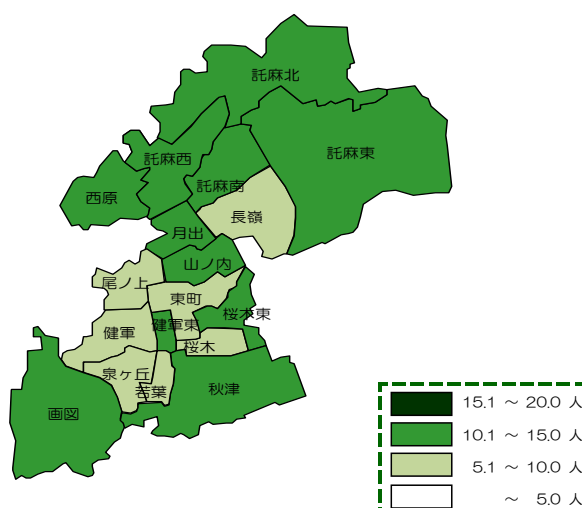
	人口(人)	割 合
年少人口	29,869	15.7%
生産年齢人口	122,703	64.4%
老年人口	37,975	19.9%

熊本市統計情報
H26.4.1 現在

【各校区の高齢化率】(H26.4.1 現在)



【各校区の出生率】(H24 出生数/人口千対)



地域特性と課題

東区は、公共施設や商業施設、さらには基幹道路などの都市機能と江津湖や託麻三山などの自然環境が調和した住環境に優れたまちです。

各地域では、校区を単位としたまちづくりに積極的に取り組まれています。近年の人間関係の希薄化、価値観の多様化、さらには少子高齢化などまちづくりを取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような中、災害の対応や防犯、子育て、高齢者対策など、地域と区役所との連携・協力はもとより、地域自らがこの課題解決に向けて取り組む地域力の強化が求められています。

まちづくりの視点

誰もがいきいきと暮らせるまち

住み慣れたまちで誰もが健康で生きがいをもって暮らしていくために、生活習慣病等の疾病予防や子育て支援、また高齢者や障がいのある人へのきめ細かな支援など、地域全体で助け合うまちづくりを進めていきます。

- 生活習慣病予防や歯科保健、食育等の健康づくり活動の推進
- 地域全体で子どもの成長を支え、安心して子育てができる子どもの育成環境づくり
- 高齢者や障がいのある人を地域全体で見守り、支え合う体制の充実と、地域活動に参加しやすい機会の提供

西 区

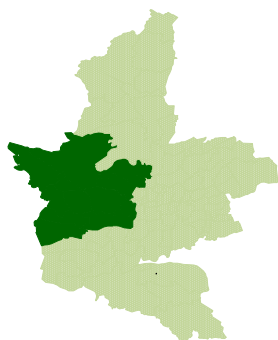
めざす区の姿

金峰望む 華のあるまち西区

海のめぐみ、山のめぐみ、大地のめぐみ、いにしえからの歴史、息づく伝統・文化などを活かし、区民誰もがいつまでも健康に暮らすことができ、西区全体にいろいろな華が咲き誇る明るい笑顔があふれるまち。こんな素敵なまちとなるよう、区民と行政が協働でまちづくり『華づくり』に取り組みます。

※「華」には「よく繁栄するさま、盛んになるさま」という意味もあります。このようなことから、区民の皆さんをはじめ恵まれた自然や伝統・文化、農水産物などを西区の魅力形成する貴重な財産と捉え、この一つひとつの財産に「磨き」をかけることで、それぞれが輝く「華」にしたいという思いを込めています。

西区の基礎データ



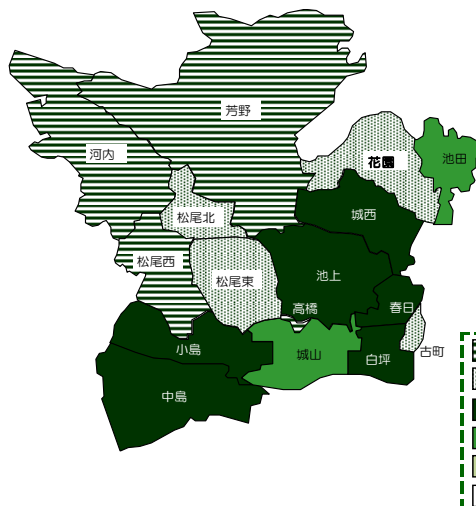
人 口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
93,204	41,618	88.80	1,047

■年齢3区分別人口

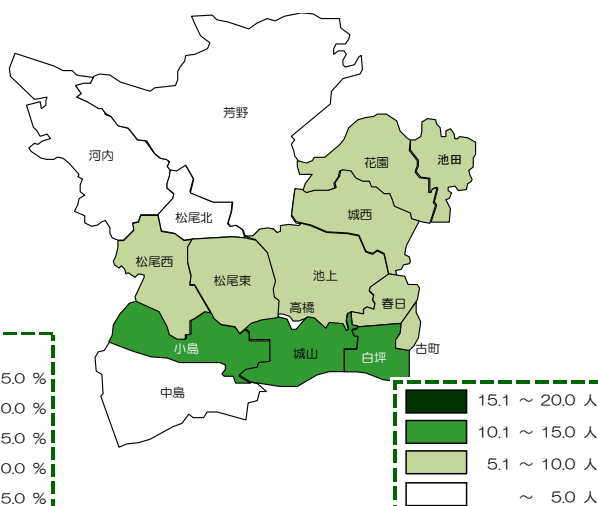
	人口(人)	割 合
年少人口	11,955	12.8%
生産年齢人口	55,702	59.8%
老年人口	25,547	27.4%

熊本市統計情報
H26.4.1 現在

【各校区の高齢化率】(H26.4.1 現在)



【各校区の出生率】(H24 出生数/人口千対)



地域特性と課題

西区は、金峰山や有明海など豊かな自然を有し、その恵みにより古くから農水産業が営まれてきました。また、今日まで先祖代々、祭りや神楽などの伝統・文化も受け継がれるなど、地元の結びつきも比較的に強い地域といえます。上熊本周辺地区では古くから市街地が形成されており、熊本駅周辺では新幹線開業に伴う再開発等が進み、近代的な街並みが形成されつつあります。また、人や物の交流拠点である熊本駅や熊本港、市民の台所である田崎市場も有しています。一方で、「少子高齢化」や「人口減少」といった課題も抱えています。

このように、西区は、海・山・川などの自然、農業・漁業などの産業、鉄道や港などの交通、新旧の市街地を有するとともに、今日の日本が抱える課題にも直面しており、まさに日本の縮図のようなところといえます。

まちづくりの視点

安全安心のまちづくり

西区は自然が豊かな反面、自然災害の危険も高く、大雨による河川の氾濫やがけ崩れ、台風による高潮や地震による津波等の災害に備えて、更なる対策を講じておく必要があります。そのため、災害時の関係機関との情報共有や災害時要援護者の安全確保を図るほか、日ごろから見守りが必要な高齢者の支援を行うなど、災害に強く誰もがいつまでも健康に暮らせるまちを目指します。

- 治水対策などに取り組むとともに、災害時の迅速な対応に向けた関係機関との情報の共有化
- 災害時要援護者の的確な把握による災害時の安全確保
- 見守りが必要な高齢者の支援
- 障がいの有無にかかわらず、誰もが健康で生きがいを持ちながら安心して暮らせる健康づくり・生きがいづくり

子育てしやすいまちづくり

まちづくりビジョン策定に伴い実施した区民アンケート結果によると、西区の住環境に対する住民の満足度は総じて高いものの、子どもを産み育てやすい環境の充実などが求められています。また、安心して学び遊べる環境づくりや地域ふれあい交流活動の推進など、より子育てしやすいまちを目指します。

- 良好な住環境を活かした、子どもを生み育てやすい環境の整備
- 母と子の健康づくりの推進
- 地域における子育て支援の充実
- 子どもたちの通学路の安全性確保など安心して学び、遊べる環境づくり
- 子どもたちの地域参加活動や地域ふれあい交流活動の推進

南 区

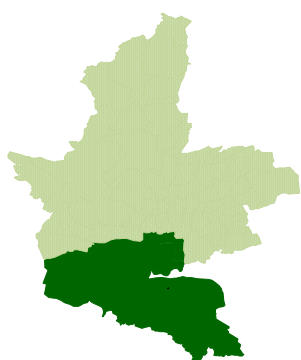
めざす区の姿

～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～
いきいき暮らしのまち 南区

『いきいきとした自然や緑が育まれ、活きの良い水産物、新鮮な農産物がとれ、永い歴史・文化が息づき人々が活発に交流し、暮らしの中に伝統文化のある粋で、子どもから大人までが、安全で健康に生き生きと暮らす』

このようなまちづくりを、世代を超えて絆をつくり、南区の魅力を磨きあげ、地域全体と将来に向かって広げていきます

南区の基礎データ



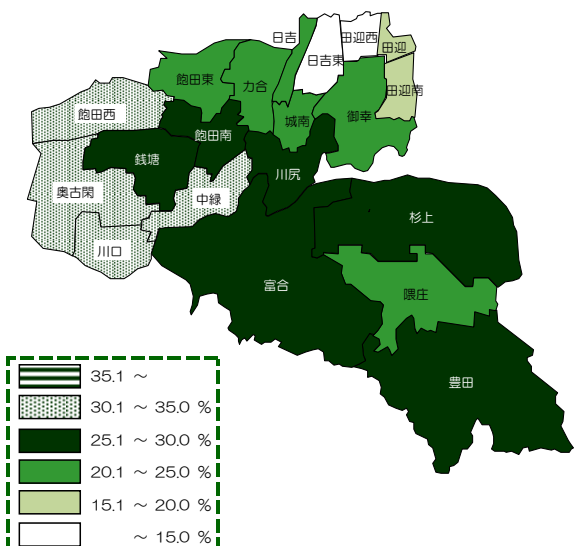
人 口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
126,994	50,846	109.76	1,157

■年齢3区分別人口

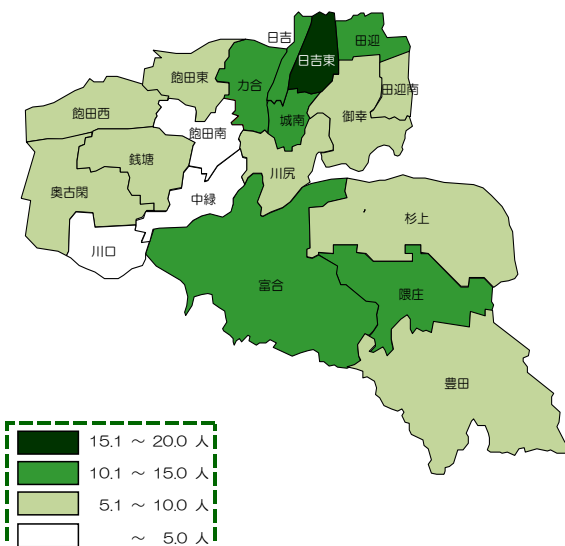
	人口(人)	割 合
年少人口	20,255	16.0%
生産年齢人口	77,621	61.1%
老年人口	29,118	22.9%

熊本市統計情報
H26.4.1 現在

【各校区の高齢化率】(H26.4.1 現在)



【各校区の出生率】(H24 出生数/人口千対)



地域特性と課題

南区は、加勢川、緑川などの一級河川が東西を貫流し、雁回公園や塚原古墳公園などの拠点的な公園緑地を有する、自然豊かな地域で、区域の半分以上を占める農地では、米、麦の他、トマトやナス、花きなどの施設園芸も盛んに行われ、アサリやハマグリ、海苔など漁業資源にも恵まれています。また、熊本藩川尻米蔵跡や六殿神社楼門などの歴史的資源も多く、それらを活かしたまちづくりが活発に行われています。

しかし、近年の地域コミュニティの希薄化や高齢化社会の進展、防災や防犯への対応、子育て中の親の孤立化など課題も多く、このような課題を解決していくためには、自助、共助、公助の役割分担とその意識を高めながら、区民、事業者、地域団体等と行政が協働でまちづくりに取り組むことが求められています。

まちづくりの視点

みんなが健康で元気なまち

南区は、拠点的なスポーツ施設や公園などを多数有しており、健康づくりに取り組むための環境に恵まれています。住み慣れた地域で、誰もが生きがいをもって、いつまでも健康に暮らすための取り組みが求められています。

そこで、子どもから大人までが、健康に生き生きと暮らす、『みんなが健康で元気なまち』をめざします。

- 一人ひとりが健康に関心を持ち、自ら健康づくりに取り組む環境づくりの推進
- 地域の資源を活用し、楽しく運動できる取り組みの推進
- 高齢者・障がい者の生きがいづくりの推進

地域ぐるみで子どもを育てるまち

南区の年少人口（15歳未満）比率は15.8%（H24.10.1現在）で、市平均の14.5%を上回っています。一方で、近年の核家族化等により、子育ての負担感が増している状況にあります。地域全体で子育てを支えることや子ども達がのびのびと健やかに育つ環境づくりが必要です。

そこで、子どもたちをいきいきと育てられるよう、『地域ぐるみで子どもを育てるまち』をめざします。

- 世代間の交流を深めることによる子どもたちの思いやりの心の育成
- 子どもたちがのびのびと学び、遊べる環境づくりの推進
- 人や地域のつながりを深めることによる子育てしやすいまちづくりの推進

北 区

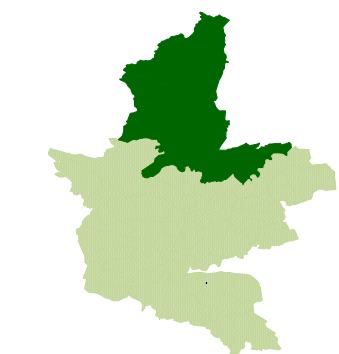
めざす区の姿

ず〜っと住みたい “わがまち北区”

～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～

北区には、多様な歴史や豊かな自然環境、住民同士のつながりや個性あるまちづくり活動の実績があり、住民の多くが北区に住むことを誇りに思い、子どもや孫、新たに移住してくる人に対しても同じような思いを抱いて欲しいと願っています。その思いを大切にしながら、様々な歴史・自然・文化・人がつながり、個性輝くまちをめざします。

北区の基礎データ



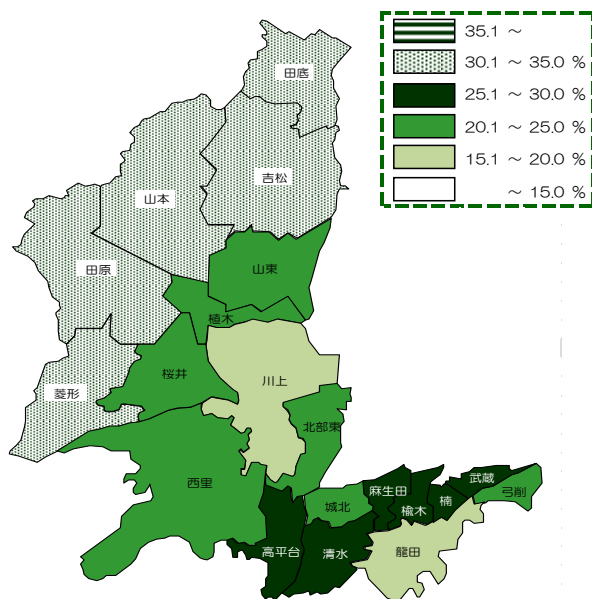
人 口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
146,215	61,376	115.35	1,268

■年齢3区分別人口

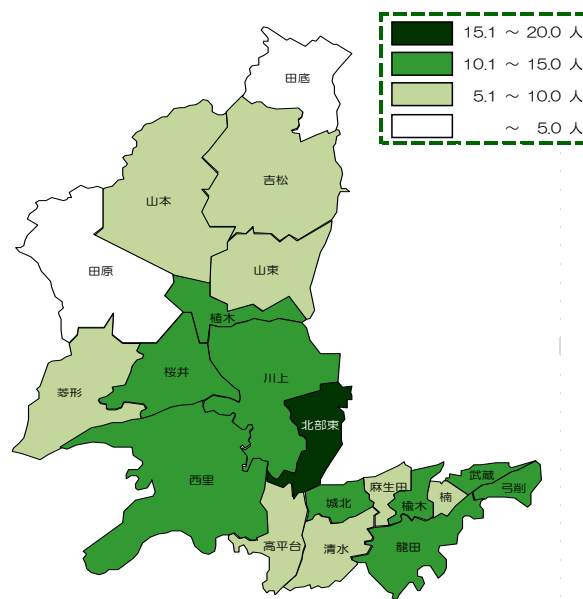
	人口(人)	割 合
年少人口	21,308	14.6%
生産年齢人口	88,983	60.8%
老年人口	35,924	24.6%

熊本市統計情報
H26.4.1 現在

【各校区の高齢化率】(H26.4.1 現在)



【各校区の出産率】(H24 出生数/人口千対)



地域特性と課題

北区は、20 校区・1 地区で構成されており、まちづくり交流室の所管区域ごとに清水地域(4 校区)、龍田地域(5 校区)、北部地域(3 校区)、植木地域(8 校区 1 地区)の 4 つの地域に分けることができ、これらの地域は、いずれも市町村合併により熊本市となった経緯があります。

また、5 区の中で 3 番目に人口が多く、高齢化率は西区に次いで高く、校区別では、30%を超える校区が 3 校区あります。全国的に少子高齢化が進行する中、地域の状況等を踏まえながら少子高齢社会に対応したまちづくりが求められています。

まちづくりの視点

健康と暮らしの安全・安心の向上

健康でいつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていけるように、各世代に応じた健康づくりの推進や地域で高齢者や障がい者を支え、子どもたちを見守っていける環境づくりに取り組みます。

また、防災体制の強化、防犯活動の推進等に取り組み、安全で安心なまちを目指します。

- 一人ひとりが自ら実践する校区単位の健康まちづくりの推進
- 高齢者や子どもが安心して生活できるような地域での見守り活動の支援
- 自主防災組織との連携による防災体制の充実
- 地域における通学路のパトロール、青少年の健全育成など、子どもの安全対策や防犯対策の推進

各区の住民座談会で出された主な意見・課題

中央区

校区	回	開 催 日	会 場	参加者数
託麻原	第1回	平成26年7月15日(火)	託麻原地域 コミュニティセンター	56名
	第2回	平成26年7月25日(金)		55名
合 計 (のべ)				111名

暮らしに関すること	・ 近所付き合いの希薄困難化 ・ 世代間・地域交流が少ない ・ 各種団体組織の衰退
高齢者に関すること	・ 高齢者が集まる場が少ない ・ 地域の集まり等に参加者が少なく、交流が広がらない ・ 高齢世帯や認知症の方の支援体制が万全ではない
子ども・子育てに関すること	・ 子どもとその親との地域交流の希薄化 ・ 登下校や日常生活における子どもの環境が安全ではない

東 区

校区	回	開催日	会場	参加者数
東 町	第1回	平成26年7月20日(日)	東町地域 コミュニティセンター	35名
	第2回	平成26年7月29日(火)		38名
	第3回	平成26年8月3日(日)		41名
合 計 (のべ)				114名

高齢者に関すること	・ 高齢者が気軽に集まれる場が少ない ・ 地域とのつながりが希薄な方や支援が必要な方が増えている
子ども・子育てに関すること	・ 子育て世帯と地域の関係が希薄 ・ 子どもが安心して遊べる場所が少ない ・ 登下校の安全に関すること
暮らし・環境・安全に関すること	・ 車を持たない方については病院・買い物などが不便 ・ ゴミ出しが困難な方がいる
災害に関すること	・ 災害に対し地域住民の危機意識が薄い ・ 災害時に避難の支援を要する人への対応が難しい ・ 避難所について

西 区

校区	回	開催日	会場	参加者数
城山	第1回	平成26年7月17日(木)	城山地域 コミュニティセンター	36名
	第2回	平成26年7月31日(木)		44名
	第3回	平成26年8月7日(木)		36名
合 計 (のべ)				116名

高齢者に関すること	・ 閉じこもりがちな高齢者の見守り ・ 高齢者の生きがい・仲間づくり
子ども・子育てに関すること	・ 児童の見守り体制 ・ 子育て世帯との繋がりの希薄化、児童との交流機会の減少
暮らし・人とのつながりに関すること	・ 地域住民間のつながりが希薄化している ・ 世帯間交流の場が少ない
災害に関すること	・ 災害時の支援及び避難体制

南 区

校区	回	開催日	会場	参加者数
田迎南	第1回	平成26年7月8日(火)	田迎南地域 コミュニティセンター	56名
	第2回	平成26年7月22日(火)		47名
	第3回	平成26年8月5日(火)		43名
合 計 (のべ)				146名

高齢者に関すること	・ 高齢者の見守り（安否確認）体制 ・ 高齢者の集いの場が少ない
災害に関すること	・ 災害時の支援及び避難体制
子ども・子育てに関すること	・ 児童の見守りについて ・ 児童と地域との交流の場が少ない ・ 子育てサロンの工夫
暮らし・人とのつながりに関すること	・ 地域住民間のつながりが希薄化している ・ 社会資源が不足している ・ 各種団体間の連携が充分に図れていない

北 区

校区	回	開催日	会場	参加者数
弓 削	第1回	平成26年7月7日(月)	特別養護老人ホーム さわらび	62名
	第2回	平成26年7月20日(日)		59名
	第3回	平成26年7月25日(金)		58名
合 計 (のべ)				179名

高齢者に関すること	・ 高齢者が交流できる機会や集まれる場が少ない ・ 買い物や外出が不便 ・ 高齢者への支援や見守りが充分ではない
子どもに関すること	・ 子育て世帯と地域のつながりが希薄になっている ・ 子どもの遊び場が少ない、登下校時の見守り
暮らしと環境に関すること	・ 住民間のつながりが希薄化、世代間交流の場が少ない ・ 災害時の支援体制が十分ではない

第4章 施策の展開

Ⅱ 熊本市地域福祉活動計画

熊本市社会福祉協議会

ここでは、熊本市社会福祉協議会が策定する「熊本市地域福祉活動計画」について提案します。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的策定について】

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、いずれも地域福祉の推進を目的とした計画であり、目指す方向性を同じくしております。両計画は、相互に補完・補強し合う関係にあり、連携と役割分担のうえ、総合的に推進する必要があり、第3次計画から一体的に策定及び推進を行うこととしました。

1 活動目標

住民の参画と協働による地域福祉活動の推進を図り、人と人とがつながり、支えあう環境づくりをすすめるとともに、地域住民の日常生活における問題や課題の把握に努め、その解決策を住民とともに考え、ともに行動し、支援が必要な方へ適切な対応ができる体制づくりをめざし、3つの活動目標を定めています。

目標1	住民主体による地域福祉活動の推進
目標2	地域みんな（日常生活圏域）で支えあう環境づくりの推進
目標3	みんなの暮らしを支える仕組みづくりの推進

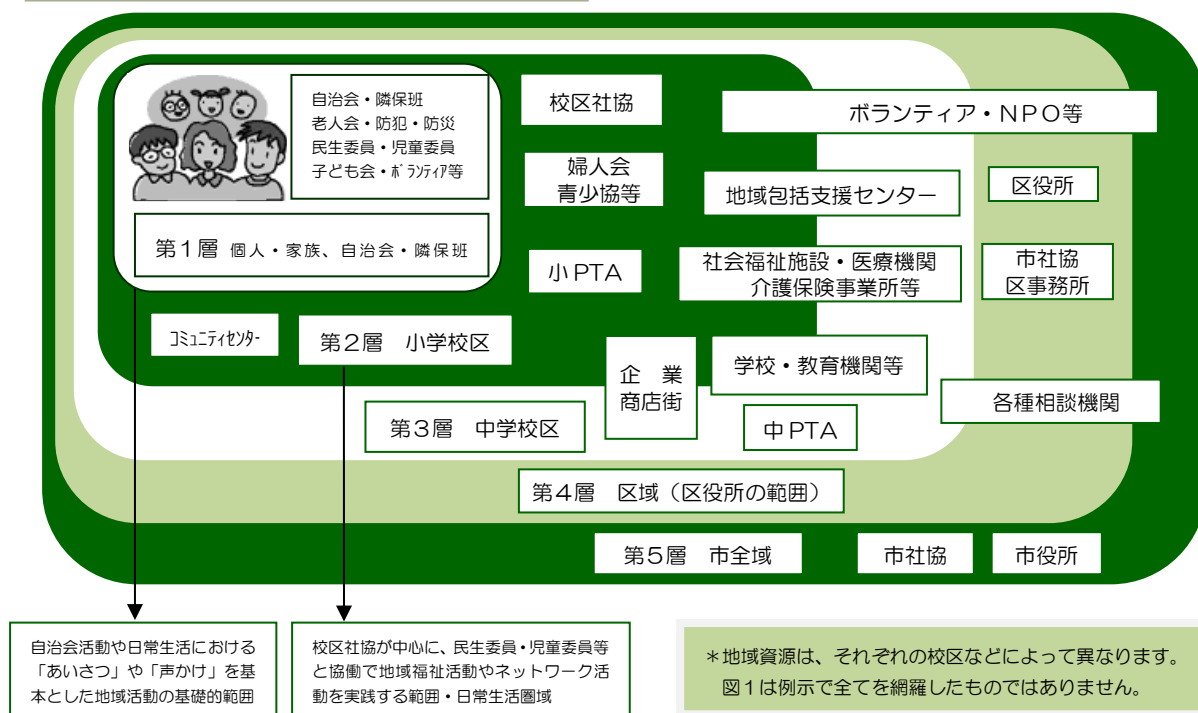
2 地域福祉活動エリアの設定

子どもから高齢者まで、人と人とがつながり、ともに支えあいながら生活する所が地域です。本計画の目標を達成するためには、住民や関係団体・機関等との協働により、住民同士の結びつきや助けあい活動・交流活動の活性化を図ることが必要です。

本市は、都市部や農村部、山間部など、地理的条件や歴史、文化、生活習慣の違いがあるため、地域のニーズや生活課題へ対応も全市一律に展開できるものではなく、それぞれの地域の特性や独自性を考慮した対応が求められています。

第3次地域福祉活動計画では、まず全市的な共通目標を設定します。具体的な活動を地域とともに展開するうえでは、地域性や生活者の考え方を尊重しながら、日常生活圏域を中心に5つの層（活動エリア／図1参照）を設定し、住民が活動に参加しやすい環境づくりと地域の特性を活かした活動の組み立てを行います。

図1 地域福祉活動のエリアと地域資源



3 施策の体系

基本理念	市民主体 個人の尊厳・人権の尊重 住民相互の支えあい 市民・事業者・行政の協力と連携
------	---

基本目標	活動目標	活動の柱	取り組みの内容
誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり	1 住民主体による地域福祉活動の推進	1 みんなで声をかけあい、つながりあう地域づくり	① あいさつ運動、声かけ運動の推進 ② 住民交流の場づくり ③ 地域支援ネットワークの構築
		2 地域ぐるみによる心と体の元気づくり	① 住民の健康づくり、仲間づくりの推進 ② 高齢者の生きがいづくりと世代間交流 ③ 介護予防好循環システムの強化
		3 災害時にも強い地域づくり	① 地域力を結集した支援体制の構築 ② 災害時要援護者支援事業の充実
	2 地域みんな（日常生活圏域）で支えあう環境づくりの推進	4 地域福祉活動を支えるボランティア活動の促進	① 市民活動・ボランティアセンターの機能強化 ② 区事務所の役割強化 ③ 地域を基盤とした福祉教育の推進
		5 地域福祉を支える団体との連携・協働	① 住民参加型ワークショップ（座談会）の実施 ② 地域各種団体との連携強化 ③ 多職種間ネットワークの構築 ④ CSR（企業の社会貢献活動）の活用
	3 みんなの暮らしを支える仕組みづくりの推進	6 きめ細やかな相談・支援体制の充実	① 地域での相談力向上 ② CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の充実 ③ 伴走型支援の充実 ④ ネットワークによる連携・協働体制の構築 ⑤ 地域包括支援センター（火の君）の機能強化
		7 サービス利用者を支援する体制づくり	① 権利擁護の充実（日常生活自立支援事業と法人後見事業） ② 地域や関係機関との連携強化 ③ 市民後見人養成講座の実施と育成 ④ 相談・支援の充実
		8 情報力の向上と活動支援のための基盤整備	① 戦略的な広報活動の展開 ② 各種広報活動との連携 ③ 活動支援のための基盤整備 ④ 安定した財源確保

4 活動目標ごとの重点的な取り組み

活動目標 1 住民主体による地域福祉活動の推進

活動の柱 1 みんなで声をかけあい、つながりあう地域づくり

現状と課題

本市では、都市化の進行や住民の生活環境の多様化に伴い、地域の中での人と人とのつながりの希薄化が更に進行しています。日頃から、隣近所と家族ぐるみの付き合いを行い、悩みごとの相談や頼みごとが容易にできる方がいる反面、近所付き合いがなく、相談する相手もなく、一人思い悩んで地域の中で孤立化する方々も増えています。

取り組みの内容

① あいさつ運動、声かけ運動の推進

校区社協や自治会等、地域の関係者とともに、子どもから高齢者まで、地域の人と人とのつながりを再構築する方法を探ると同時に、日々の暮らしの中で、住民一人ひとりがあいさつを心がけ、声をかけあい、つながりを形成できる環境づくりをすすめます。

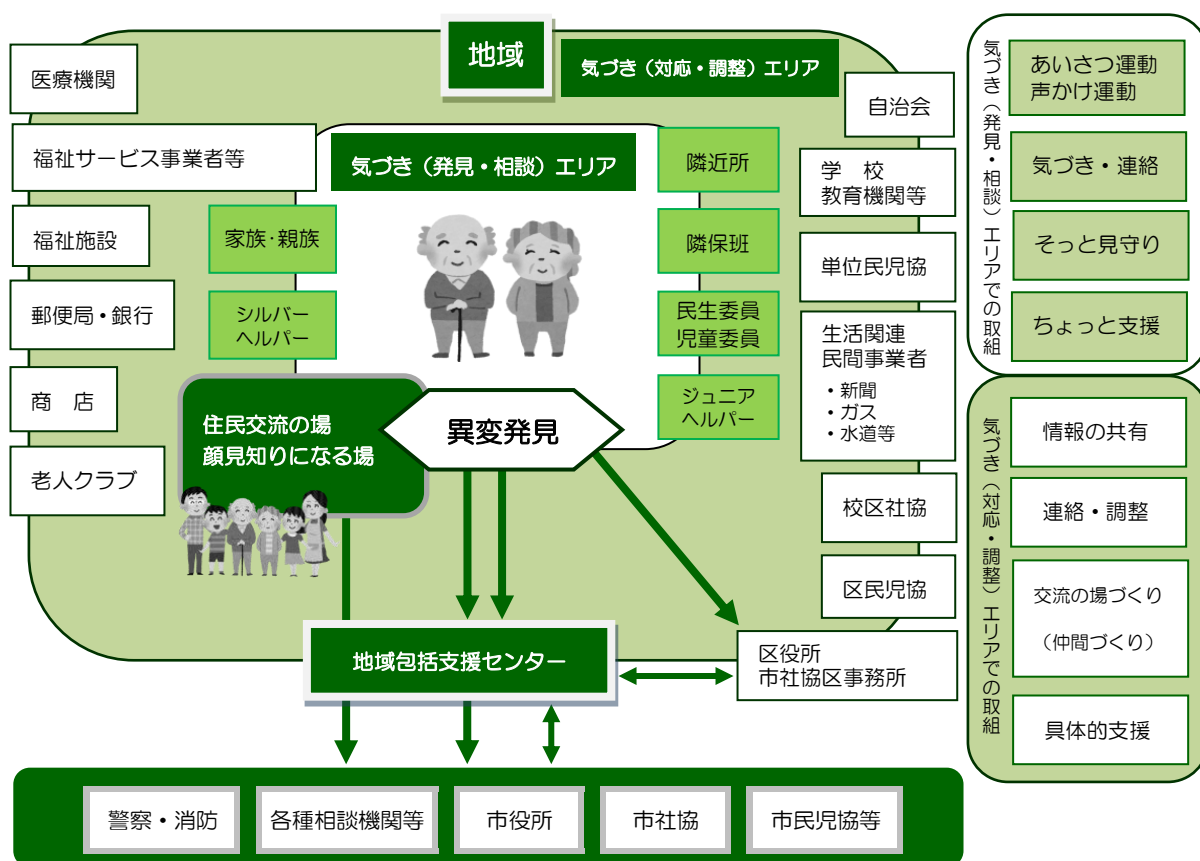
② 住民交流の場づくり

地域で各種団体や住民相互の交流を通じた顔見知りになる場づくりと情報共有ができる機会を創出することにより、新たな住民層の参加拡大を図り、あわせて地域のニーズや住民の生活課題を早期発見することにより、高齢者や障がい者、子育て家庭等で見守りや生活支援が必要な方々に対しては、地域全体で重層的なサポートができる体制づくりをすすめながら、孤立化の防止に努めます。

③ 地域支援ネットワークの構築

住民の生活課題の早期発見は、隣近所や地域による異変の気づきが大きな鍵となります。目配りや気配りができ、つながりあう地域であれば、埋もれてしまう問題も少なくなると考えられます。発見した問題を地域で共有し、解決策についてみんなで考え、住民だけでは解決できない問題は、専門機関と連携・協力し解決を図ります。（図2参照）

図2 地域における支えあいの体制イメージ



具体的施策

事業名	事業概要
あいさつ運動の推進	あいさつ運動を積極的に展開している校区または町内での実践状況や効果等の情報を共有できる機会をつくります。
「住民交流の場づくり」支援	職員が参加する会議や研修会等で、住民同士が顔見知りになる機会「住民交流の場づくり」の必要性を説明し、小地域に数多くできるように積極的に支援します。
地域支援ネットワーク推進事業	地域（隣近所）による「見守り・助けあい」活動が展開できるよう校区社協とともにネットワークづくりを行います。



校区社協を中心に、福祉・医療関係者が定期的に集まるネットワーク会議



校区住民の顔見知りの機会となっている「健康ウォーク」



市社協が推進している「命のボタン」事業

活動の柱2 地域ぐるみによる心と体の元気づくり

現状と課題

住み慣れた地域で、いつまでも健康でいきいきとした生活をおくるためには、現役世代からの健康づくりが必要であり、住民一人ひとりが健康管理や体力増進など、自らの健康づくりについての関心と意欲を高めることが重要となります。

また、高齢者で外出をしない理由として、「健康に不安がある」や「外出する場所がない」といった意見が多く、このことが閉じこもりにつながる大きな要因と考えられますので、気軽に集える場をつくり、楽しみながら健康づくりができる機会をつくる必要性が求められています。

取り組みの内容

① 住民の健康づくり、仲間づくりの推進

いつまでも元気で、健康寿命の延伸を地域の中で実現するため、スポーツ交流や文化・趣味活動を通じた体力増進や仲間づくりが実践できる環境づくりを地域とともに推進します。

② 高齢者の生きがいづくりと世代間交流

高齢者がいつまでも元気で住み慣れた地域で、これまで培ってきた知識や経験を活かし、「生涯現役」として生きがいをもって社会参加（地域活動）できる場づくりをすすめ、子どもたちを含めた多くの地域住民の参加を促すことにより、仲間づくりや世代間交流を通じた住民相互のつながり形成を図り、地域ぐるみによる元気づくりの輪を広げます。

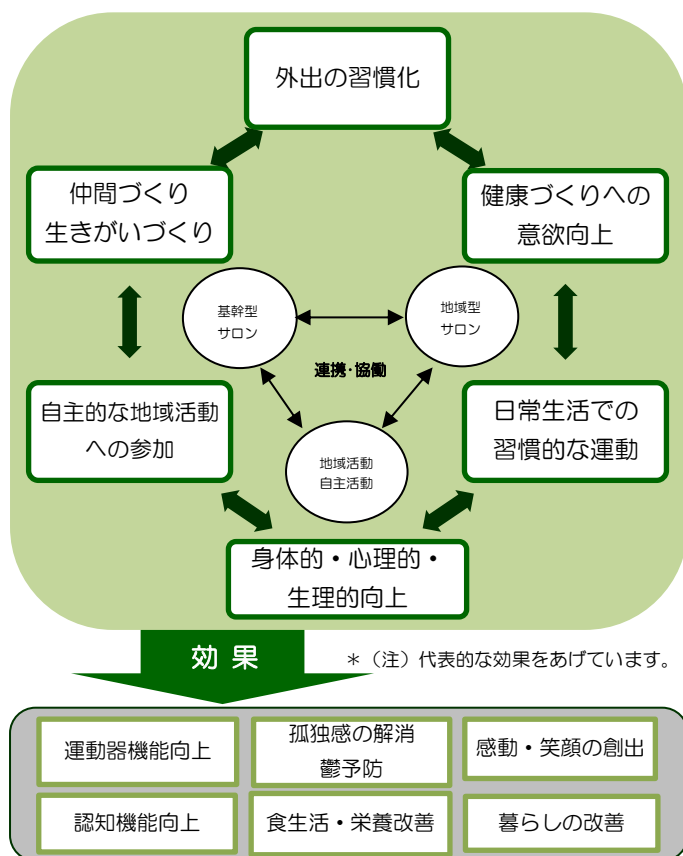
③ 介護予防好循環システムの強化

閉じこもりがちな高齢者は、それが原因で、廃用性症候群や認知症へのリスクが高まる傾向にあるため、民生委員・児童委員とその背景や社会関連性等を把握・分析し、校区社協と協働で、本人の意志を尊重した外出の習慣化の方法を見つけます。

更には、高齢者の運動器機能向上や認知症予防等、介護予防を推進する取り組みを積極的に行い、身体的・精神的・生理的・社会関連性等、様々な視点からの検証を通し、効果的な介護予防プログラムの開発と好循環のシステムを構築します。（図3参照）



図3 介護予防の好循環と効果



◇地域型ふれあい・いきいきサロン ～地域が主体的に運営～

地域の高齢者の方々がつどい、おしゃべりや趣味を通して「仲間づくり」や「健康づくり」を図り、日頃の楽しみや生活の中での困りごとを相談しあう地域の中のお茶の間のような場所です。最近では、地域の公民館やコミュニティセンター等、歩いて通える範囲に設置してあります。

◇基幹型元気はつらつサロン ～熊本市社会福祉協議会が運営～

熊本市老人福祉施設協議会の協力のもと、介護リスクが高い方を対象に、心と体の元気づくりを図るため、体力の向上や美容や音楽を活用した介護予防メニューを導入しています。

具体的施策

事業名	事業概要
ふれあい・いきいきサロン事業の推進	「仲間づくり」、「健康づくり」の拠点であるサロン活動の活性化と歩いて通える範囲に設置できるよう支援します。
高齢者の生きがいがづくりの推進	高齢者が知識や経験を活かした社会参加ができる場づくりを地域とともにすすめます。
基幹型元気はつらつサロンの運営	介護予防に効果的なプログラムの開発を行い、高齢者の心と体の元気づくりを図ります。
世代間交流の実施	地域の中で、子どもから高齢者まで、多世代間の交流が展開できる支援を行います。
元気づくり応援サポーターの養成	高齢者の介護予防を支援する専門スタッフの養成を積極的に行います。
介護保険サポーターポイント事業	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防及び健康増進を図り、生きがいがづくりとしての高齢者の活躍の場を創設します。

活動の柱3 災害時にも強い地域づくり

現状と課題

災害は、私たちの予想もしないうちにおそってきます。その時、私たちは少ない情報やその場の判断などで、自分自身や家族の生命の安全を守らなければなりません。特に、高齢者や障がい者など、避難情報が伝わりにくい方や自力で避難することが困難な方は、災害時にはより被害を受けやすくなります。

アンケート調査や住民座談会の中でも、災害がおこった場合に不安を抱いておられる方が多く、地域住民や団体と協議をしながら、地域の実情に応じた避難支援体制の構築を図ることが必要です。

取り組みの内容

① 地域力を結集した支援体制の構築

災害時に不安な思いをされる方々を支える仕組みとして、情報伝達の方法や避難誘導等を含めた総合的な災害時の避難支援体制を町内毎に確立するため、自治会や自主防災クラブ、民生委員・児童委員等の地域関係者と連携・協働を図り、地域力を結集した支援体制の構築をめざします。

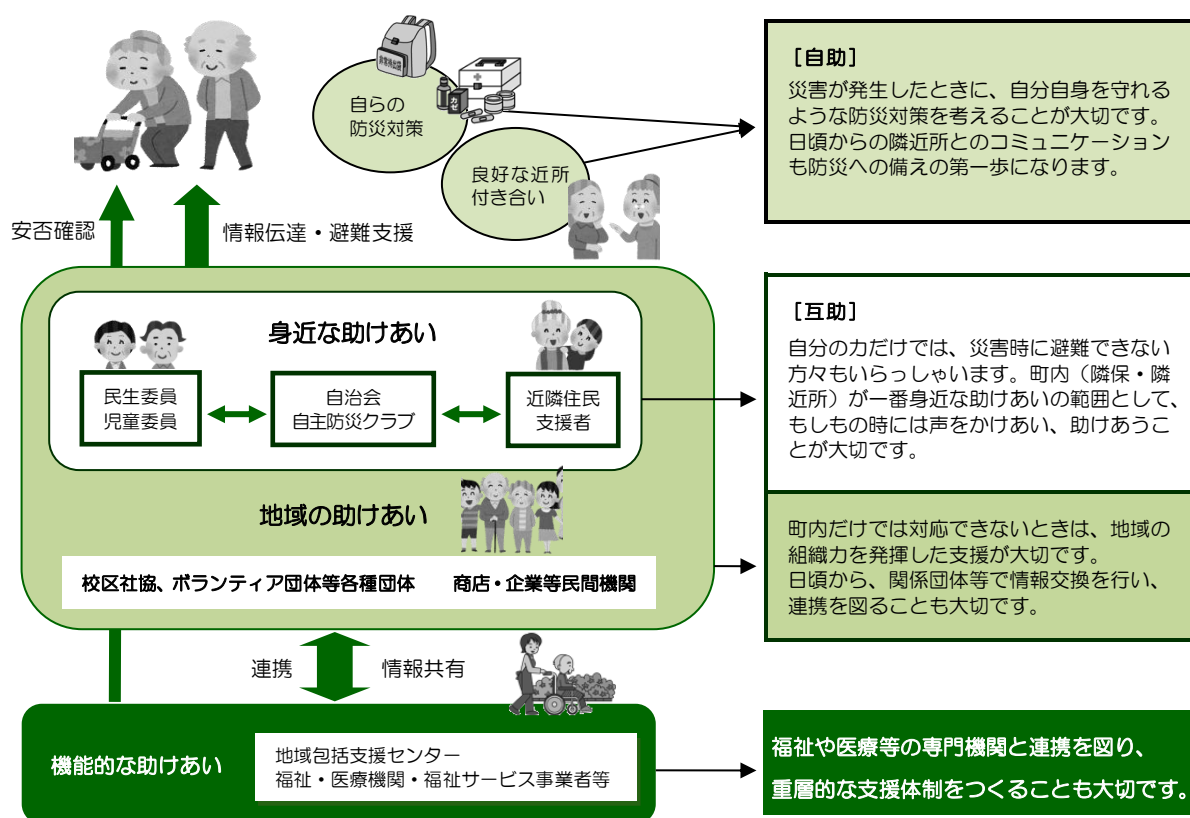
また、地震や風水害等、災害の種類によっては、川沿いの地域や農村部、山間部などの地理的条件によって、住民の避難や要援護者の支援等を妨げる様々な問題が生じると想定されます。地域の防災訓練等の検証を踏まえ、それらの問題点を分析・検証し、住民一人ひとりが平時から災害へ対する危機意識と防災への準備を心がけるような意識付けを図るとともに、地域において手助けが必要な方へは、日頃からの見守り活動等の地域の福祉力と連動した「地域の支えあい・助けあい」の体制づくりをすすめます。（図4参照）

② 災害時要援護者支援事業の充実

災害が発生したときを考えると、住民が避難経路や避難場所について事前に把握しておくこととあわせて、手助けが必要な方の存在を日頃から関係者が把握しておくことも大切です。個人情報の取扱いやプライバシーの問題等で、それらの把握が難しい状況ではありますが、熊本市から委託を受け、本会が取り組んでいる「災害時要援護者支援事業」を効果的に活用しながら、情報共有と計画的な支援体制の構築を地域とともにめざします。



図4 地域における災害時支援体制のイメージ



具体的施策

事業名	事業概要
災害時要援護者支援事業の推進	自治協議会や単位民生委員児童委員協議会等、地域の会合へ区事務所職員が積極的に参加をし、事業の趣旨説明や登録者へ対する個別避難支援プランの作成支援を行います。
高齢者SOSサービス事業の拡大	福祉施設や医療機関等と連携し、台風や大雨時に一時避難できる仕組みづくりを行います。
福祉避難所ネットワーク連絡会の設置	災害時における福祉避難所等設置運営に関する協定を締結した機関等と意見交換ができる体制を整備します。
災害ボランティアセンターの運営	災害時に設置する「災害ボランティアセンター」の役割について、全職員が共通認識を持ち、災害時に迅速かつ効率的な運営ができる体制づくりを行います。



活動目標 2 地域みんな(日常生活圏域)で支えあう環境づくりの推進

活動の柱 4 地域福祉活動を支えるボランティア活動の促進

現状と課題

住民にとってボランティア活動とは、地域福祉活動へ参加をするきっかけとなります。地域には「社会や人の役に立ちたい」といった考えをお持ちの方が多くおられるため、このような意志を受け止め、ボランティア活動に参加しやすい情報提供を行うとともに、活動の場の提供と、日常生活で周りの手助けを必要とする当事者へつなぐ調整機能を適切に発揮できる体制づくりが必要です。

取り組みの内容

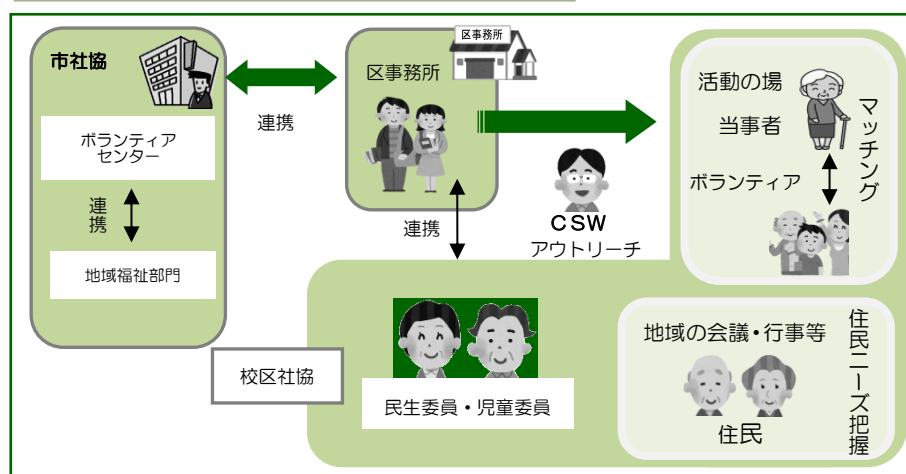
① 市民活動・ボランティアセンターの機能強化

様々な世代や立場の方が、ボランティア活動に主体的に参加するといった担い手（ボランティア）の育成と活動を担う団体への支援を行い、多くの市民が、ボランティアとして参画できる環境整備を行うとともに、ボランティアセンターが全市的な調整機関として、地域ニーズの分析や活動プログラムの開発を担い、区事務所が地域における推進機関として、住民ニーズの把握や日常生活で周りの手助けを必要とする当事者とボランティア活動者とのマッチングを行います。

② 区事務所の役割強化

地域ニーズや住民の生活課題の把握にあたっては、区事務所職員がCSW（コミュニティソーシャルワーカー）として、地域へアウトリーチを図り、民生委員・児童委員や関係者と連携のもと、直接ニーズに耳を傾けることにより、地域との関係性や社会資源を活用したアプローチの方法を模索し、当事者とボランティア活動者が対等な立場を確立するための働きかけを行います。（図5参照）

図5 ボランティアコーディネートイメージ



③ 地域を基盤とした福祉教育の推進

長期的な展望をもって、地域福祉活動を支える次世代の担い手を育成するためには、子どもたちを対象とした福祉教育の実践は大変重要となります。地域の中で、子どもたちが、思いやりの心や相手の気持ちに共感できる力を育む「地域での学びの場」をつくり、高齢者や障がい者を含めた様々な方々との交流や体験学習を通し、子どもたちが自分が暮らす地域の中で「ともに生きる力」を育むことができる環境づくりを行います。

また、本会が、学校、家庭、地域と連携を図りながら、年代に応じた福祉教育プログラムの企画・提案を行い、地域全体で取り組む福祉教育の実践へとつなげます。



昔遊びや高齢者宅訪問、ボランティア体験学習、寺子屋など、地域での「学びの場」をつくり、福祉教育の実践に取り組みます。

具体的施策

事業名	事業概要
子どもの遊び場づくり	子どもたちが昔遊びを楽しんだり、地域の方と交流できる拠点づくりをすすめます。
ジュニアヘルパー養成事業	小学生や中学生が、登下校や休日に、地域の一人暮らし高齢者宅を訪問し、見守り活動を含めた日常生活での世代間交流を図ります。
ワークキャンプ・ボランティアスクール	小学生、中学生、高校生を対象とした福祉・医療施設での車いす体験や介護体験を行います。
ボランティアコーディネートの充実	地域ニーズへの対応力と総合調整力の向上を図るため、区事務所職員（CSW）のスキルアップを図ります。
ボランティア登録・相談事業	ボランティアへの参加意欲がある方々の登録を推進し、活動実践者への助言を通して、ボランティア活動の活性化を図ります。

活動の柱5 地域福祉を支える団体との連携・協働

現状と課題

地域みんなが支えあう環境を整えるためには、住民主体による地域福祉活動を推進し、校区社協や民生委員・児童委員、自治会等、地域福祉を支える各種団体が自分たちが暮らす地域のニーズや住民の生活課題等について情報の共有化を図り、課題解決のための方向性について合意形成をめざしながら、地域力を結集することが大切です。

取り組みの内容

① 住民参加型ワークショップ（座談会）の実施

住民参加型ワークショップ（住民座談会や懇談会）を全校区で開催し、地域に顕在化・潜在化する住民の生活課題の発掘を行い、課題解決のために必要な方向性を示す「校区社協行動計画」を策定することにより、校区社協を中核とした地域福祉活動の展開を図り、住民の参加と協働をすすめます。

本計画と地域版の計画を効果的にリンクすることにより地域住民と一体となった地域福祉の推進をめざします。



住民座談会

② 地域各種団体との連携強化

校区社協や民生委員・児童委員、自治協議会との更なる連携強化を図るため、地域での会議や研修へ積極的に参加することにより、信頼関係の構築と情報の共有化を含めた連携強化を図ります。

校区社協と協働で定期的に行っているブロック会議においては、地域の特性を活かした地域福祉活動の更なる活性化に向け、積極的に情報提供や活動プログラムの提案を行います。



熊本市民生委員児童委員協議会
理事会



校区社協主催の
地域支援ネットワーク連絡会



校区社協ブロック会議

③ 多職種間ネットワークの構築

住民の生活課題が複雑・多様化する中、地域の力だけでは解決できない問題も多くあります。住民の暮らしの安全や健康、支援が必要な高齢者や障がい者、子育て家庭等へ、適切な支援策を見出すためのコーディネートを行うため、福祉施設や医療機関をはじめ、住民の生活サービスに関わる事業者等とのネットワークを構築し、地域支援と専門支援を融合した多職種間による地域福祉推進力の拡大を図ることにより、新しい日常生活支援のあり方を探ります。



熊本市社会福祉協議会と熊本市老人福祉施設協議会とのワークショップ



地域各種団体関係者と福祉・医療専門職によるネットワーク会議

④ CSR（企業の社会貢献活動）の活用

民間企業のCSRを地域福祉活動につなげ、企業参加型の日常生活支援サービスを開発し、民間活力と連動した地域福祉の推進を図ります。



高齢者元気づくり応援協定調印式（平成音楽大学・熊本ベルエール美容専門学校・専修学校熊本YMCA学院）

具体的施策

事業名	事業概要
地域各種団体との連携強化	校区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治協議会との連携強化を図り、地域の特性を活かした地域福祉活動を推進します。
住民参加型ワークショップ（住民座談会）の開催	小学校区毎に、住民座談会を開催し、地域のニーズや住民の生活課題の把握を行い、住民とともに解決策についての方向性を見つけます。
校区社協行動計画の策定	住民座談会での意見をもとに、校区社協行動計画を策定します。
日常生活応援協定の締結	民間企業と連携を図り、高齢者や障がいのある方々の生活支援サービスの開発に努めます。

活動目標 3 みんなの暮らしを支える仕組みづくりの推進

活動の柱 6 きめ細やかな相談・支援の充実

現状と課題

地域には加齢や障がい、経済的困窮、孤立等で日常生活に不安を抱えた方々がたくさんおられます。住民一人ひとりが、必要なサービスや支援を受けながら、住み慣れた地域において、支えあいの輪の中で暮らせることができる環境づくりと複雑・複合化した問題や制度の谷間にある問題などを素早くキャッチし、切れ目のない支援が展開できる総合相談及び生活支援のシステムを構築する必要があります。

取り組みの内容

地域での行事や関係機関・団体との協議の場、相談者への個別支援における調整など、住民のニーズを的確に把握するとともに、生活福祉資金や福祉金庫といった貸付事業のみで対応するのではなく、地域の中で相談者が生活する力を高めることができるような総合的な相談支援の展開を図ります。

① 地域での相談力向上

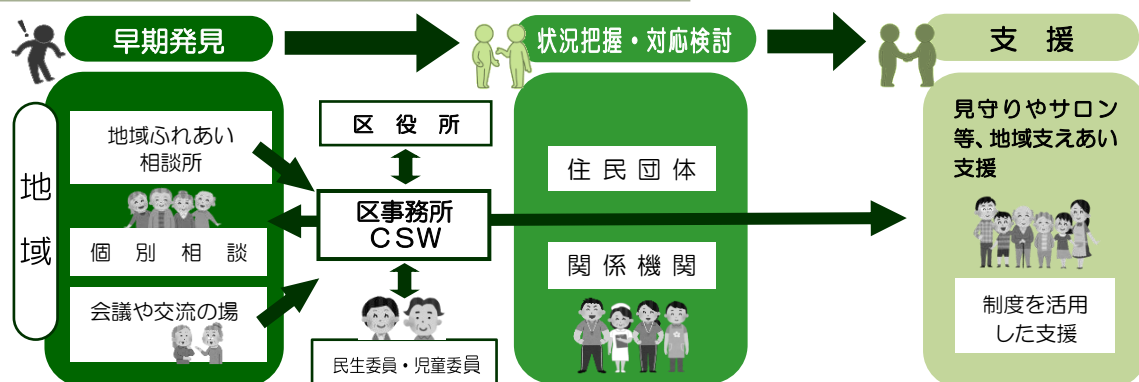
地域の中で困りごとを抱えた住民のＳＯＳを身近な地域で素早くキャッチすることができるように、「心配ごと相談所」を住民により身近な地域サテライト型相談所として位置づけ、その機能の充実と拡充を図ります。

② CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の充実

本会の区事務所を総合相談の中核的拠点として位置づけ、その職員がCSWとして、地域の会議や行事等へ積極的なアウトリーチ（地域へ出向く）を展開することにより、社会的孤立や閉じこもり、福祉サービス支援拒否など制度の谷間に埋もれがちな方々の発見から、新しい社会資源の開発、具体的な支援サービスにつなげる活動を展開します。

総合調整力と対応力の向上を図るため、事例検討や研修などを通じたCSWのスキルアップを図ります。（図6参照）

図6 区事務所（CSW）による総合相談のイメージ



③ 伴走型支援の充実

総合相談での対応は、相談者本人への支援だけではなく、その本人を受け入れ、支える地域をつくることが大切です。相談者の意見に耳を傾け、寄り添い、暮らす地域の状況や人のつながりなどの背景を分析しながら、本人と一緒に解決策を見つける「伴走型支援」を行い、民生委員・児童委員等の地域関係者と協働で、その人の地域関係を豊かにする環境づくりをすすめます。

④ ネットワークによる連携・協働体制の構築

民生委員・児童委員や地域包括支援センター等、関係者と連携を図り、地域の中で身近に相談できる体制を構築するとともに、日常生活圏域毎の生活課題やその背景を確実に把握・分析できるネットワークの構築を図りながら、関係者との情報共有化やサービスの提供、支援につながるアプローチを行います。

⑤ 地域包括支援センター（火の君）の機能強化

日常生活における課題を早期発見し、発見した課題を解決に導く調整と具体的な方向性を示すことができるような仕組みづくりを行います。更に、現在の制度や仕組みでは解決・対応できない課題等については、専門機関や校区社協等、地域関係者と協働で、新しい地域支援の取り組みを開発することにより、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生きがいをもって生活できるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築をめざします。（図 7 参照）

図 7 地域包括支援センター業務の体系



具体的施策

事業名	事業概要
心配ごと相談所機能の充実	「心配ごと相談所」を区に 1 ヶ所設置し、住民により身近な相談所としての機能充実を図ります。
CSW の設置・充実	区事務所職員を CSW（コミュニティソーシャルワーカー）として位置づけ、総合調整力と対応力の向上を図りながら、伴走型支援を基本に総合相談を展開します。

活動の柱 7 サービス利用者を支援する体制づくり

現状と課題

地域福祉サービスの利用について、判断能力が十分でないため、自らの判断で適切なサービスを選べず、自分にあったサービスを利用できない場合があります。更に、高齢者や障がい者の財産を狙った悪質な事件も多くなっています。

特に、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々は、預貯金などの財産を管理したり、介護などの福祉サービス利用や施設入所に関する契約を結ぶ必要があっても、サービスを利用するための情報入手や理解、判断、意思表示を適切に行うことが困難な場合や自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法や訪問販売の被害にあう可能性が高くなります。

取り組みの内容

判断能力が不十分な方々の権利を守り、地域で安心・安全に暮らせる支援体制を構築するため、「日常生活自立支援事業」と「法人後見事業」の充実を図り、日常生活上の判断に不安のある方が地域で安心して生活できるように、両事業が連動したトータル的な支援体制の構築をめざします。（図8参照）

図8 日常生活自立支援事業と法人後見事業の仕組み

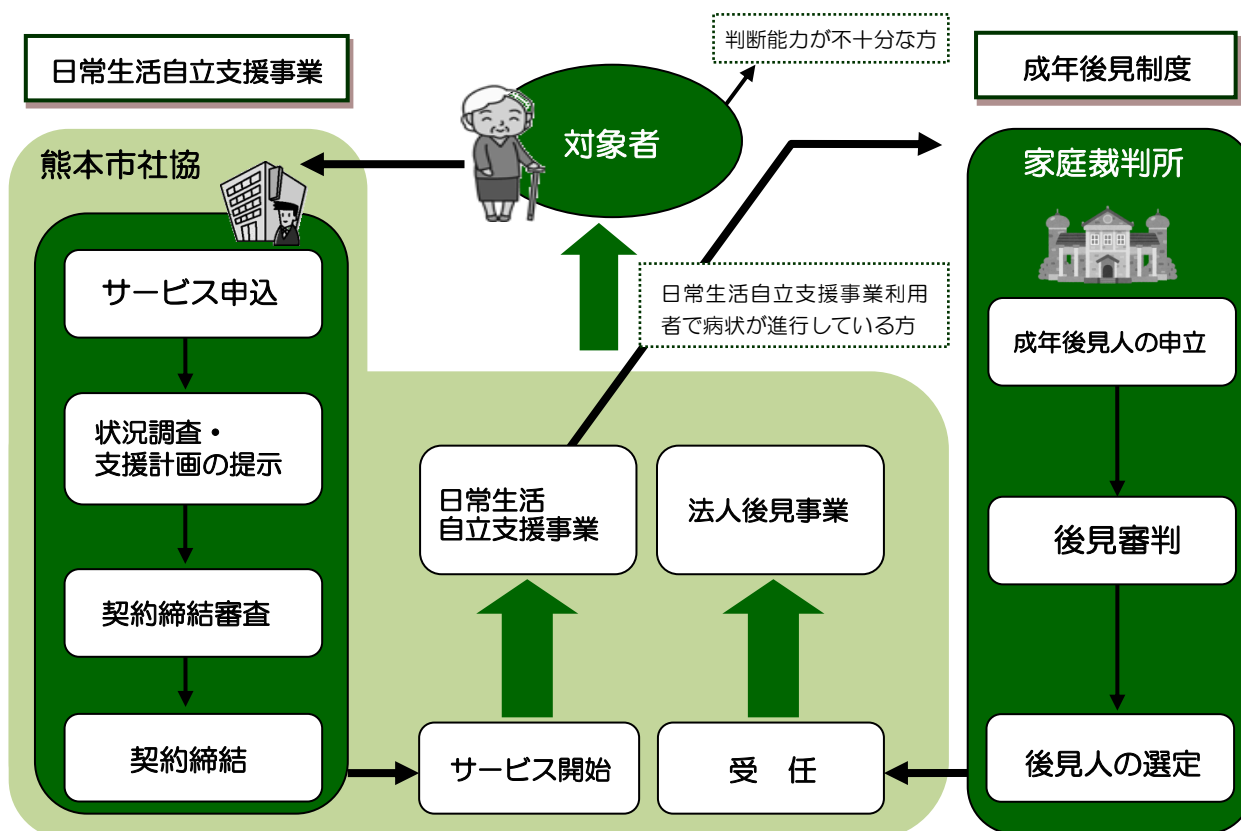


図8は、日常生活自立支援事業から、成年後見制度への利用移行を円滑に行えることを示したものです。対象者の状態により、必要なサービスを分けて、住み慣れた地域で安心して生活していけるように支援していくものです。

【参考】日常生活自立支援事業と法人後見事業（成年後見制度）

（１）日常生活自立支援事業とは？

判断能力が十分でない認知症の方や知的障がい者、精神障がい者などの方々が、住み慣れた地域で安心して生活が出来るように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、大切な書類等の預かりサービスを行い、生活上の問題を抱えた方への支援を行う事業です。

（２）法人後見事業（成年後見制度）とは？

認知症や知的障がい、精神障がい等によって、物事を判断する能力が十分でない方に対し、熊本市社会福祉協議会が後見人等となって、被後見人の権利を守る援助者となり、判断能力を補い、安心して日常生活が出来るよう法律的に支援する事業です。

取り組みの内容

① 権利擁護の充実

日常生活自立支援事業で支援が難しくなった利用者には、引き続き、法人後見事業で対応することにより、判断能力が不十分な方から全くない方まで、長期的な支援活動を展開し、利用者がいつまでも安心して暮らせる環境づくりをめざします。

② 地域や関係機関との連携強化

法人後見事業は、利用者の地域での暮らしや生涯に広く、深く、長く関わるものです。利用者が暮らす地域の特性や社会資源の状況を踏まえ、行政や関係機関との合意形成を図りながら、地域の関係者みんなで考え、支援できる環境をつくります。

③ 市民後見人養成講座の実施と育成

判断能力が不十分な方の権利と財産を保護する成年後見制度の担い手として、地域住民の視点で支援を行う「市民後見人」を育成し、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるような支援体制づくりをすすめます。

また、市民後見人制度が円滑に遂行できるよう、地域の関係団体を通じ、市民へ広く制度の周知徹底を図ります。

④ 相談・支援の充実

法人後見事業では、相談から支援まで幅広い対応能力が求められます。研修の充実や経験の蓄積により、相談支援の方法や成年後見制度についてのスキルアップを図ります。

活動の柱8 情報力の向上と活動支援のための基盤整備

現状と課題

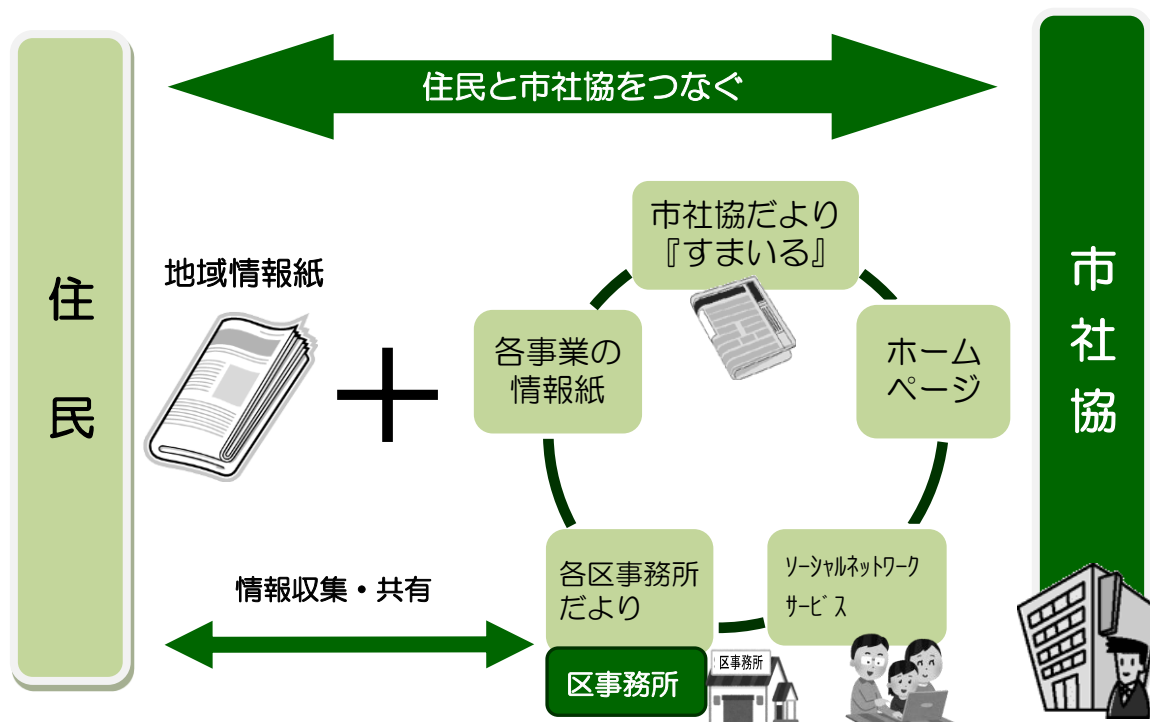
市民一人ひとりが福祉に対する関心を高め、地域福祉活動やボランティア活動への参加意欲を促すためには、そのきっかけとなる活動の内容や場の紹介といった情報提供をタイムリーに行うことが大切です。また、地域での実践者が活動上の問題・課題に直面したときに、解決を図る参考になるような情報内容の工夫を行い、地域福祉活動を下支えする側面も必要です。

取り組みの内容

① 戦略的な広報活動の展開

年2回発行の市社協だより「すまいる」やホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）、各事業における情報誌を活用した、幅の広い広報活動の展開をめざします。（図8参照）

図8 戦略的な広報活動のイメージ





② 各種広報活動との連携

市政番組をはじめ、様々なマスメディアへの働きかけを行い、地域福祉活動周知の拡大を図るとともに、校区社協や自治協議会等、地域情報紙による広報活動を把握・分析することにより、地域と一体的な情報戦略を展開します。

③ 活動支援のための基盤整備

熊本市社会福祉協議会本所が地域福祉を推進する「調整機関」として、区事務所が「推進機関」としての機能が発揮できるよう相互の連絡・調整を強化し、地域への情報提供や活動支援等を図りながら、市民から信頼され、顔の見える組織づくりをすすめます。

本計画を確実に実行するため、組織改編（3部・6課制）を行い、組織力と機動力を発揮した地域福祉の推進をめざします。（図9参照）

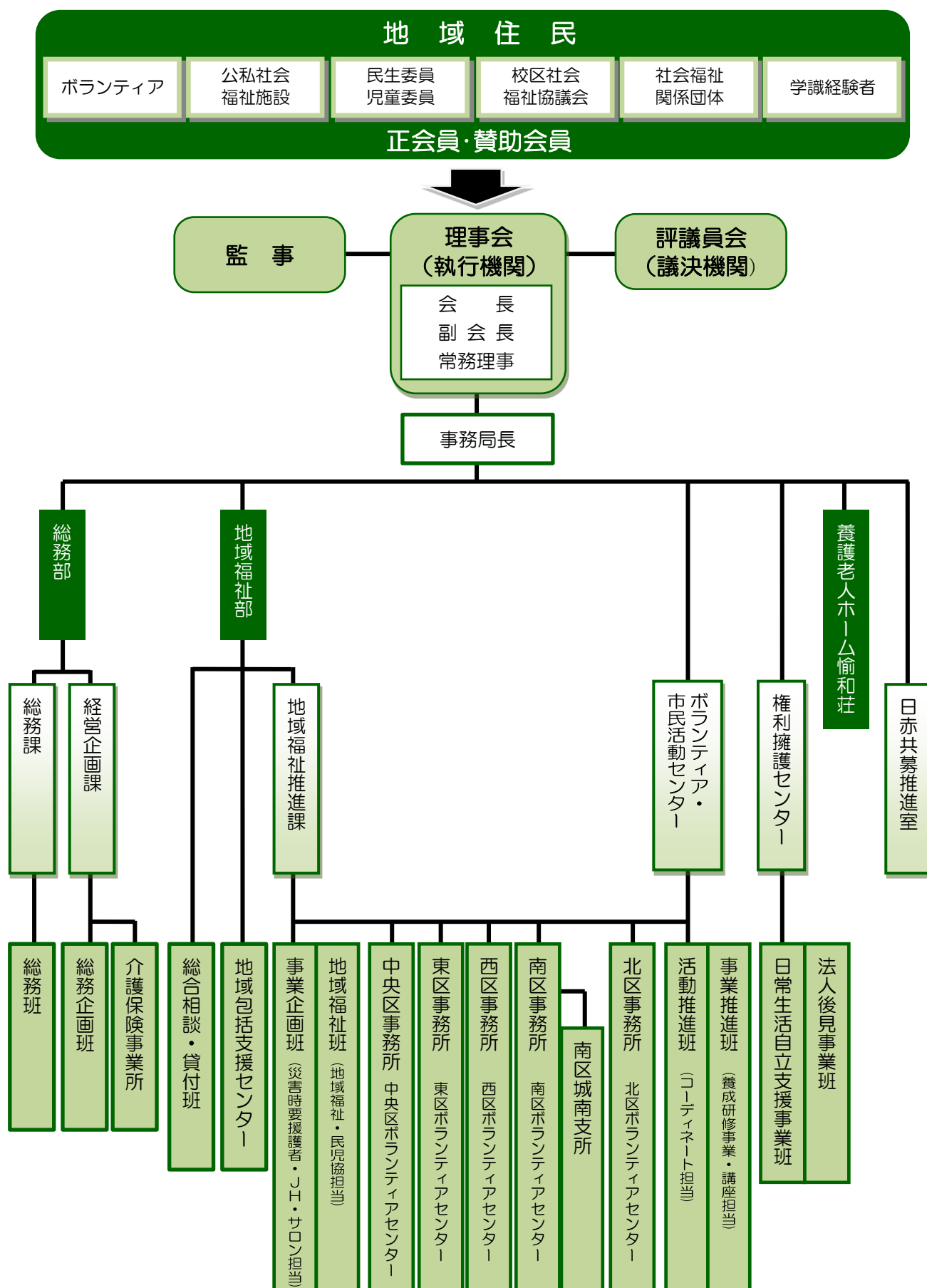
④ 安定した財源確保

本計画に基づく活動を、市民の皆様とともに推進していくためには、それを支える安定した財源が重要となります。本会が新たに策定した「財政基盤計画」（平成27年から5ヶ年計画）と連動させ、市民の皆様のご意見や思いを誠実に受け止め、本計画の理念である「誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり」の実現をめざし、職員一丸となって計画の実行に努めます。

[財政基盤計画の骨子]

- ① 収益事業の開発
- ② 市社協会員制度の充実・強化（市民、法人、企業等との協働体制確立）
- ③ 法人運営に伴う安定した補助金の確保
- ④ 各部門毎の委託事業の強化

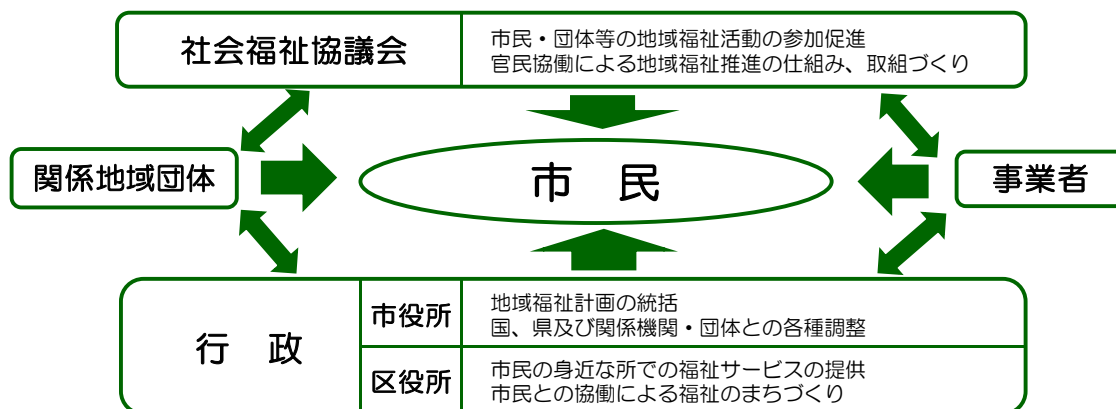
図9 熊本市社会福祉協議会組織図



第5章 計画の推進について

1 計画を推進するための協力と連携

本計画の推進にあたっては、行政及び熊本市社会福祉協議会はもとより、市民、関係地域団体、福祉事業者等がそれぞれの役割を担いながら、協働の視点に立って進める必要があります。



2 他の計画との連動

本計画の施策展開にあたり、上位計画である第6次熊本市総合計画及び関係する分野別計画が相互に作用し、一層の効果を挙げることができるよう、各計画が有機的に連動していくことを目指します。

3 計画の検証・進行管理体制の整備

(1) 計画検証会議の設置

本計画を総合的に推進するため、熊本市と熊本市社会福祉協議会で構成する「第3次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画検証会議」を設置し、関係部局が連携を図りながら、毎年度、各施策の進捗状況を確認し、本計画の検証を行います。

(2) 熊本市社会福祉審議会による進行管理

熊本市社会福祉審議会は、社会福祉法第7条第1項に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議するため設置された機関で、委員は、学識経験者、福祉事業者、福祉団体の代表者等で構成されています。

「第3次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画検証会議」における検証結果等については、毎年度、社会福祉審議会に報告を行い、委員からの意見及び評価をいただきながら、本計画の進行管理を行っていきます。

資料編

1 成果指標総括表

第3次熊本市地域福祉計画

重点	具体的施策	成果指標	基準値	目標値
1	(1) 高齢者を地域全体で支える環境づくり	65歳以上の元気な高齢者の割合	78.61% (H20年度)	79.41% (H29年度)
	(2) 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり	熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思える割合	34.0% (H26年度)	45% (H30年度)
	(3) 子どもたちが健やかに成長できる環境づくり	地域子育て支援施設利用者数	111,901人 (H25年度)	123,086人 (H31年度)
		地域での子育て支援活動に参加した市民の割合	18.2% (H25年度)	26.0% (H31年度)
	(4) 市民の健康づくりを支援する環境づくり	市民と協働で健康をテーマとしたまちづくりを実施する校区の増加	6校区 (H23年度)	95校区 (H30年度)
		健康づくり推進に関するボランティア数等の増加	1,327人 (H24年度)	3,000人 (H34年度)
		過去1年間に地域活動に参加した市民の割合の増加	46.7% (H24年度)	60.0% (H30年度)
2	(1) 生活困窮者への相談支援体制の整備	実相談受入人数	296人 (H26年度)	411人 (H31年度)
		支援を実施したことで新たに就労される方の数	164人 (H26年度)	395人 (H31年度)
		支援を実施したことで生活困窮から脱却される方の数	34人 (H26年度)	82人 (H31年度)
	(2) 災害時避難行動要支援者への支援	「避難行動要支援者名簿」掲載者に占める災害時要援護者避難支援制度登録者の割合	21.9% (H26年度)	50.0% (H31年度)
	(3) 民生委員・児童委員の活動支援	定数に対する充足率	96.4% (H26年度)	100% (H31年度)

2 生活困窮者支援にあたっての各目標値（成果指標）

① 相談支援等の実績

項 目	基準値（H26 年度）	目標値（H31 年度）
①-1 相談件数（件）	842	1,142
①-2 実支援人数（人）	296	411
①-3 事業毎の実績（利用者：人月）		
1.自立相談支援事業	290	435
2.住居確保給付金の支給	115	115
3.一時生活支援事業	101	101
4.就労準備支援事業	32	60
5.家計相談支援事業（内数）	21	33
延支援人数（1+2+3+4）	538	712
6.学習支援事業（別掲）	756	972

②-1 生活保護受給者の推移（受給者数：人）

項 目	基準値（H26 年度）	目標値（H31 年度）
・現状投影	16,915	17,798
・制度実施後	16,881	17,716
・効果（生活困窮からの脱却者数）	34	82

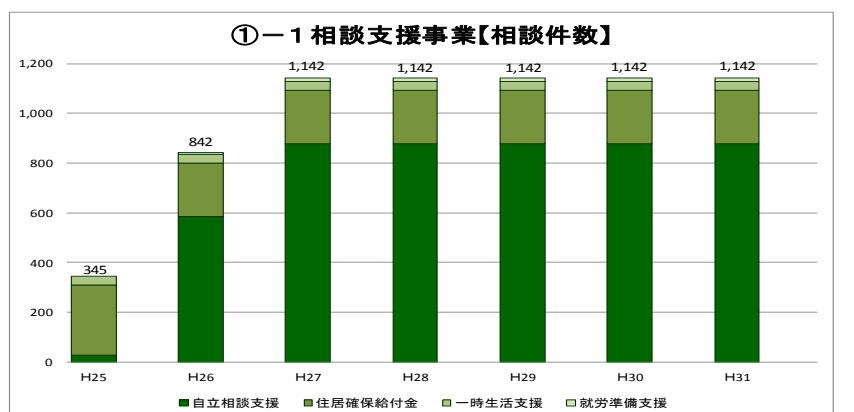
②-2 生活保護受給者の推移（保護率：％）

項 目	基準値（H26 年度）	目標値（H31 年度）
・現状投影	23.11	24.45
・制度実施後	23.06	24.44
・効果（保護の低下率）	0.05	0.11

③ 失業者数の推移

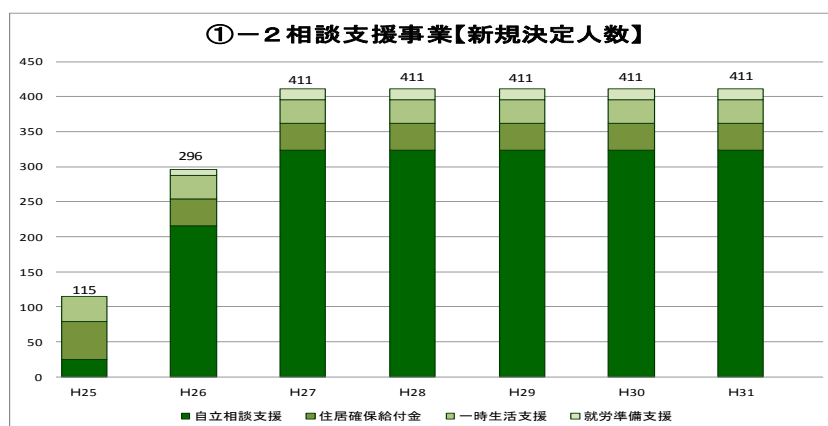
項 目	基準値（H26 年度）	目標値（H31 年度）
・現状投影（人）	34,655	33,597
・制度実施後（人）	34,491	33,202
・効果		
就労者数（人）	164	395
就労による収入増加額（千円）	150,082	361,477
生活困窮からの脱却者数（人）	34	82
生活保護費の削減額（千円）	54,536	137,118

※上記就労者の他（就労まで行き着かないケース）にも、例えば、引きこもりの状態から日中の社会参加（社会的な自立）へと移行する方が期待されます。



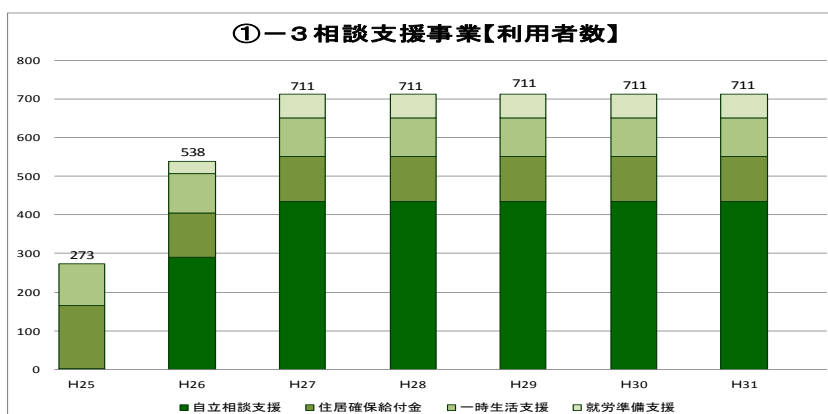
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
自立相談支援	28	586	879	879	879	879	879
住居確保給付金	281	214	214	214	214	214	214
一時生活支援	36	34	34	34	34	34	34
就労準備支援	0	8	15	15	15	15	15
合計	345	842	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142

(件)



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
自立相談支援	25	216	324	324	324	324	324
住居確保給付金	54	38	38	38	38	38	38
一時生活支援	36	34	34	34	34	34	34
就労準備支援	0	8	15	15	15	15	15
合計	115	296	411	411	411	411	411

(人)



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
自立相談支援	3	290	435	435	435	435	435
住居確保給付金	162	115	115	115	115	115	115
一時生活支援	108	101	101	101	101	101	101
就労準備支援	0	32	60	60	60	60	60
合計	273	538	711	711	711	711	711

(人月)

※家計相談支援事業の件数は、相談支援事業の内数としてカウントしています。

※学習支援事業は、生活保護受給世帯を中心に実施するため、上記には含めていません。

※ホームレスに係る支援については、その詳細について「熊本市ホームレスの自立支援に関する実施計画」に記載しています。

※家計相談支援事業の件数は、相談支援事業の内数としてカウントしています。

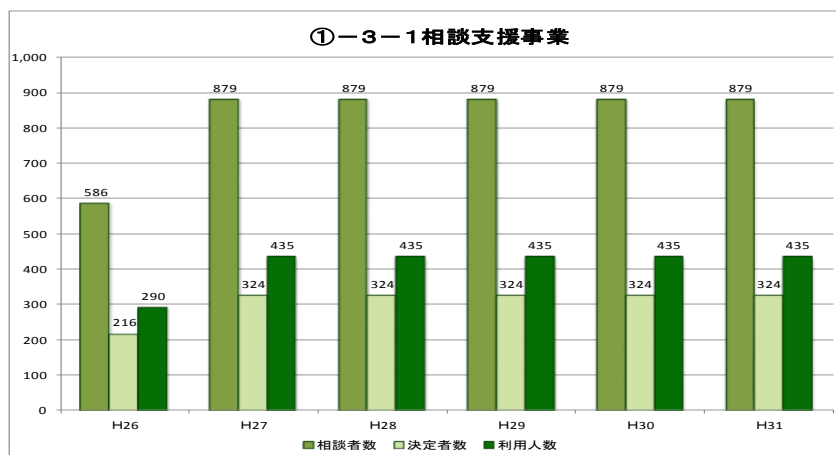
※学習支援事業は、生活保護受給世帯を中心に実施するため、上記には含めていません。

※ホームレスに係る支援については、その詳細について「熊本市ホームレスの自立支援に関する実施計画」に記載しています。

※家計相談支援事業の件数は、相談支援事業の内数としてカウントしています。

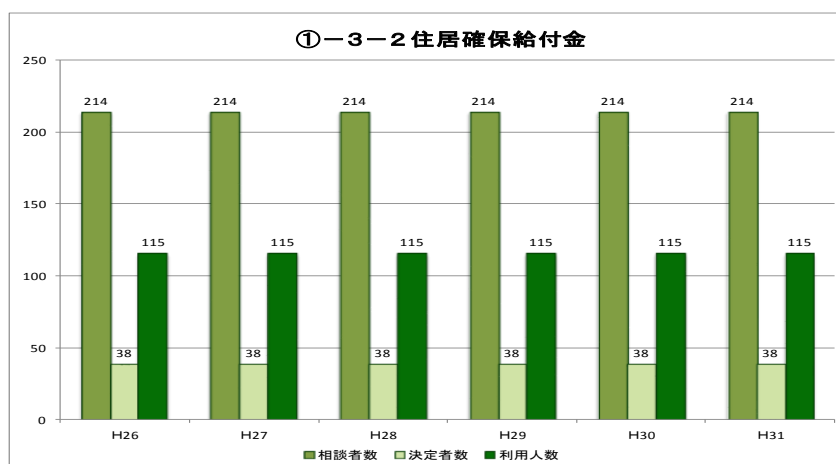
※学習支援事業は、生活保護受給世帯を中心に実施するため、上記には含めていません。

※ホームレスに係る支援については、その詳細について「熊本市ホームレスの自立支援に関する実施計画」に記載しています。



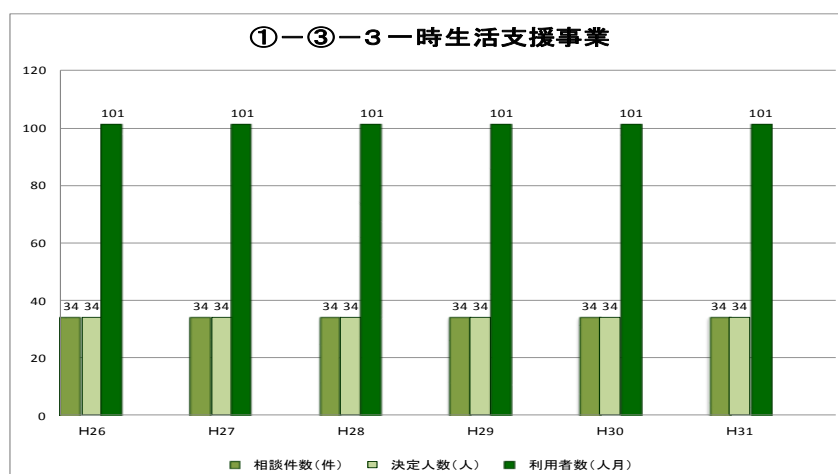
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
相談件数(件)	586	879	879	879	879	879
決定人数(人)	216	324	324	324	324	324
利用者数(人月)	290	435	435	435	435	435

平成26年度のモデル事業では、2人体制により、相談を受け付けていましたが、平成27年度からは、窓口の一本化とともに、更に支援が必要な方に対してアウトリーチ等の対応を可能とし、3人体制により、毎年800件以上の相談受付が可能となるよう、支援体制の強化を図ります。



	H26	H27	H28	H29	H30	H31
相談件数(件)	214	214	214	214	214	214
決定人数(人)	38	38	38	38	38	38
利用者数(人月)	115	115	115	115	115	115

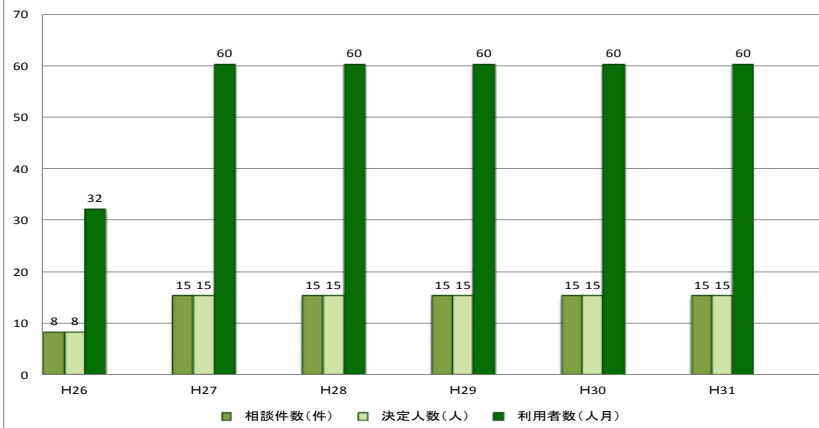
他の生活困窮者に対しての窓口と一本化することで、毎年40名弱の生活困窮者への住宅費を支給しつつ、就労支援を行います。



	H26	H27	H28	H29	H30	H31
相談件数(件)	34	34	34	34	34	34
決定人数(人)	34	34	34	34	34	34
利用者数(人月)	101	101	101	101	101	101

毎年30名以上の居住場所を失った生活困窮者に対して、衣食住を提供、再就職と住宅確保を支援し、自立を目指します。

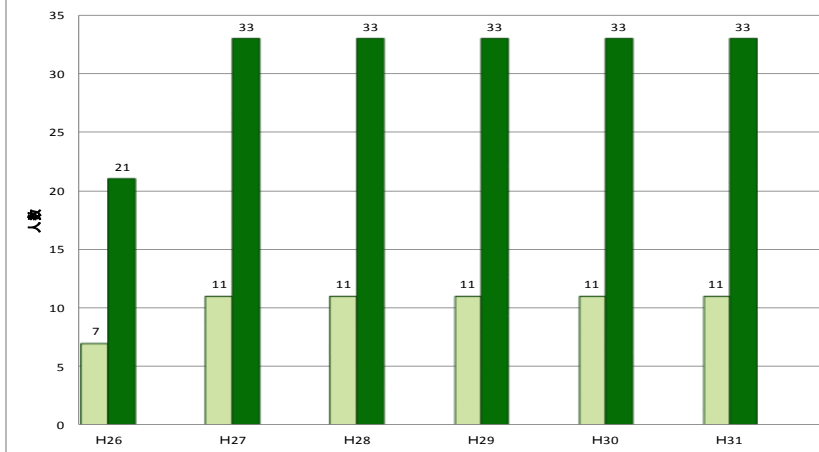
①－③－４ 就労準備支援事業



	H26	H27	H28	H29	H30	H31
相談件数(件)	8	15	15	15	15	15
決定人数(人)	8	15	15	15	15	15
利用者数(人月)	32	60	60	60	60	60

平成26年においては8名の方に、平成27年度以降は毎年15名の方に対して、4ヶ月程度の生活基礎訓練等を行い、経済的、社会的な自立を目指します。

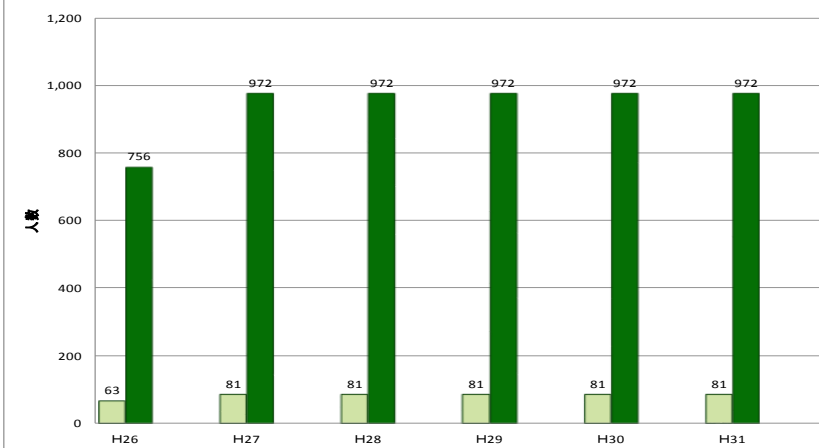
①－③－５ 家計相談支援



	H26	H27	H28	H29	H30	H31
決定人数(人)	7	11	11	11	11	11
利用者数(人月)	21	33	33	33	33	33

平成26年は7名の方に、平成27年度以降は毎年10名以上の方に対して、家計収支等に関する課題の評価・分析を行い、法テラス等の関係機関の案内・手続きの支援や貸付の斡旋を行うことで、生活困窮から脱却するためへの阻害要因の解消を図ります。

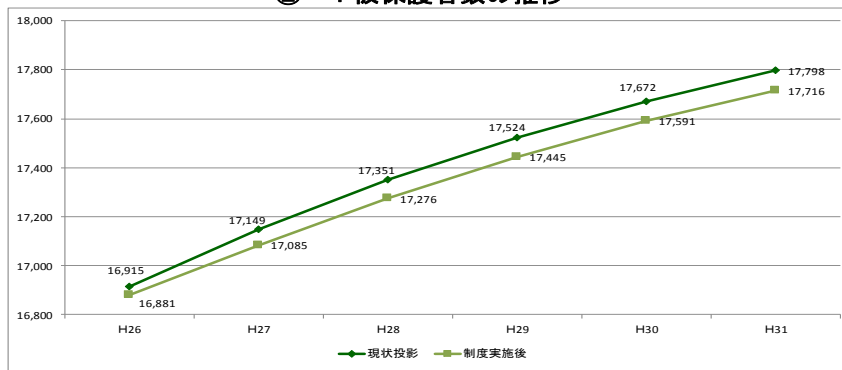
①－③－６ 学習支援事業



	H26	H27	H28	H29	H30	H31
決定人数(人)	63	81	81	81	81	81
利用者数(人月)	756	972	972	972	972	972

平成26年は63名の方に、平成27年度以降は毎年80名以上の生活保護世帯を中心とする子ども達に対して、親から子への「貧困の連鎖」を防止するため、学習支援を行い、高校進学及び中退防止に向けた支援を行います。

②-1 被保護者数の推移

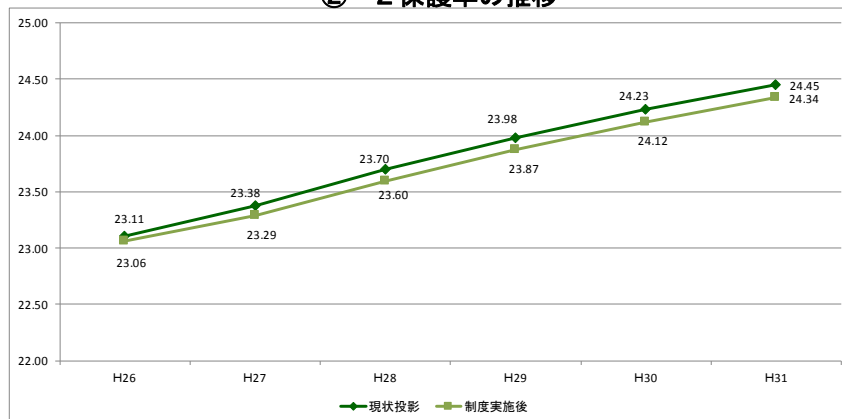


	H26	H27	H28	H29	H30	H31
現状投影	16,915	17,149	17,351	17,524	17,672	17,798
効果総数	34	64	75	79	81	82
自立相談支援	8	27	34	37	39	40
住居確保給付金	20	28	31	32	32	32
一時生活支援	5	7	8	8	8	8
就労準備支援	1	2	2	2	2	2
制度実施後	16,881	17,085	17,276	17,445	17,591	17,716

【単位：人】

各種事業を展開することで、平成26年は34名、平成31年度では82名の方の生活困窮状態からの脱却を目標とし、生活困窮者への支援が、第2のセーフティネットとして機能することを目指します。

②-2 保護率の推移



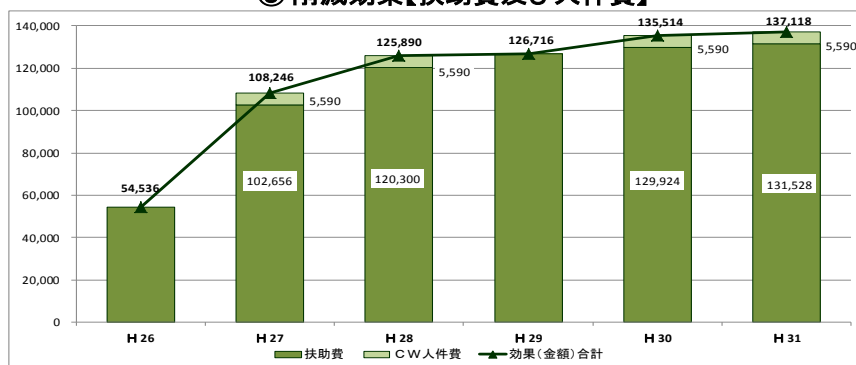
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
現状投影	23.11	23.38	23.70	23.98	24.23	24.45
制度実施後	23.06	23.29	23.60	23.87	24.12	24.34

【単位：％】

人口推移 732,013 733,560 732,148 730,736 729,323 727,911 【単位：人】

各種事業を展開することで、平成26年は34名、平成31年度では82名の方の生活困窮状態からの脱却を目標とし、生活困窮者への支援が、第2のセーフティネットとして機能することを目指します。

③ 削減効果【扶助費及び人件費】

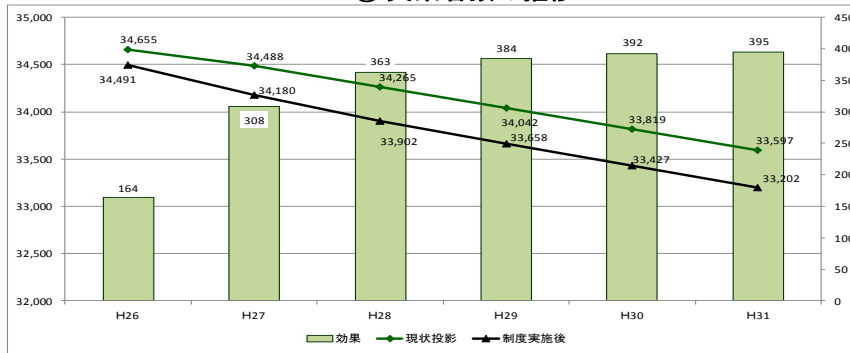


	H26	H27	H28	H29	H30	H31
投影状						
扶助費	28,299,508	28,894,640	29,234,680	29,524,550	29,772,060	29,983,720
CW人件費	872,040	888,810	899,990	905,580	916,760	922,350
SV人件費	128,570	128,570	128,570	134,160	134,160	134,160
実施後						
扶助費	28,244,972	28,791,984	29,114,380	29,397,834	29,642,136	29,852,192
CW人件費	872,040	883,220	894,400	905,580	911,170	916,760
SV人件費	128,570	128,570	128,570	134,160	134,160	134,160
(金額効果)						
扶助費	54,536	102,656	120,300	126,716	129,924	131,528
CW人件費	0	5,590	5,590	0	5,590	5,590
SV人件費	0	0	0	0	0	0
効果合計	54,536	108,246	125,890	126,716	135,514	137,118

【単位：千円】

生活困窮者への支援が、第2のセーフティネットとして機能することにより、平成26年度で54百万円、平成31年度で137百万円の生活保護費やケースワーカーの人件費の軽減を目指します。

③ 失業者数の推移

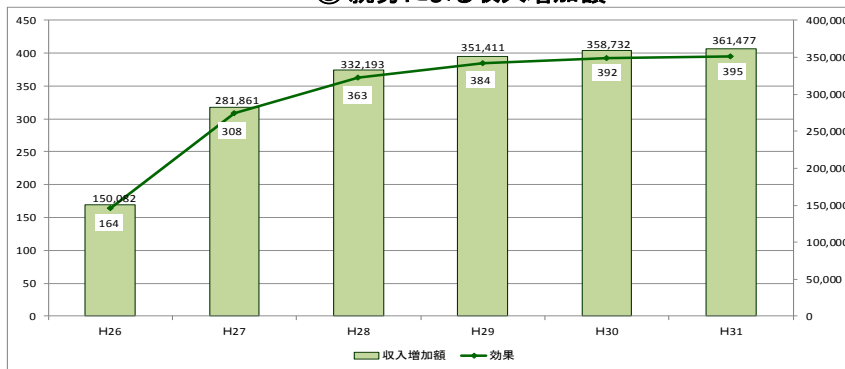


	H26	H27	H28	H29	H30	H31
現状投影	34,655	34,488	34,265	34,042	33,819	33,597
効果総数	164	308	363	384	392	395
自立相談支援	137	269	318	338	346	349
住居確保給付金	20	28	31	32	32	32
一時生活支援	5	7	8	8	8	8
就労準備支援	2	4	6	6	6	6
制度実施後	34,491	34,180	33,902	33,658	33,427	33,202

【単位：人】

生活困窮者への支援が、第2のセーフティネットとして機能することにより、平成26年度で164人、平成31年度で395人の新たな就労者数の増加を目指します。

③ 就労による収入増加額



	H26	H27	H28	H29	H30	H31
効果総数	164	308	363	384	392	395
自立相談支援	137	269	318	338	346	349
住居確保給付金	20	28	31	32	32	32
一時生活支援	5	7	8	8	8	8
就労準備支援	2	4	6	6	6	6
制度実施後	150,082	281,861	332,193	351,411	358,732	361,477

【単位：人】

【単位：千円】

生活困窮者への支援が、第2のセーフティネットとして機能することにより、平成26年度で150百万円、平成31年度で361百万円の就労収入の増加を目指します。

3 住民座談会・地域福祉ニーズ調査から見える課題（結果概要）

住民座談会

（１）目 的

住民が日常生活の中で感じている率直な意見や地域に潜在化・顕在化する生活課題等を掘り起こし、地域での解決策について協議する「住民座談会」を実施しました。

日常生活をおくる中で、不便なことや悩んでいること、あるいは自分たちが暮らす地域の良いところなどを住民自身で再確認し、これから住民としてできること、団体としてできることについてアイディアを出し合いました。住民座談会での意見を本計画に反映し、併せて「校区行動計画」を策定することにより、住民主体による地域福祉活動の更なる推進をめざします。

（２）実施方法

小学校区を基本として、５校区（行政区毎に１校区）を選定し、３日間の日程で開催しました。模造紙や付せん紙を使ったグループワークを中心に、団体の役員や子育て中の保護者などの住民が、日常生活での課題を出しあい、子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすい地域にするためには、どのような取り組みが必要か、めざす地域像について意見交換をしました。

（３）開催状況

区	校区名	開 催 日		会 場	参加者数
		回	日 程		
中央	託麻原	第１回	平成26年7月15日(火)	託麻原地域 コミュニティセンター	56名
		第２回	平成26年7月25日(金)		55名
東	東 町	第１回	平成26年7月20日(日)	東町地域 コミュニティセンター	35名
		第２回	平成26年7月29日(火)		38名
		第３回	平成26年8月 3日(日)		41名
西	城 山	第１回	平成26年7月17日(木)	城山地域 コミュニティセンター	45名
		第２回	平成26年7月31日(木)		44名
		第３回	平成26年8月 7日(木)		36名
南	田迎南	第１回	平成26年7月 8日(火)	田迎南地域 コミュニティセンター	56名
		第２回	平成26年7月22日(火)		47名
		第３回	平成26年8月 5日(火)		43名
北	弓 削	第１回	平成26年7月 7日(月)	特別養護老人ホーム さわらび	62名
		第２回	平成26年7月20日(日)		59名
		第３回	平成26年7月25日(金)		58名

※ 託麻原校区は、計３回開催を予定していましたが、うち１回は台風接近に伴い中止となりました。

（４）結果概要

① 託麻原校区

第１回 平成 26 年 7 月 1 5 日（火） 託麻原地域コミュニティセンター

内 容 ①オリエンテーション及び課題の発掘・分析・整理

②地域の目指すイメージ（地域像）を描く

参加者 56名

○主な意見

●福祉課題

（１）暮らしに関すること

- ・ マンションやアパートに住む世帯が増え、住民間の交流が薄れている。
- ・ 世代間及び地域内の交流の機会が少ない。
- ・ 地域団体・組織の役割や活動が住民に理解されていない。

（２）高齢者に関すること

- ・ 高齢者の集まる場が少ない。
- ・ 地域行事等に参加される方が少なく、交流の機会も少ない。
- ・ 孤立死や認知症の方の徘徊が起きている。

（３）子ども及び子育てに関すること

- ・ 子どもと地域のつながりが希薄化している。
- ・ 安心・安全に子育てできる環境が整っていない。

●地域の目指すイメージ（地域像）

- ・ みんなが安心してずっと住みたいまち
- ・ あいさつや見守りを互いに心がけるまち
- ・ 地域で子育て中の親子を見守るまち



第2回 平成26年7月25日(金) 託麻原地域コミュニティセンター
 内 容 課題解決に向けた条件づくり
 参加者 55名

○主な意見

- ・空家等を活用し、集いの場（ふれあい・いきいきサロン等）をつくる。
- ・各種団体の連携を強化し、活動情報のPRを工夫する。
- ・大学と連携を図り、施設等を利用した交流会等を行う。
- ・隣近所の方に笑顔であいさつするよう心掛ける。（防犯・見守り）
- ・校区の子どもボランティアクラブを育成し、行事への参加を促す。
- ・子どもが参加しやすい活動・行事を行う。

託麻原校区行動計画体系図

基
本
理
念

住民同士がつながり深め、みんなで作るまちづくり
 ～いくつになっても、かたらんね！～

基
本
目
標

地域で集いず～っ
と暮らせるまち

笑顔と健康で安心
して暮らせるまち

みんなで育てよう
託麻原の宝

夢
希 望

○住民が進んで地域に関
わるまち
○みんなが安心してすっ
と住みたいまち
○地域行事や活動に誰も
が気軽にかたり集える
まち

○あいさつや見守りを互い
に心がけるまち
○いくつになってもあそこに
行けば誰かにあえるまち
○孤立死を減らし、ネット
ワークで支えていくまち

○子どもが地域に根ざし
て安全に暮らせるまち
○地域で子育て中の親子
を見守るまち

福 祉
課 題

暮らし
に関すること

高齢者
に関すること

子ども及び子育て
に関すること

課題解決
に向けた
条件

○集いの場をつくる
○回覧板等周知方法を工
夫し、各種団体の活動
等PRを行う
○各種団体間の連携を強
化する

○空きスペースを活用した
場作り
○趣味を活かした参加の場
を設ける
○学校との連携を図る
○あいさつ運動を行う（防
犯・見守り）

○子どもボランティア
クラブの育成
○参加しやすい活動や行
事を行う
○子育てサロンを工夫する

② 東町校区

第1回 平成26年7月20日（日） 東町地域コミュニティセンター
内 容 オリエンテーション及び課題の発掘・分析・整理
参加者 35名

○主な意見

（１）高齢者に関すること

- ・ 高齢者が気軽に集まれる場が少ない。
（ふれあい・いきいきサロンや老人会等）
- ・ 地域との交流が希薄になっている人や支援が必要な人が増えている。

（２）子ども及び子育てに関すること

- ・ 子どもが自由に遊べる場所が少ない。
- ・ 登下校の見守りに関して地域の協力が得にくい。
- ・ 子どもや保護者の地域との関わりが希薄になっている。

（３）暮らし・環境・安全に関すること

- ・ 地域住民のつながりが希薄になっている。
- ・ ゴミを出すことが困難な人がいる。
- ・ 路線バス等の交通機関が利用しにくいため、買い物や外出が不便な人がいる。

（４）災害に関すること

- ・ 災害に対して住民の関心が薄い。
- ・ 災害時に避難支援を必要とする人への対応が難しい。

第2回 平成26年7月29日（火） 東町地域コミュニティセンター
内 容 課題の優先順位の考察 地域の目指すイメージ（地域像）を描く
参加者 38名

○主な意見

- ・ 地域ぐるみで近隣住民の見守りができるまちにしたい。
- ・ 地域と親子がふれあい、子どもを育てるまち。
- ・ 近隣住民で助けあえるまちにしたい。
- ・ 災害時にも発揮される、地域住民同士のつながりや助けあい。



第3回
内 容
参加者

平成 26 年 8 月 3 日（日） 東町地域コミュニティセンター
課題解決に向けた条件づくり
41 名

○主な意見

- ・ 地域の老人憩の家や公民館等を活用し、高齢者が気軽に集まれる場をつくる。
- ・ 収穫祭や七夕祭等、子どもたちが参加できる行事を計画する。
- ・ コミセンや公民館に児童図書コーナーを設置し、子どもたちが集える場づくりを考える。
- ・ 今回行った座談会のような話しあいの場を継続して行う。
- ・ 散歩する地域住民で、登録ボランティア形式の「見守り隊」をつくる。

東町校区行動計画体系図

基 本
理 念

思いやりあふれる明るいまち・東町

基 本
目 標

地域ぐるみで高齢者を見守り、気軽に集えるまちづくり

地域が一つになって、子どもに関わり育てるまちづくり

みんなで話しあい、それを伝えあえるまちづくり

災害時に助けあい、支えあえるまちづくり

夢
希 望

○サロンや老人会をより充実させ、活性化させたい
○高齢者が気軽に集まることができ、子どもたちと交流を持てる場所がほしい
○地域ぐるみで近隣住民の見守りしたい

○子どもたちが安全に遊べる場所（屋内・外）をつくりたい
○行事などで大人と子どもが交流し、共に楽しめるまちにしたい
○地域と親子がふれあい子どもを育てる

○近隣住民で助けあえるまちにしたい
○安心して安全に暮らしたい
○住民の楽しみが多数開催される、明るくやさしいまちにしたい

○地元企業と連携した防災体制づくり
○災害時にも発揮される、地域住民同士のつながり・助けあい

福 祉
課 題

高齢者
に関すること

子ども
及び子育て
に関すること

暮らし・
環境・安全
に関すること

災害
に関すること

課題解決
に向けた
条件

○コミセン・老人憩の家を活用して誰でも気軽に集える場をつくる

○地域参加のきっかけとして、ボランティアを育成する

○子どもが参加できる行事を企画する

○子どもが集える場（遊び場）をつくる

○電話を活用した安否確認や、民生委員 OB 会、散歩をする地域住民でつくる「見守り隊」を立ち上げる

○話しあいの場をつくり、地域の各種団体が情報を共有する

○また、考えを伝えあえる地域の協力体制をつくる

③ 城山校区

第1回 平成26年7月17日（木） 城山地域コミュニティセンター
内 容 オリエンテーション及び課題の発掘・分析・整理
参加者 45名

○主な意見

（１）高齢者に関すること

- ・ 閉じこもりがちな高齢者をどのように地域で見守るのか（安否確認）不安である。
- ・ 認知症高齢者に対する関わり方・支援のあり方についてよくわからない。

（２）子ども及び子育てに関すること

- ・ 子どもの健全育成のために、どのように地域で見守ればよいかわ不安。
- ・ 地域住民との交流の機会が少ない。
- ・ 子育て世帯の地域との関わりが薄れている。

（３）暮らし・人とのつながりに関すること

- ・ 地域住民間のつながりが希薄化している。
- ・ 世代間交流の場が少ない。

（４）災害に関すること

- ・ 災害時の支援及び避難体制に対して、知識や情報（連携）が不十分である。

第2回 平成26年7月31日（木） 城山地域コミュニティセンター
内 容 課題の優先順位の考察 地域の目指すイメージ（地域像）を描く
参加者 44名

○主な意見

- ・ みんなが健康で過ごせる明るいまち。
- ・ 子どもたちが故郷を愛し、感謝の心が育つまち。
- ・ 子どもや親、地域みんなが笑顔で明るくあいさつを交わすまち。
- ・ 災害が起きても、地域住民がつながり、助けあうことが出来るまち。



第3回 平成 26 年 8 月 7 日（木） 城山地域コミュニティセンター
内 容 課題解決に向けた条件づくり
参加者 36 名

○主な意見

- ・ 校区社協や自治会、民児協等で高齢者等の把握に努め、最低限度の情報は共有できる体制をつくる。
- ・ 高齢者が気軽に集まることができる、おしゃべり会やふれあい・いきいきサロンを実施し、外出へつなげる。
- ・ 教育機関と連携を図り、子どもと高齢者の交流の機会を増やす。
- ・ 校区社協や自治会、民児協等で定期的な情報交換を行い、地域行事や各種団体の広報に力を入れる。
- ・ 地域の祭やイベント（野菜づくり・料理教室等）を継続し、世代間の交流を図る。
- ・ 防災訓練に取り組んでいる地域から情報を得たり、ハザードマップや災害時要援護者支援事業を活用し、実践的な防災訓練を実施する。

城山校区行動計画体系図

基 本
理 念

あいさつで笑顔と思いやりあふれる
みんなが集うまち「城山」

基 本
目 標

高齢者が生きがいを感じ、元気に暮らせるまちづくり

地域みんなで声をかけあい、子どもがのびのびと育つまちづくり

世代を超えてつながり・支えあうまちづくり

災害に備え、助けあう体制づくり

夢
希 望

○みんなが健康で過ごせる明るいまち
○一人ひとりが生き生きと喜ぶやわらかなまち
○高齢者が集う場があるまち

○世代を問わず、あいさつの行き交うまち
○子どもたちが故郷を愛し、感謝の心が育つまち
○子育てに関して気軽に相談できる場があるまち

○子どもや親、また地域みんなが笑顔で明るくあいさつを交わすまち
○家族や住民みんなが思いやりの心をもち、支えあう絆のあるまち

○災害が起きても、地域住民がつながり、助けあうことが出来るまち
○最低限必要な情報は、各種関係団体間で共有できるまち

福 祉
課 題

高齢者
に関すること

子ども
及び子育て
に関すること

暮らし・
人とのつながり
に関すること

災害
に関すること

課題解決
に向けた
条件

○各種団体と連携しながら、高齢者の把握に努める
○高齢者が生きがいをもち、気軽に外出できる集いの場づくり
○認知症に関する研修会を開催する

○日常的な「あいさつ運動」を通じて、見守りや交流を深める
○子どもと地域とふれあえる交流の場を増やす
○子育てサロンのPRに努め、相談機能の充実を図る

○各種団体間で定期的に情報交換会を行う
○住民が興味を持てる行事やイベントを実施し、世代間交流を図る
○地域を担う次世代のリーダー育成に努める
○広報活動の強化

○各種団体間や関係機関と協力し、必要な情報を把握・共有し、災害時の支援体制づくりを行う
○ハザードマップや災害時要援護者支援事業と連携した防災訓練を実施する

④ 田迎南校区

第1回 平成26年7月8日（火） 田迎南地域コミュニティセンター
内 容 オリエンテーション及び課題の発掘・分析・整理
参加者 56名

○主な意見

（１）高齢者に関すること

- ・ 一人暮らしの高齢者が増加する中で、見守り活動が十分にできていない。
- ・ 高齢者の集いの場が少ない。

（２）子ども及び子育てに関すること

- ・ 子どもと地域との交流の機会が少ない。
- ・ 子育てサロンの参加者が減少している。

（３）暮らし・環境・安全に関すること

- ・ 地域住民間のつながりが希薄化している。
- ・ 各種団体間の連携が十分に図れていない。
- ・ 安心して歩ける道が少ない。

（４）災害に関すること

- ・ 災害時の避難経路や避難場所がわからず、いざという時に不安である。
- ・ 災害に関する情報の共有が不足している。

第2回 平成26年7月22日（火） 田迎南地域コミュニティセンター
内 容 課題の優先順位の考察 地域の目指すイメージ（地域像）を描く
参加者 47名

○主な意見

- ・ いつでも遊びに行ける場所がある。（趣味活動や茶話会等）
- ・ 子育てに安心して安全なまちづくり。
- ・ 校区の伝統と行事を継承していき、住民の絆を深めあうまち。
- ・ お互いに助けあうまち、災害に強いまち。



第3回 平成26年8月5日(火) 田迎南地域コミュニティセンター
 内容 課題解決に向けた条件づくり
 参加者 43名

○主な意見

- ・ 各種団体が連携した見守り活動の実施。
- ・ 地域の様々な特技を持った方を発掘し、ふれあい・いきいきサロンや老人会等に派遣する仕組みをつくる。
- ・ 空き家等を利用して、一日過ごすことができ、交流を図れる場を設ける。
- ・ 校区全体であいさつ運動や声かけ運動を実施する。
- ・ 公民館等を利用して、夏休みに寺子屋活動を実施する。
- ・ 広報誌やホームページを活用し、地域の取り組みや出来事を発信する。
- ・ 地域の行事を行う際、縦と横のつながりをより充実したものにしていき、地域のつながりをより強固にしていく。
- ・ 各種団体関係者を集めたネットワーク会議を開催する。(支援体制づくり)
- ・ 各町内に要援護者実態把握の確認作業を行う。
- ・ 各種団体が協力した災害訓練を実施する。

田迎南校区行動計画体系図

基 本
理 念

結いの心で未来につなごう笑顔と元気を 田迎南

基 本
目 標

高齢者が笑顔で
元気に集えるまち

子どもの力を育て
見守り支えあう
未来づくり

みんなできずこう
つながりの和

地域全体で助けあう
災害に強いまちづくり

夢
希 望

○各種団体が連携して高齢者の見守り隊ができる
○いつでも遊びに行ける場所がある
○みんなで考えるまち

○笑顔であいさつができるまち
○子育てに安心・安全な環境のまちづくり
○子ども・孫の代まで住みよいまちづくり

○校区の伝統と行事を継承していき、住民の絆を深めあうまち
○笑顔が絶えない、家族のような近所付き合いができるまち
○各種団体が連携(つながり)して防犯・安全の見守りができるまち

○皆が自助・互助・公助を理解し、行動できる校区
○お互いに助けあうまち、災害に強いまち
○災害について地域全体で考える意識がある

福 祉
課 題

高齢者
に関すること

子ども
及び子育て
に関すること

暮らし・
環境・安全
に関すること

災害
に関すること

課題解決
に向けた
条件

○各種団体が連携した見守り活動の実施
○特技をもつ高齢者を発掘し、活動の場につなげる
○交流や一日いることができるような集いの場をつくる

○子育て世帯との交流を図る
○交流を促す行事やしかけづくり

○広報誌等を介した情報の発信
○住民が参加したくなる行事やイベントの実施
○町内の枠に捉われない、交流の場づくり

○各種団体関係者のネットワーク会議を行い、情報の共有や防災訓練を実施
○要援護者実態把握の確認作業を行う

⑤ 弓削校区

第1回 平成26年7月7日(月) 特別養護老人ホームさわらび
内 容 オリエンテーション及び課題の発掘・分析・整理
参加者 62名

○主な意見

(1) 高齢者に関すること

- ・ 校区内に坂道が多く、高齢者の買い物が不便である。
- ・ 高齢者のふれあう機会や集まる場が少ない。
- ・ 高齢化が進む中、支援を必要とする人が増加している。

(2) 子ども及び子育てに関すること

- ・ 登下校時の安全の確保が十分ではない。
- ・ 子どもたちの安全な遊び場が少ない。
- ・ 子どもや保護者と地域の関係が希薄化している。

(3) 暮らしと環境に関すること

- ・ 地域住民間の関係が希薄化している。
- ・ 校区内にスーパーや店が少なく、また交通機関の利便性も悪いため、外出が不便である。
- ・ 校区内に危険箇所が多い。
- ・ 災害時の避難支援体制が十分ではない。

第2回 平成26年7月20日(日) 特別養護老人ホームさわらび
内 容 課題の優先順位の考察 地域の目指すイメージ(地域像)を描く
参加者 59名

○主な意見

- ・ 若い世代が老いた時に、生活していくのに困らない地域づくり。
- ・ 子どもたちが参加できる校区の交流行事がある。
- ・ 高齢者と若い世代、子どもの交流がある住みよいまちづくり。
- ・ 要援護者の把握ができ、地域全体で連絡が取りあえる環境のまち。



第3回 平成26年7月25日(金) 特別養護老人ホームさわらび
内 容 課題解決に向けた条件づくり
参加者 58名

○主な意見

- ・ 「ボランティア買い物隊」を結成する。
- ・ 元気な高齢者による子どもの登下校時の「見守り応援隊」を各町内で募集し、見守り体制を強化する。
- ・ 各町内で、支援を要する世帯等を把握し、マップづくりを行い、その方の見守り体制をみんなで考える。
- ・ 色つき小旗を利用した安否確認などを行い、高齢者の見守りを行う。
- ・ 各種団体が連携を図り、問題を出しあい解決する場を設ける。
- ・ 世代間交流の取り組みとして、町内ごとのラジオ体操や廃品回収、年齢も障がいも関係なく行えるスマートローリングや伝承遊びを校区で実施する。

弓削校区行動計画体系図

基 本 理 念

住民のつながりが広がる弓削校区
～やっぱり、弓削がいいと思う地域づくり～

基 本 目 標

安心して年をかさね
られる優しいまち

みんなで、子どもたちを
見守り育てるまち

世代をこえて支えあう
明るいまち

夢 希 望

○向う三軒両隣の復活
(隣近所で声をかけあ
い高齢者を孤立させな
い地域の見守り)
○若い世代が老いた時
に、生活していくのに
困らない地域づくり

○小学生の登下校時に見守
りをしてくれる、見守り
応援隊がある
○子どもたちがのびのびと
遊べる場所がある
○子どもたちが参加できる
校区の交流行事がある

○要 援 護 者 の 把 握 が で
き、地域全体で連絡が
取りあえる環境
○高齢者と若い世代、子
どもの交流がある住み
よいまちづくり

福 祉 課 題

高齢者
に関すること

子ども・子育て
に関すること

暮らし
に関すること

課題解決 に向けた 条件

○「ボランティア買
い物隊」の結成

○登下校の「見守り
応援隊」の結成

○見守りが必要な
世帯のマップづ
くりと情報を伝
えるあう体制づ
くり
○色つき小旗を活
用した安否確認

○世代間交流の取
り組みを通して
地域の方と知り
あうきっかけづ
くり
○子ども会、PTA
役員、校区の役員
が連携し問題を
出し合い解決す
る場を設ける

○各種団体活動
に、たくさんの方
々に携わって
もらい、理解を
広く深め、協力
してもらうよう
にする

地域福祉ニーズ調査（市民アンケート調査）

（１）実施方法

郵送によるアンケート調査と対象者へ聞き取りによるアンケート調査を行いました。住民の生活課題を正確かつ的確に把握するため、高齢者や子育て家庭に対しては、民生委員・児童委員による聞き取り調査を行いました。

＜調査期間＞ 平成26年6月15日～8月31日（基準日：平成26年4月1日）

（２）調査状況

分 野	対 象	対象者	回収数	回収率 (%)
1 地域住民	一人暮らし高齢者（65歳～74歳） 一人暮らし高齢者（75歳以上） ふれあい・いきいきサロン参加者	2,816	2,632	93.5%
	子育て家庭 （子育てサロン、就学児童保護者等）	1,270	1,013	79.8%
	障がい者（障がい部会等）	145	57	39.3%
2 福祉活動実践者	地域関係団体（校区社協、自治会等）	192	146	76.0%
	民生委員・児童委員	1,372	1,145	83.5%
	ボランティア活動実践者	1,096	857	78.2%
	ふれあい・いきいきサロン運営者	400	306	76.5%
3 福祉サービス 事業者	福祉施設職員 （地域包括支援センター職員等）	240	154	64.2%
合 計		7,531	6,310	83.8%

（３）留意事項

○設問のなかには前問に答えた人のみが答える「限定設問」があり、表中の「回答者数」が全体より少なくなる場合があります。

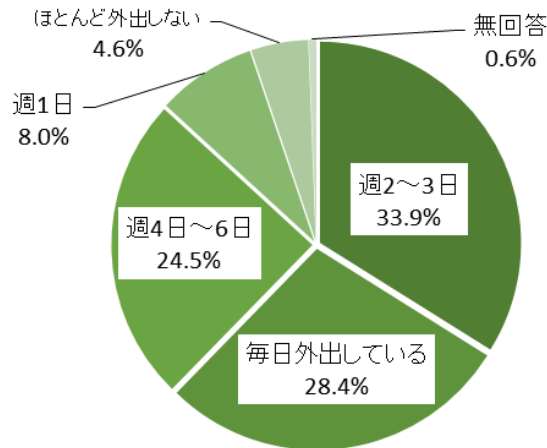
○設問には1つのみ答えるもの（SA：シングルアンサー）と複数回答のもの（MA：マルチアンサー）があり、MA：マルチアンサーの設問では、表記の割合の合計は100%を超えます。

○選択肢の語句が長い場合、本文や表・グラフ中では省略した表現を用いているところがあります。

(4) 結果概要

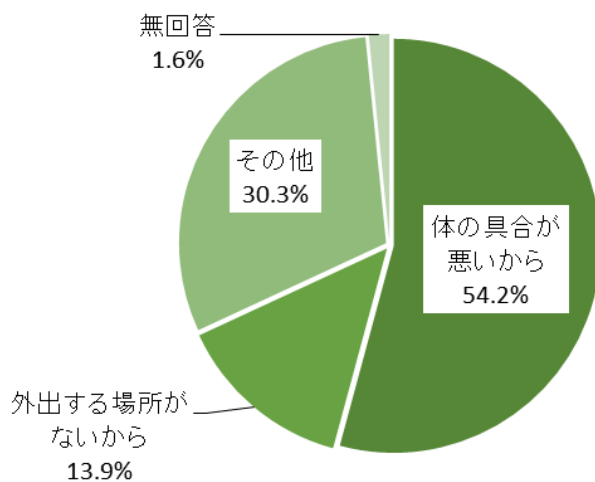
一人暮らし高齢者調査票（聞き取り調査）

【外出の状況】



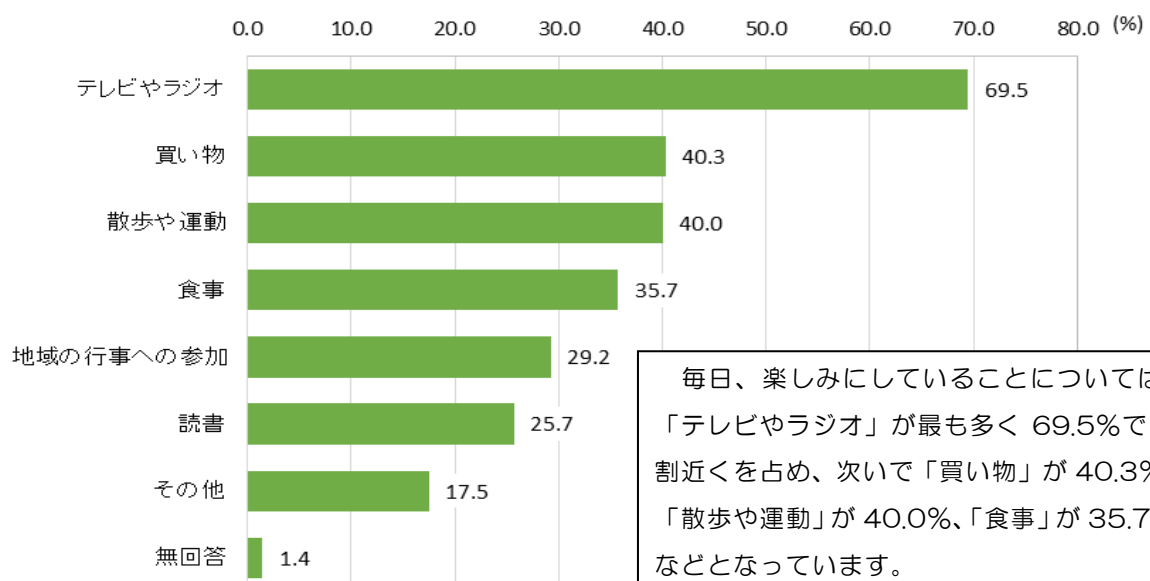
外出状況は、「週 2～3 日」が最も多く 33.9%で 3 割を超えています。次いで「毎日外出している」が 28.4%、「週 4 日～6 日」が 24.5%などとなっており、一方で「ほとんど外出しない」が 4.6%となっています。

【外出しない理由】



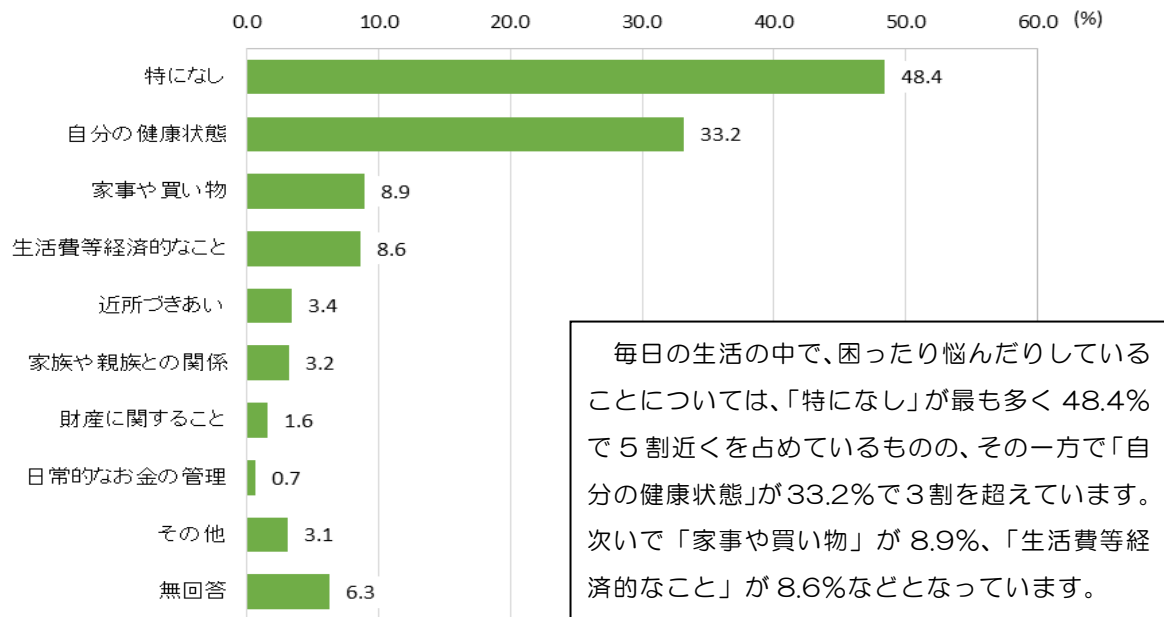
ほとんど外出しない理由については、「身体の具合が悪いから」が最も多く 54.2%で半数を超えており、また「外出する場所がないから」という方が 13.9%となっています。

【日頃の楽しみ】

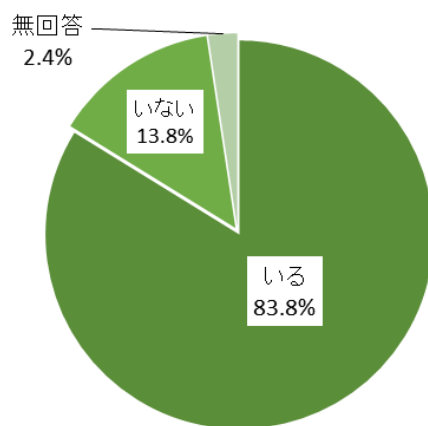


毎日、楽しみにしていることについては、「テレビやラジオ」が最も多く 69.5%で 7 割近くを占め、次いで「買い物」が 40.3%、「散歩や運動」が 40.0%、「食事」が 35.7%などとなっています。

【日常生活で困っていることや悩みごと】

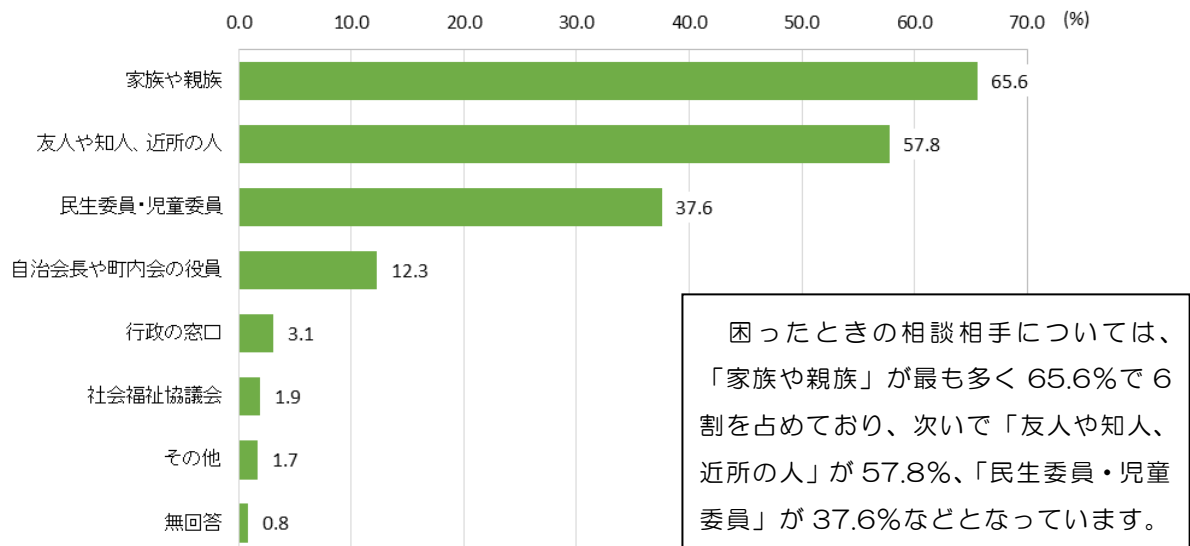


【地域（近隣）との関係性】

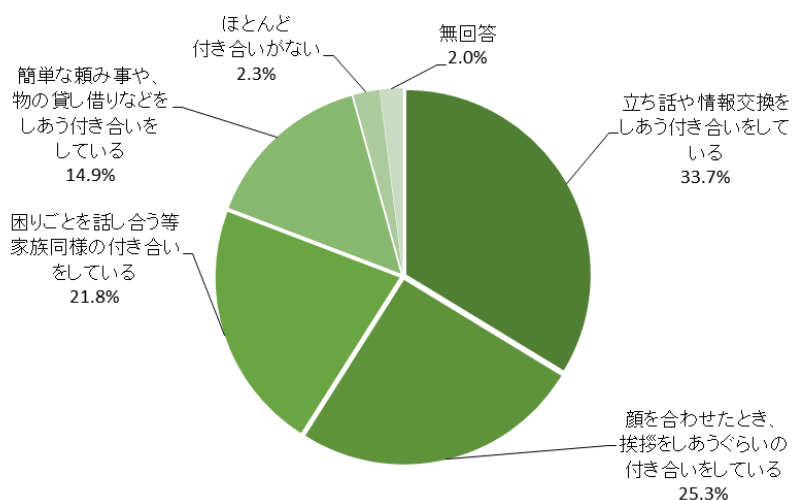


困ったことや悩みごとを相談できる方、頼れる方が「いる」という方が 83.8% で 8 割を超えていますが、「いない」と答えた方が 13.8% で 1 割強を占めています。

【地域（近隣）で相談できる相手】

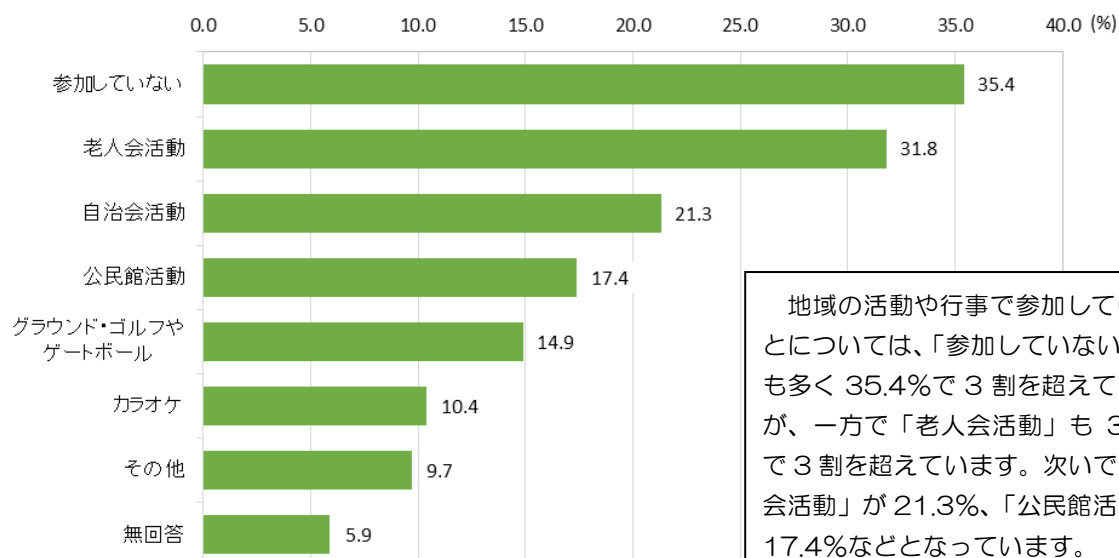


【近所づきあい】



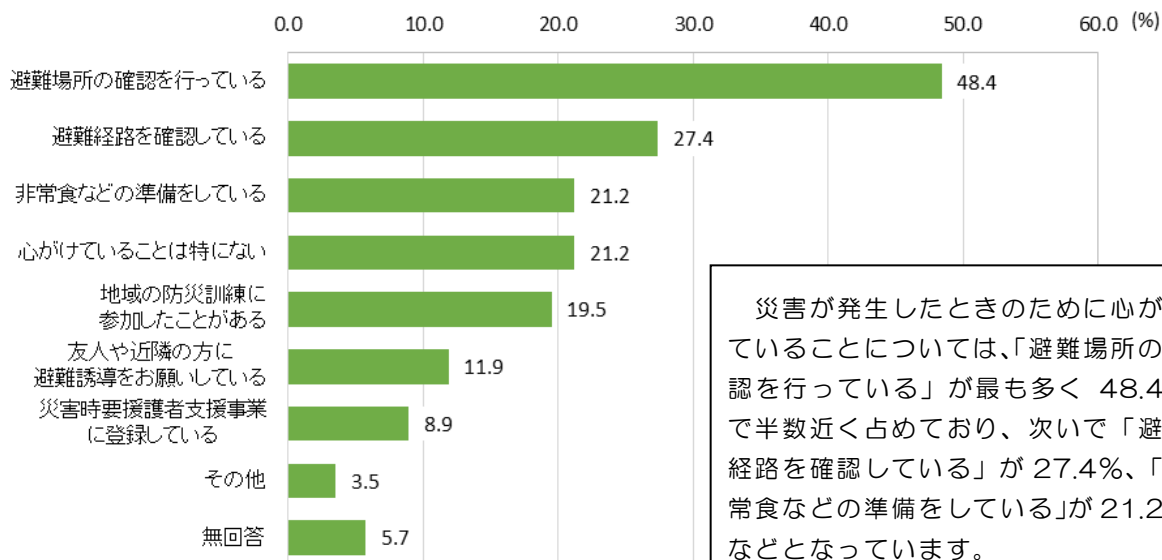
ご近所との付き合いについては、「立ち話や情報交換をしあう付き合いをしている」が最も多く 33.7%で 3 割を超え、次いで「顔を合わせたとき、あいさつをしあうぐらいの付き合いをしている」が 25.3%、「困りごとを話し合うなど、家族同様の付き合いをしている」が 21.8%などとなっています。その一方で「ほとんど付き合いがない」が 2.3%となっています。

【参加している地域の活動や行事】



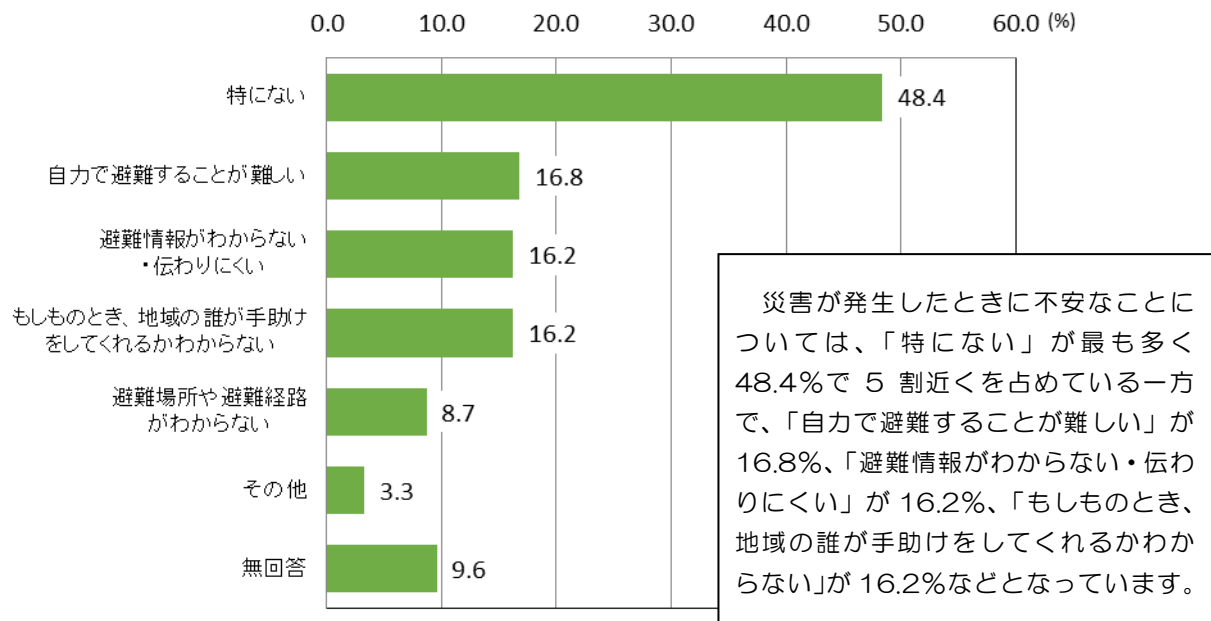
地域の活動や行事で参加していることについては、「参加していない」が最も多く 35.4%で 3 割を超えています。一方で「老人会活動」も 31.8%で 3 割を超えています。次いで「自治会活動」が 21.3%、「公民館活動」が 17.4%などとなっています。

【災害に対する心構え】

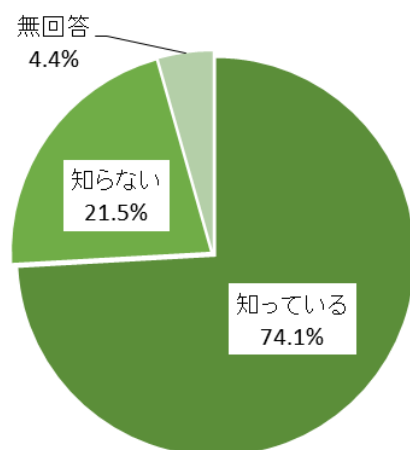


災害が発生したときのために心がけていることについては、「避難場所の確認を行っている」が最も多く 48.4%で半数近く占めており、次いで「避難経路を確認している」が 27.4%、「非常食などの準備をしている」が 21.2%などとなっています。

【災害発生時に不安なこと】

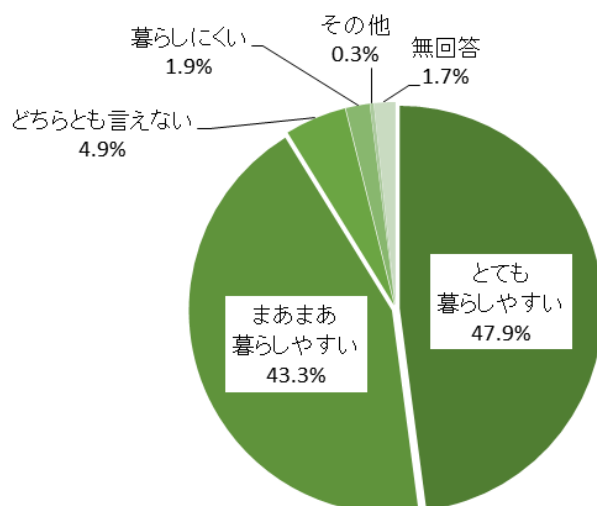


【一時避難場所の認知度】



一時避難場所の認知度については、「知っている」が74.1%で7割を超えていますが、「知らない」が21.5%で2割強となっています。

【地域の暮らしやすさ】

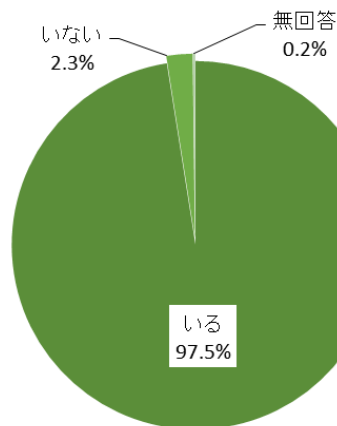


地域の暮らしやすさについては、「とても暮らしやすい」が最も多く47.9%、次いで「まあまあ暮らしやすい」が43.3%などとなっています。

このことから、9割強の方が暮らしやすいと感じていることが伺えます。

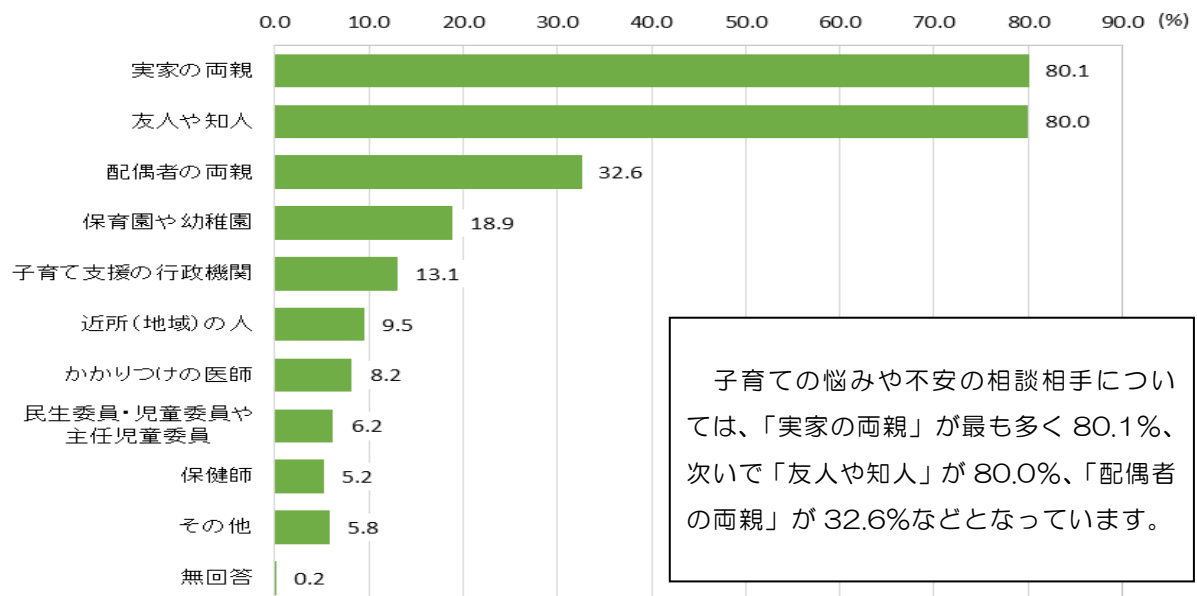
子育て世帯調査票（聞き取り調査）

【地域（近隣）との関係性】



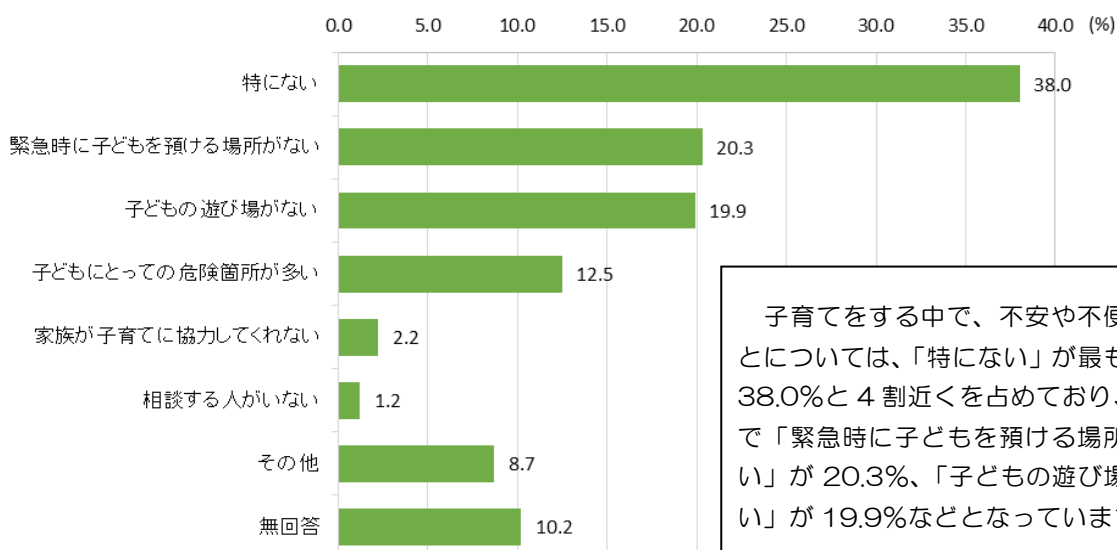
子育ての悩みや不安を相談できる人がいるかについては、「いる」と答えた方が97.5%と9割を超えており、「いない」と答えた方は、わずか2.3%となっています。

【地域（近隣）で相談できる相手】



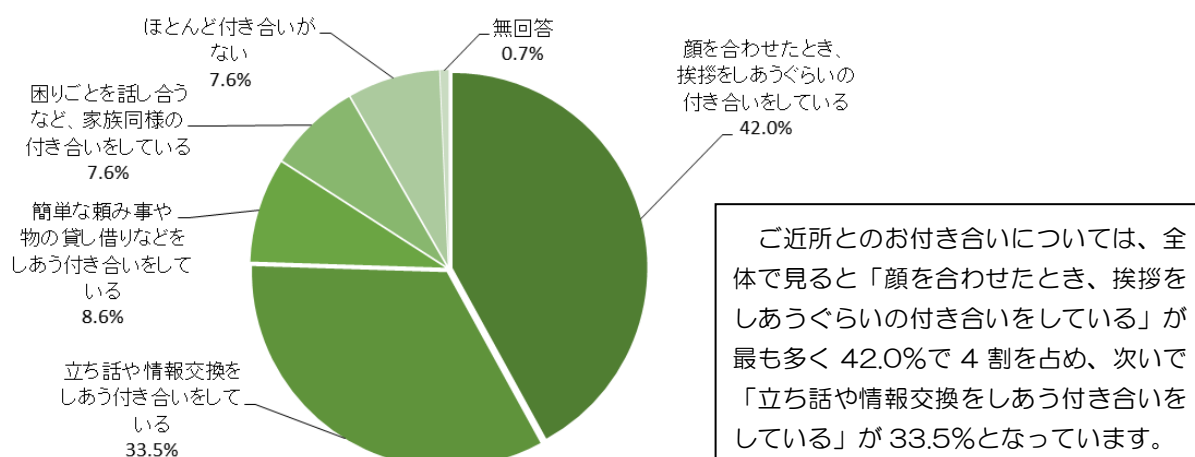
子育ての悩みや不安の相談相手については、「実家の両親」が最も多く80.1%、次いで「友人や知人」が80.0%、「配偶者の両親」が32.6%などとなっています。

【子育てをする中で不安なことや不便なこと】

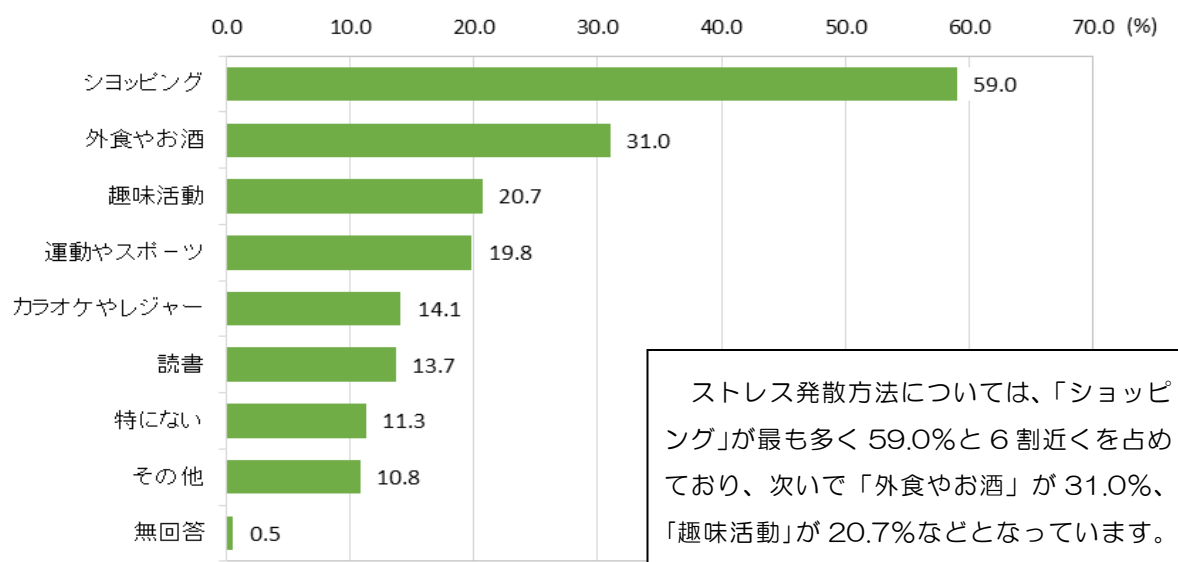


子育てをする中で、不安や不便なことについては、「特にない」が最も多く38.0%と4割近くを占めており、次いで「緊急時に子どもを預ける場所がない」が20.3%、「子どもの遊び場がない」が19.9%などとなっています。

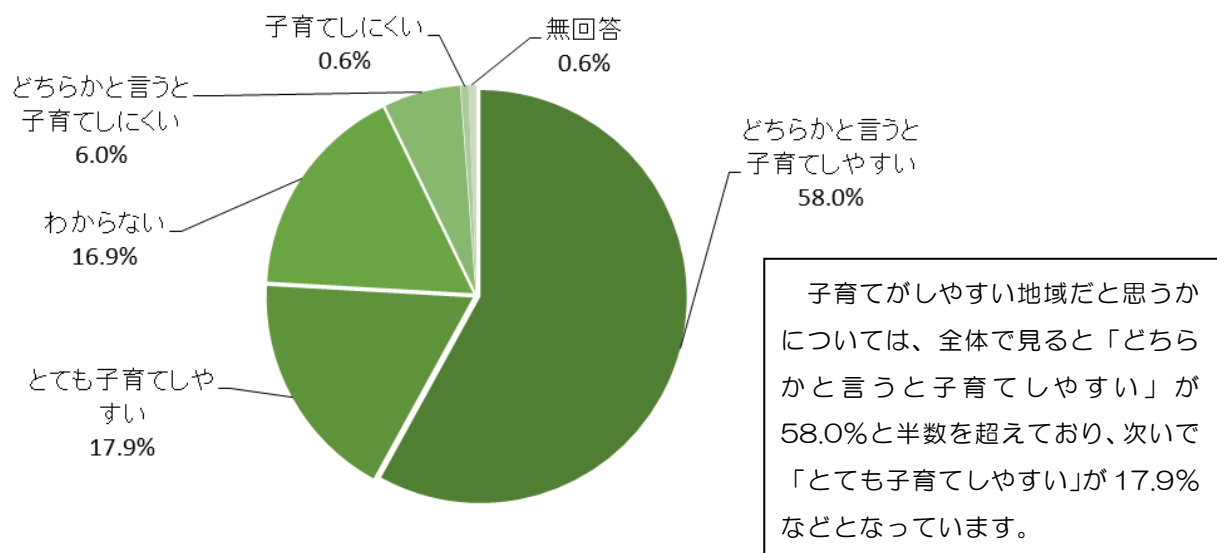
【近所づきあい】



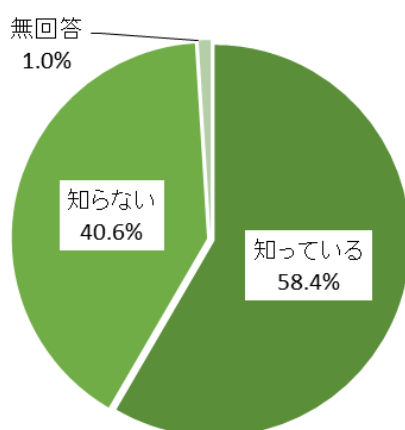
【ストレス発散方法】



【子育て環境】

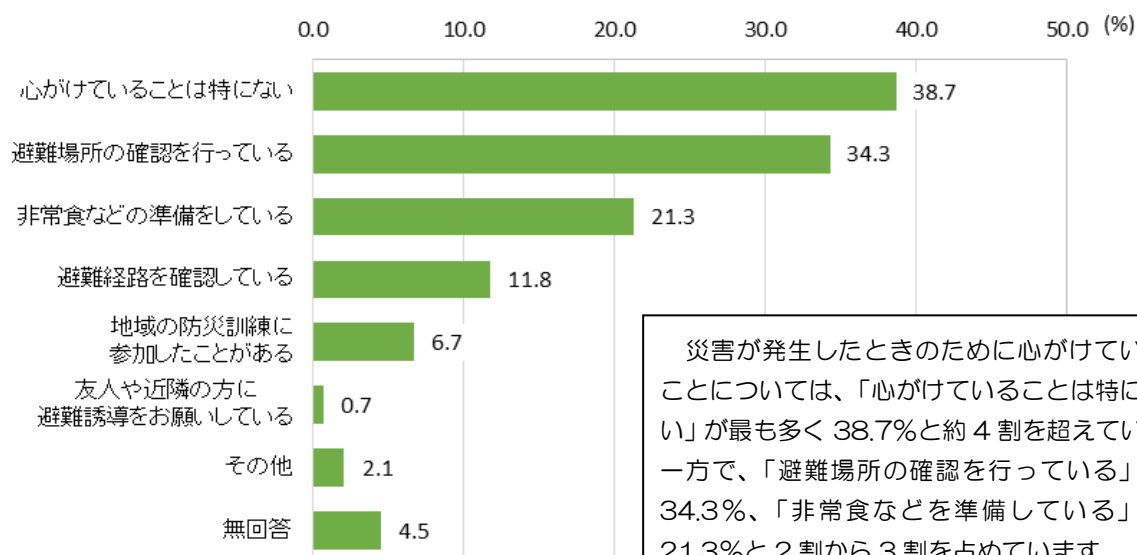


【一時避難場所の認知度】



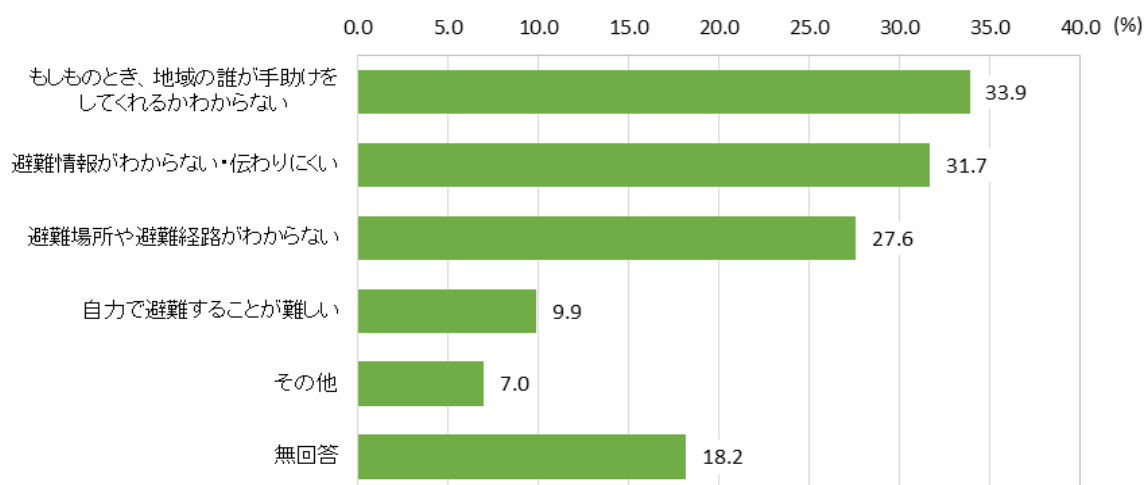
一時避難場所の認知度については、全体で見ると「知っている」が約 6 割を占めており、「知らない」が 40.6%となっています。

【災害に対する心構え】



災害が発生したときのために心がけていることについては、「心がけていることは特にない」が最も多く 38.7%と約 4 割を超えている一方で、「避難場所の確認を行っている」が 34.3%、「非常食などを準備している」が 21.3%と 2 割から 3 割を占めています。

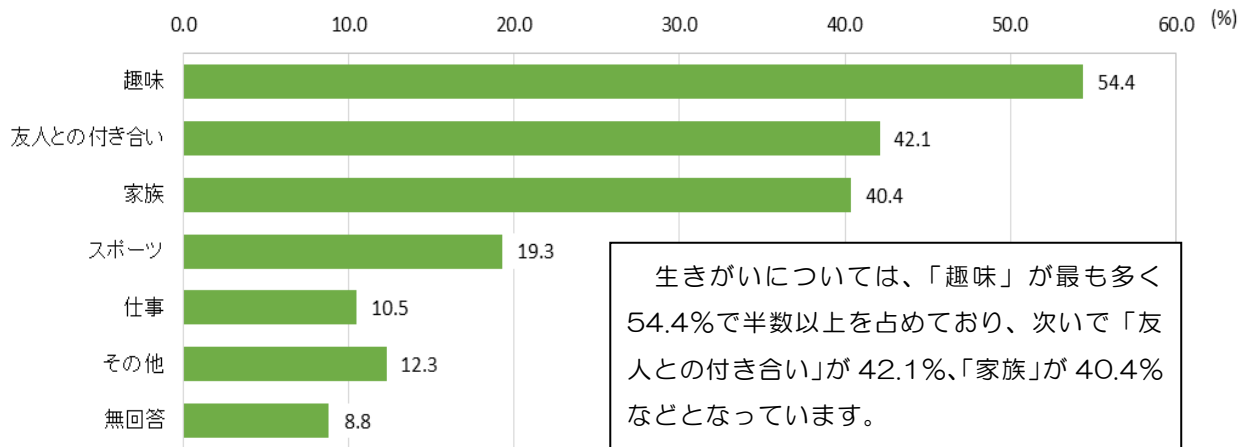
【災害発生時に不安なこと】



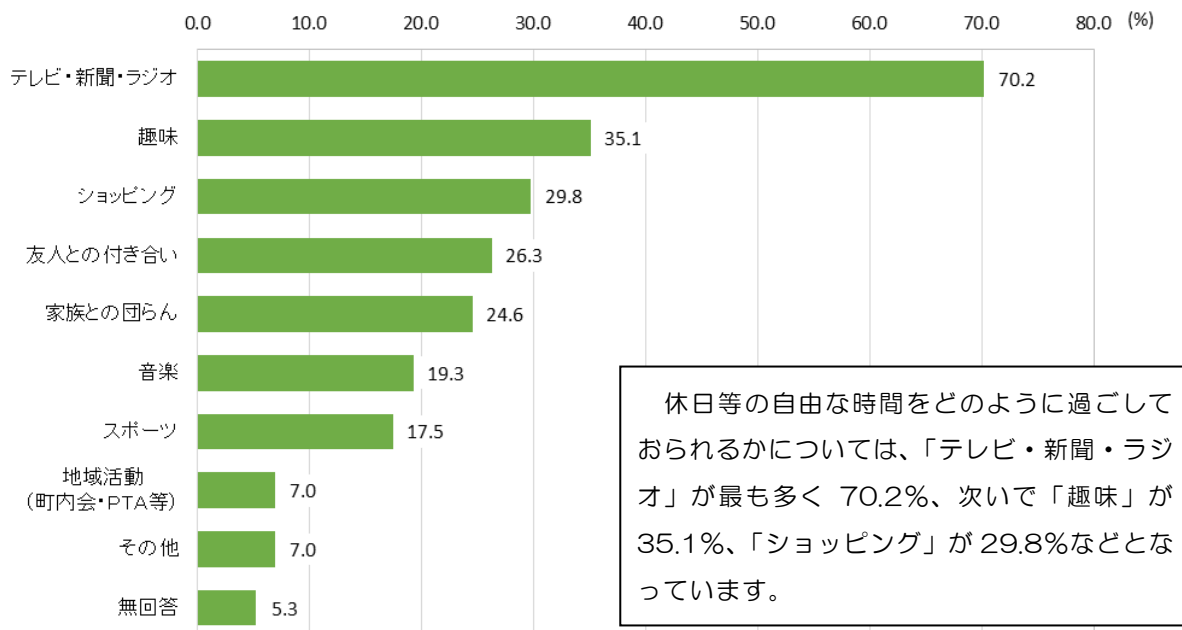
災害が発生したときに不安なことについては、「もしものとき、地域の誰が手助けをしてくれるかわからない」が最も多く 33.9%で、次いで「避難情報がわからない・伝わりにくい」が 31.7%、「避難場所や避難経路がわからない」が 27.6%などとなっています。

障がい者調査票

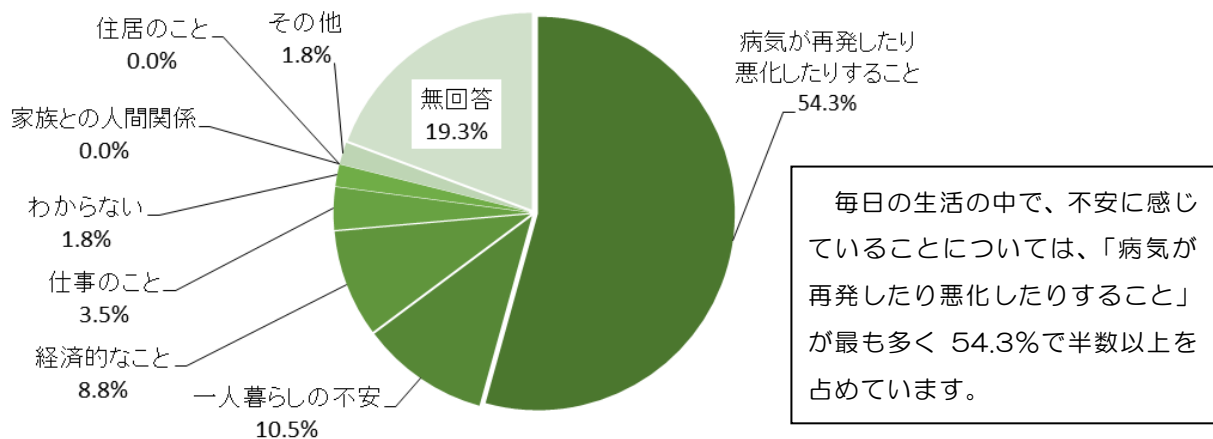
【生きがい】



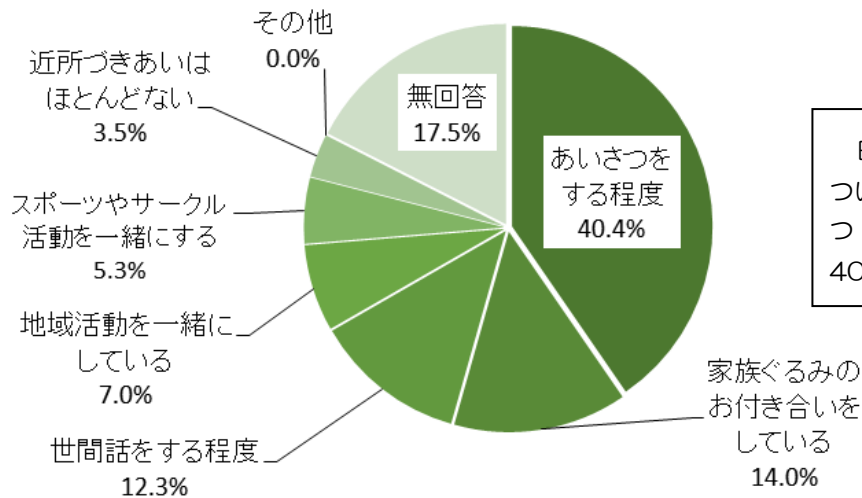
【休日等の過ごし方】



【日常生活で不安に感じていること】

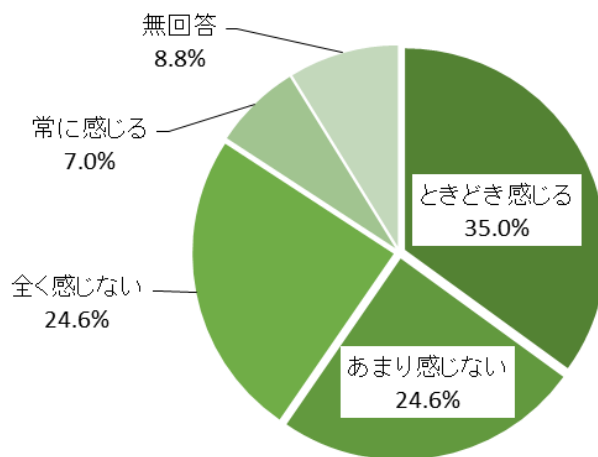


【近所づきあい】



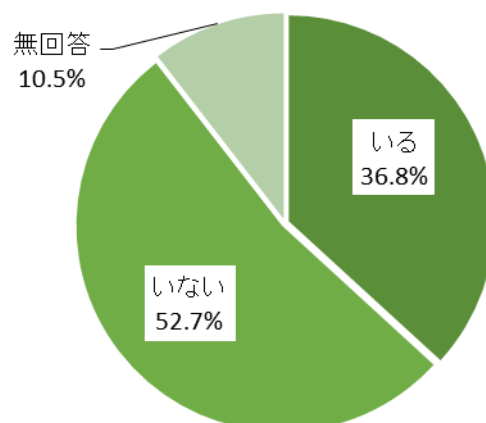
日頃の近所とお付き合いについては、全体で見ると「あいさつをする程度」が最も多く40.4%で4割を占めています。

【差別や偏見】



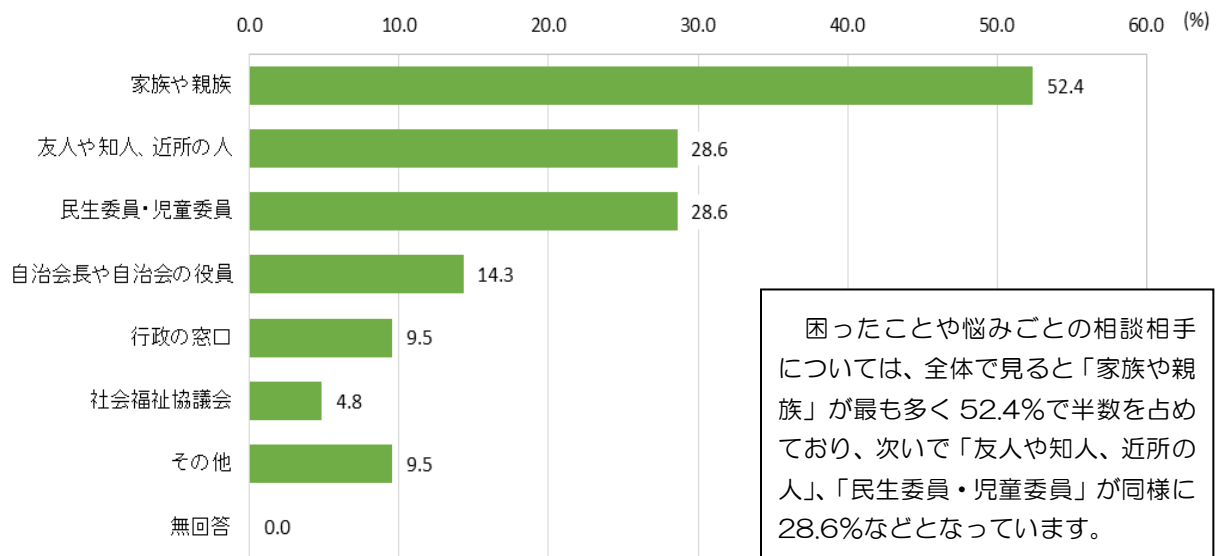
障がい者へ対する差別や偏見があると感じたことがあるかについては、全体で見ると「ときどき感じる」が最も多く35.0%で3割強を占めており、次いで「あまり感じない」、「全く感じない」が同様に24.6%などとなっています。

【地域（近隣）との関係性】

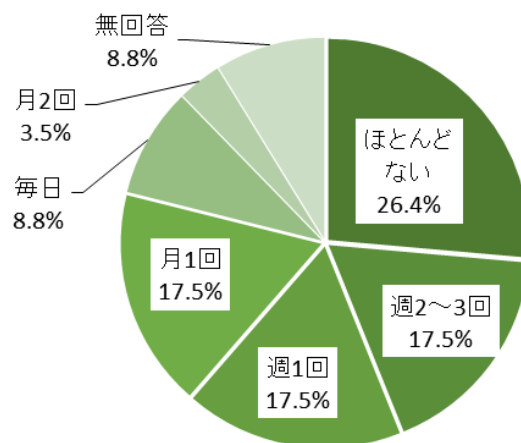


地域（近隣）に、困ったことや悩みごとを相談できる方、頼れる方がおられるかについては、全体で見ると「いない」という方が最も多く52.7%で半数を占めており、「いる」と答えた方が36.8%となっています。

【地域（近隣）で相談できる相手】

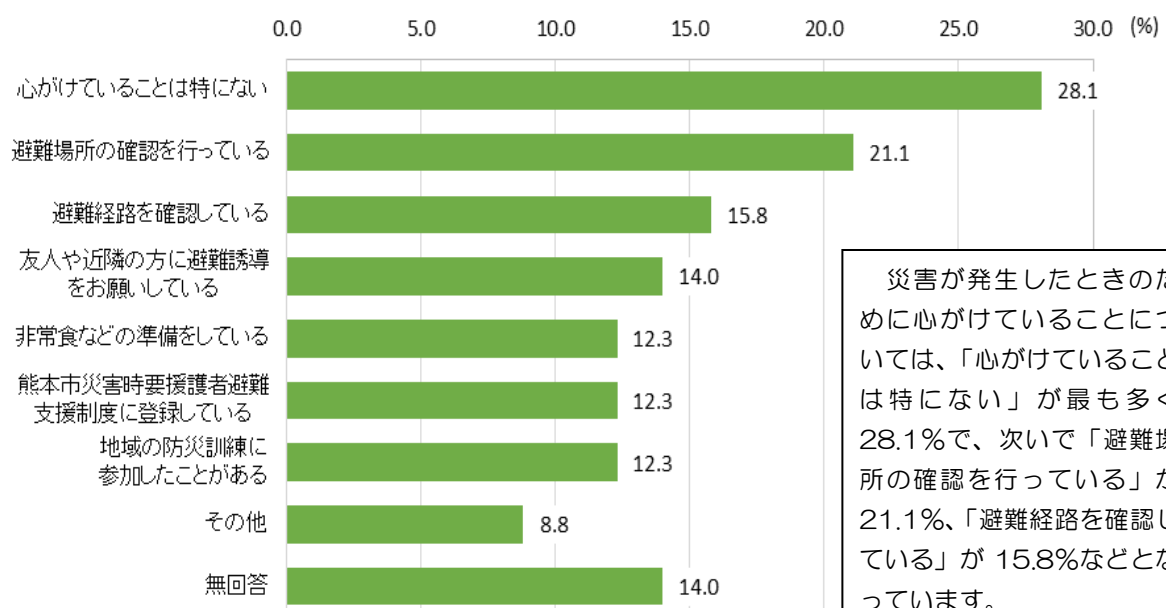


【近所づきあいの程度】

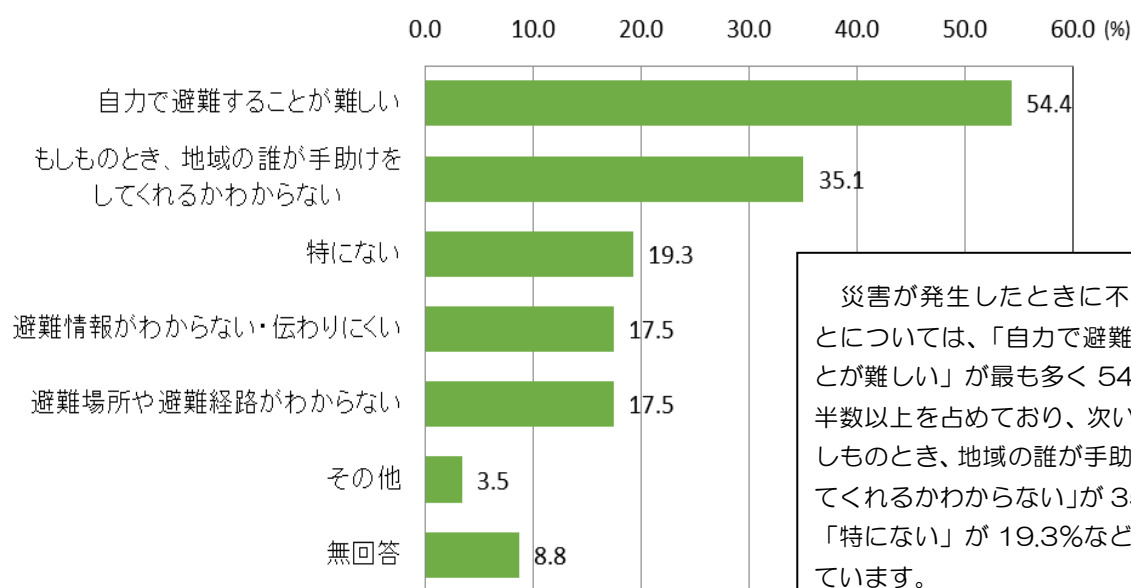


1 ヶ月にご近所や地域の方と、どれくらいのお付き合いがあるかについては、全体で見ると「ほとんどない」が最も多く 26.4% で、次いで「週2～3回」、「週1回」、「月1回」が同様に 17.5% などとなっています。

【災害に対する心構え】

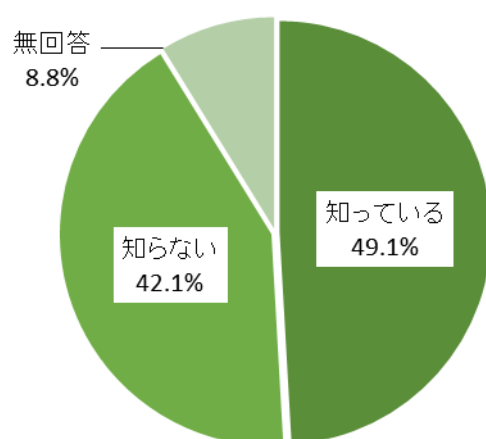


【災害発生時に不安なこと】



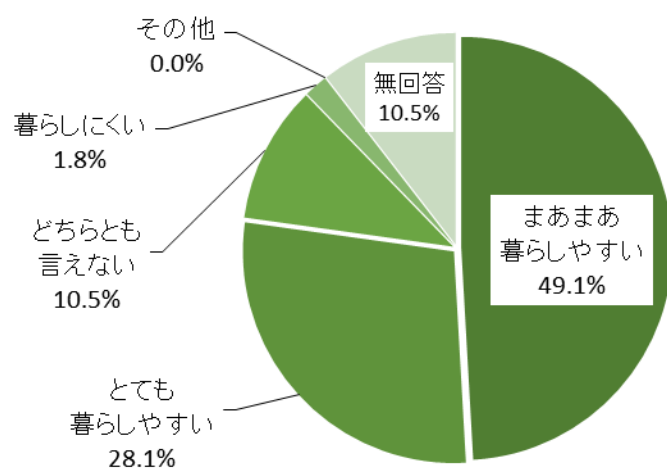
災害が発生したときに不安なことについては、「自力で避難することが難しい」が最も多く 54.4%で半数以上を占めており、次いで「もしものとき、地域の誰が手助けをしてくれるかわからない」が 35.1%、「特にない」が 19.3%などとなっています。

【一時避難場所の認知度】



「一時避難場所」の認知度については、「知っている」が 49.1%で、「知らない」が 42.1%とほぼ変わらない結果となりました。

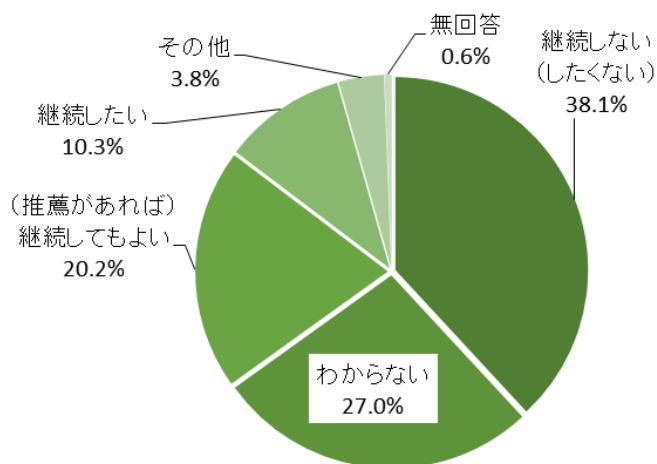
【地域の暮らしやすさ】



地域の暮らしやすさについては、全体で見ると「まあまあ暮らしやすい」が最も多く 49.1%で約 5 割を占めており、次いで「とても暮らしやすい」が 28.1%などとなっています。

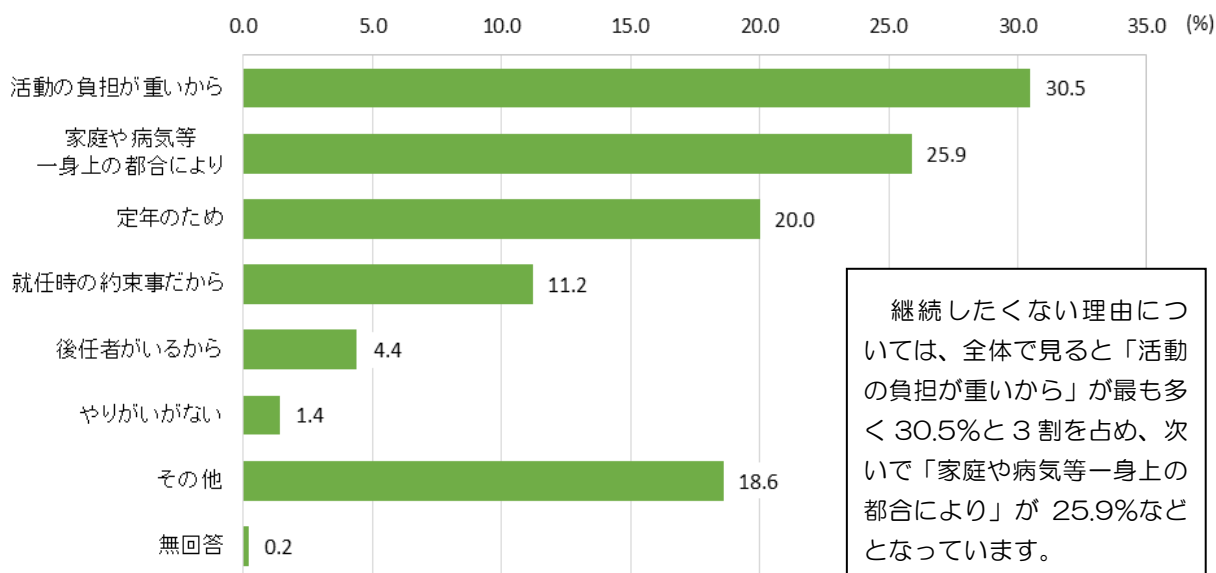
民生委員・児童委員調査票

【次期改選後の活動】



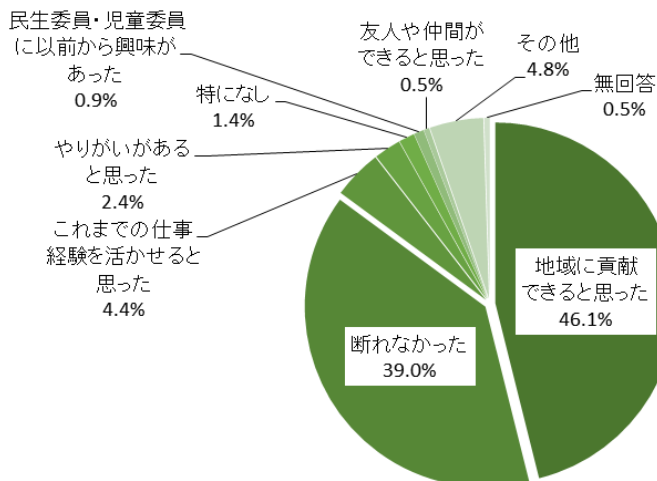
次の任期（平成 28 年 12 月～）の活動継続については、全体で見ると「継続しない(したくない)」が最も多く 38.1% で 4 割弱を占めており、次いで「わからない」が 27.0% などとなっています。

【継続しない(したくない)理由】



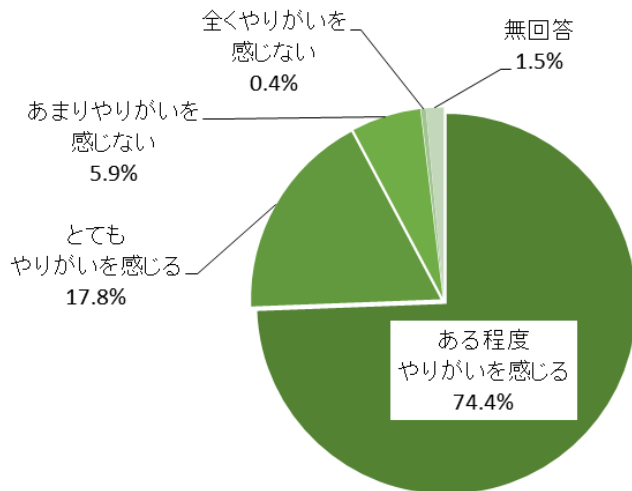
継続したくない理由については、全体で見ると「活動の負担が重いから」が最も多く 30.5% と 3 割を占め、次いで「家庭や病気等一身上の都合により」が 25.9% などとなっています。

【引き受けた理由】



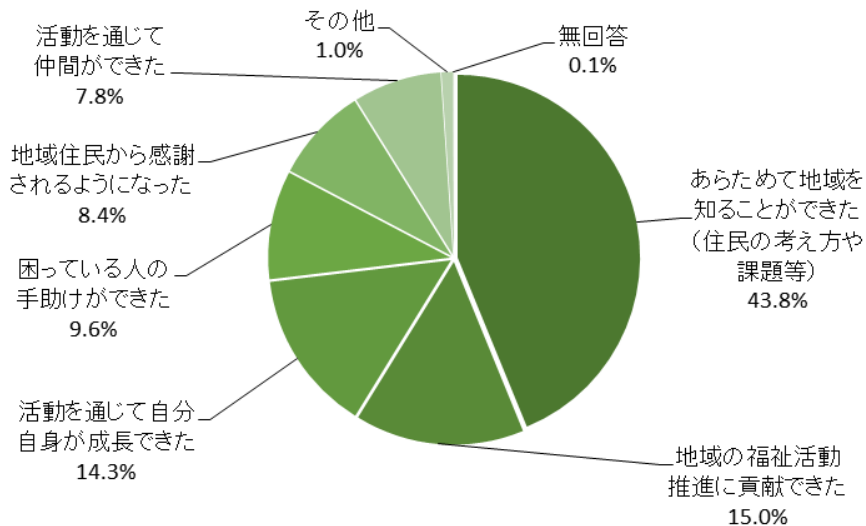
民生委員・児童委員または主任児童委員を引き受けた理由については、「地域に貢献できと思った」が最も多く 46.1% と 4 割占めており、次いで「断れなかった」が 39.0% などとなっています。

【やりがい】



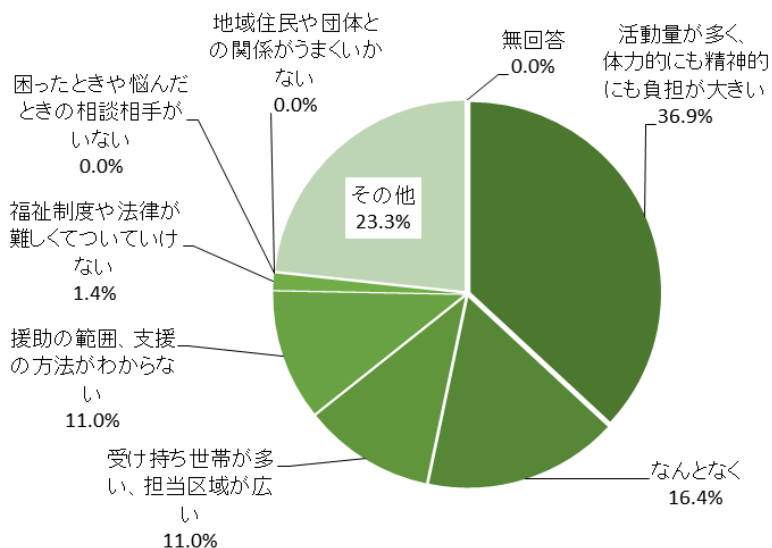
民生委員・児童委員または主任児童委員の活動上のやりがいについては、「ある程度やりがいを感じる」が最も多く74.4%と7割強を占めており、次いで「とてもやりがいを感じる」が17.8%などとなっています。

【やりがいを感じる内容】



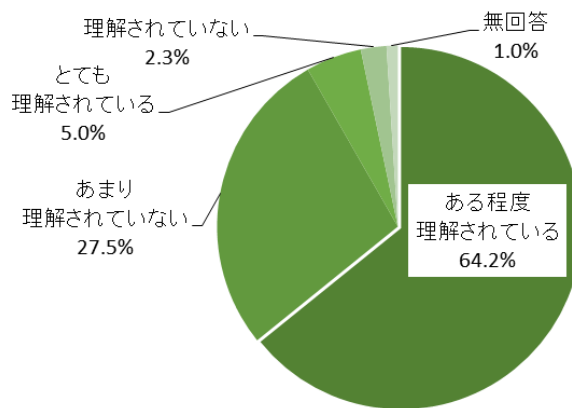
やりがいを感じる内容については、「あらためて地域を知ることができた（住民の考え方や課題等）」が最も多く43.8%と4割を占め、次いで「地域の福祉活動推進に貢献できた」が15.0%、「活動を通じて自分自身が成長できた」が14.3%などとなっています。

【やりがいを感じない理由】



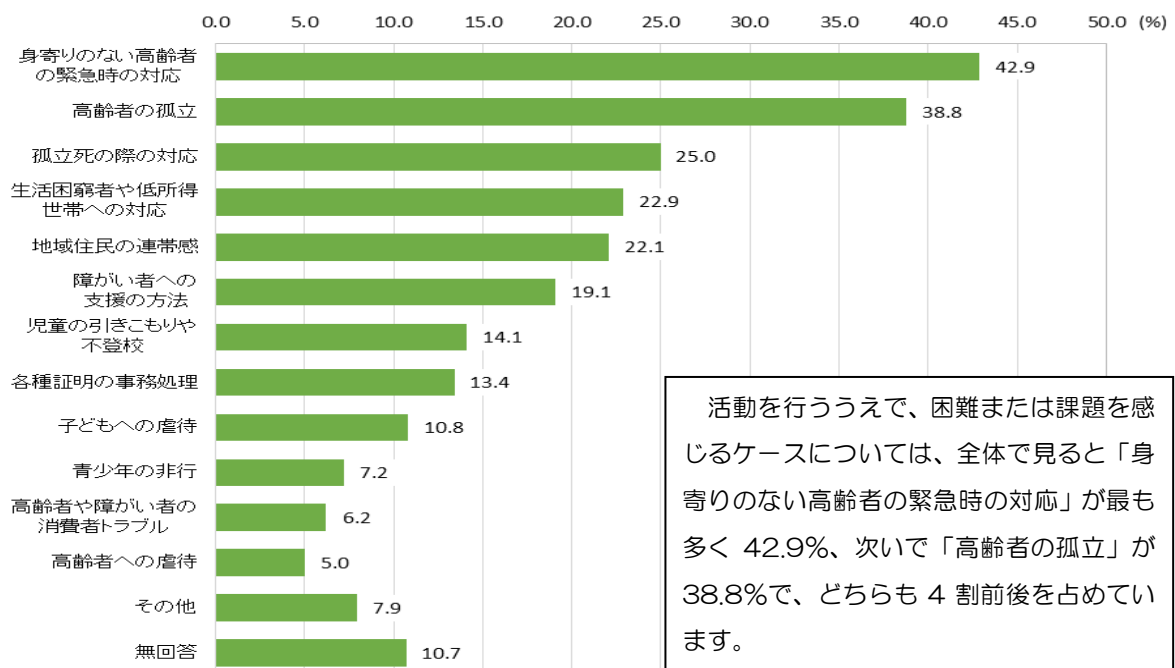
やりがいを感じない理由については、「活動量が多く、体力的にも精神的にも負担が大きい」が最も多く36.9%と3割を超えています。次いで「なんとなく」が16.4%などとなっています。

【地域住民の理解度】



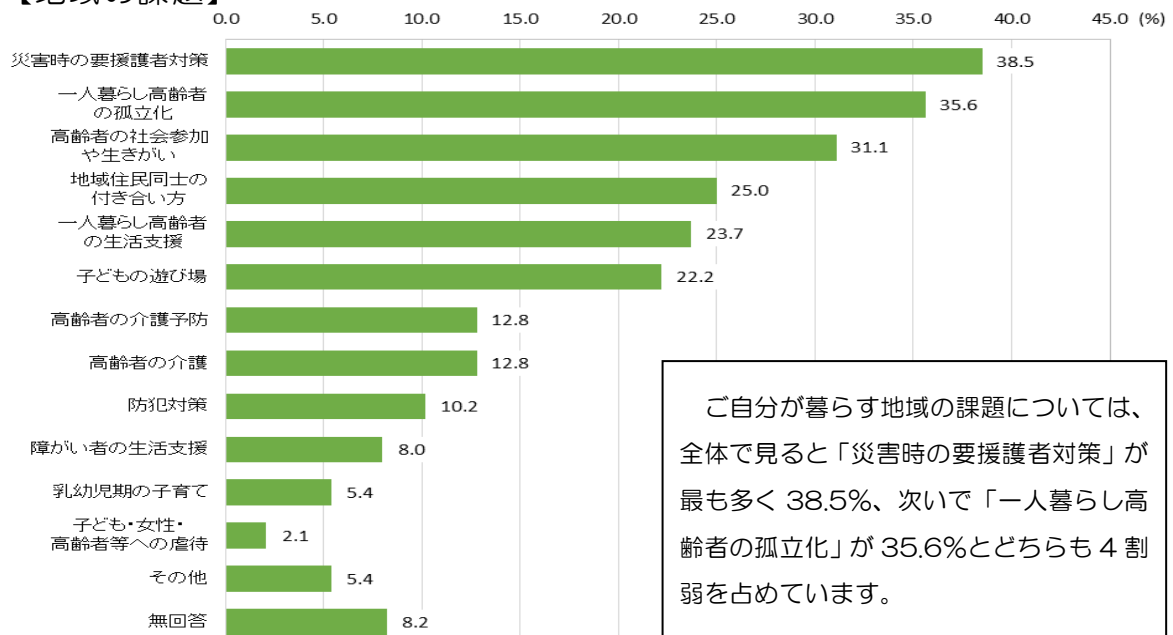
民生委員・児童委員活動に対する地域住民の理解度については、全体で見ると「ある程度理解されている」が最も多く 64.2%と 6 割を超えており、次いで「あまり理解されていない」が 27.5%などとなっています。

【困難または課題を感じるケース】



活動を行ううえで、困難または課題を感じるケースについては、全体で見ると「身寄りのない高齢者の緊急時の対応」が最も多く 42.9%、次いで「高齢者の孤立」が 38.8%で、どちらも 4 割前後を占めています。

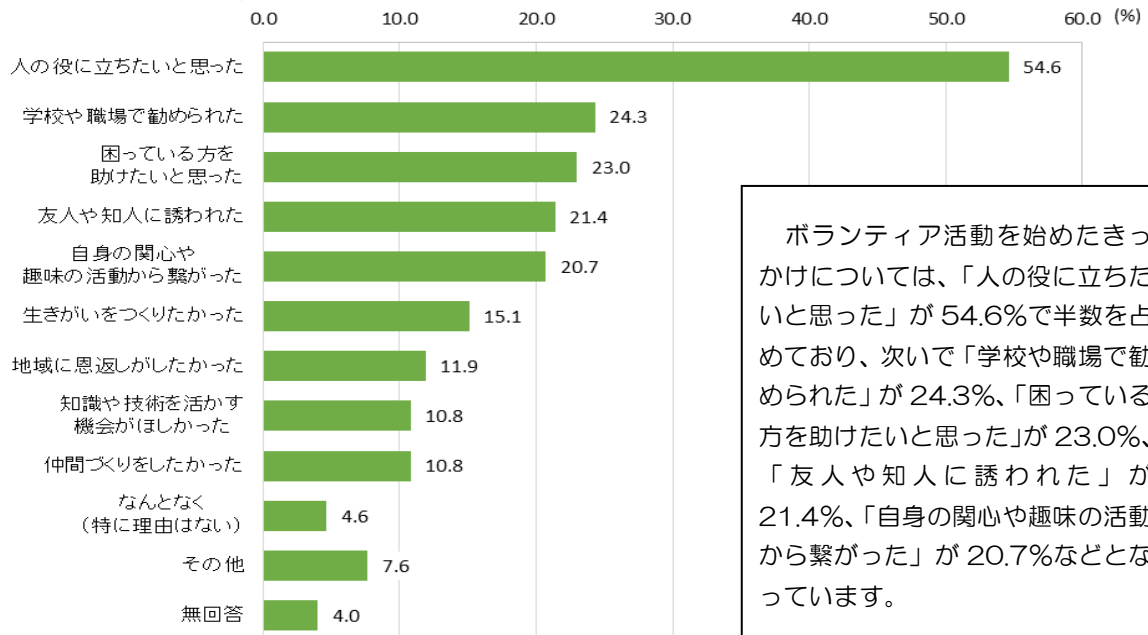
【地域の課題】



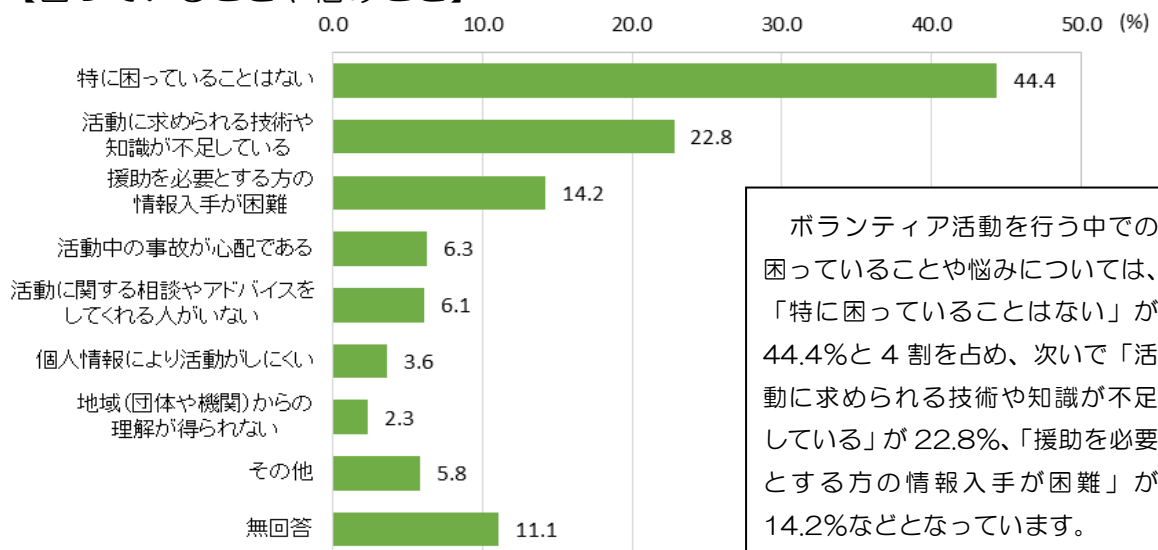
ご自分が暮らす地域の課題については、全体で見ると「災害時の要援護者対策」が最も多く 38.5%、次いで「一人暮らし高齢者の孤立化」が 35.6%とどちらも 4 割弱を占めています。

ボランティア活動実践者調査票

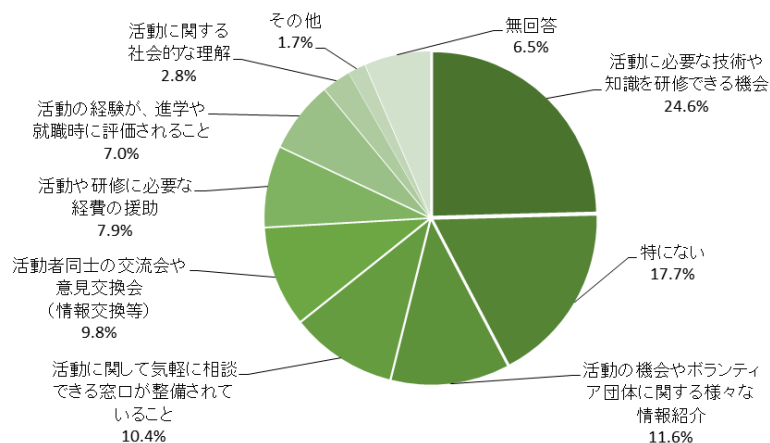
【きっかけ（動機）】



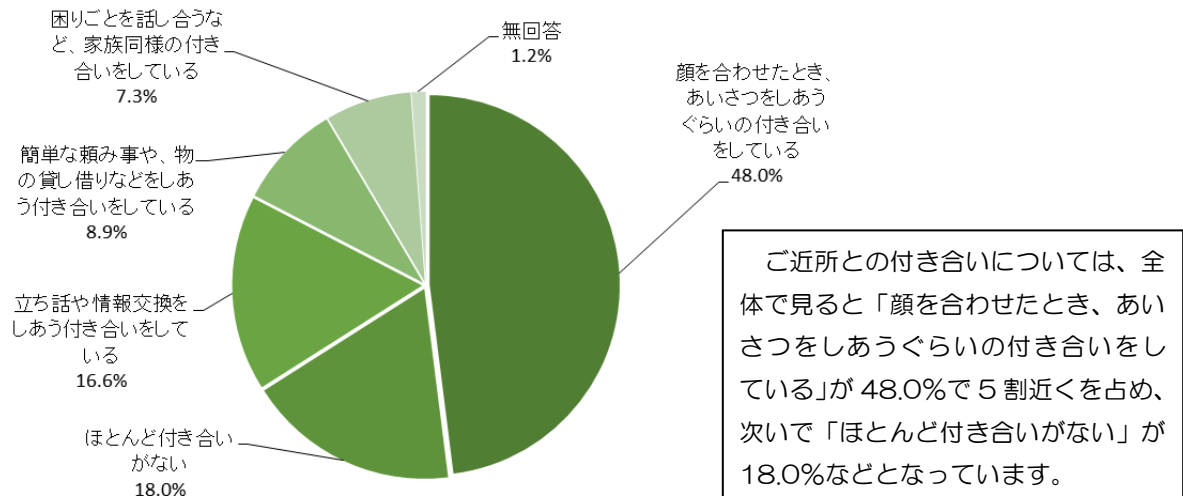
【困っていることや悩みごと】



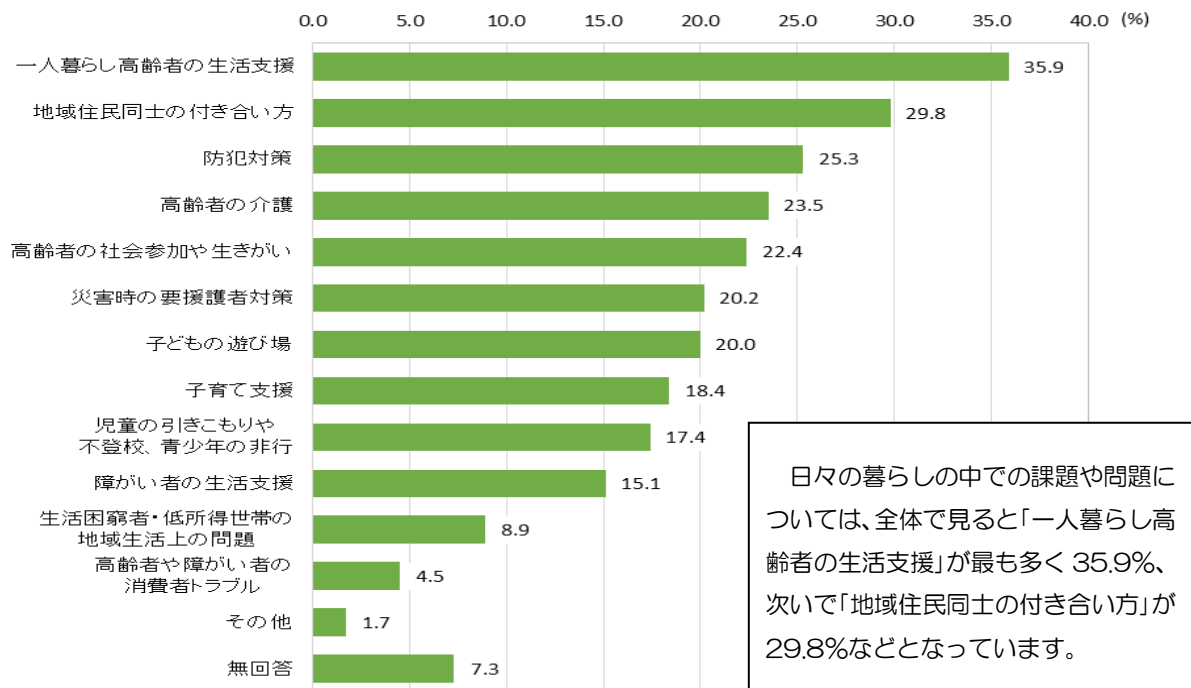
【必要な環境整備や支援】



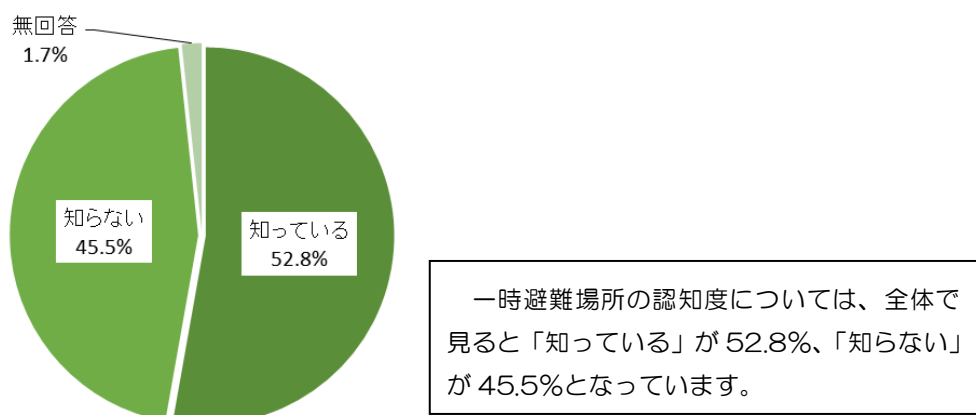
【近所づきあい】



【日常生活の課題や問題】

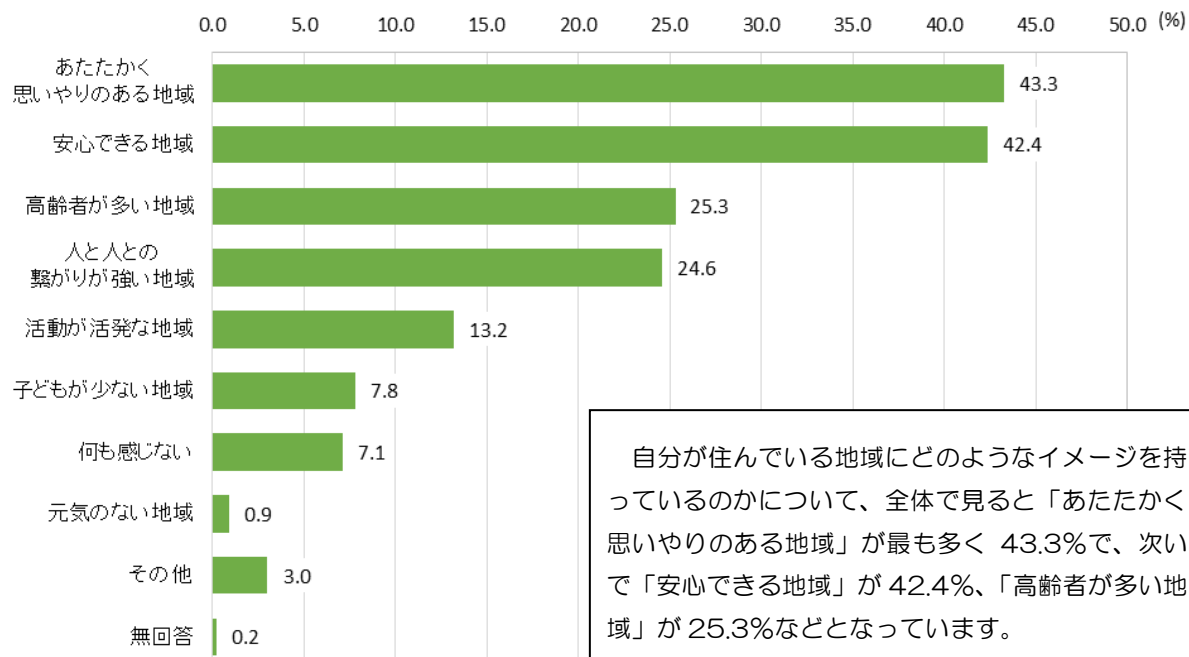


【一時避難場所の認知度】

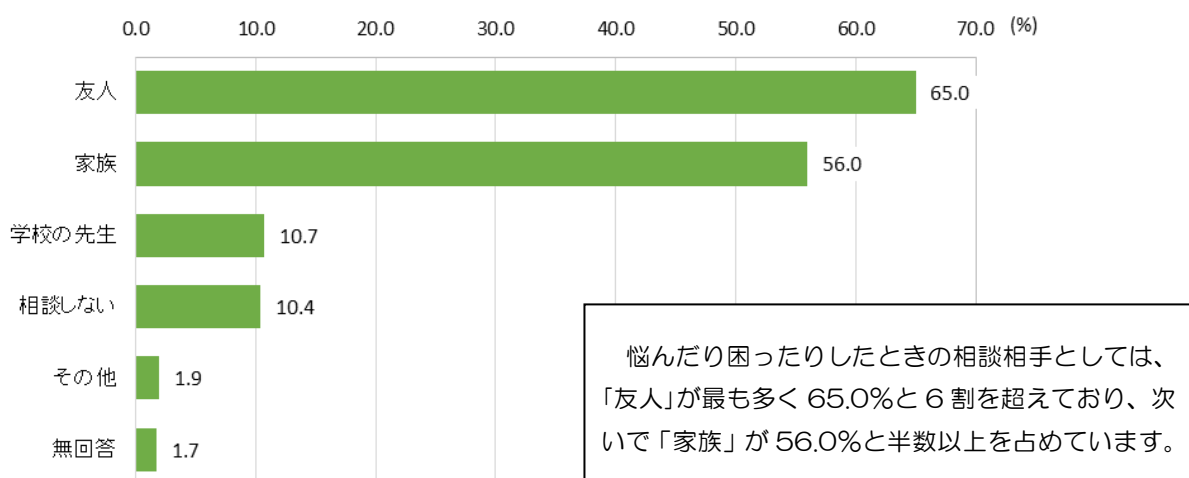


ボランティア活動実践者（中学生・高校生）調査票

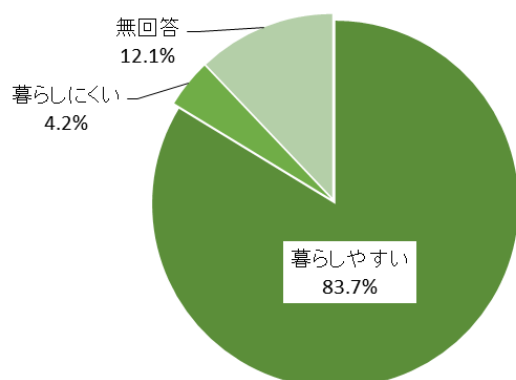
【地域のイメージ】



【地域（近隣）で相談できる相手】



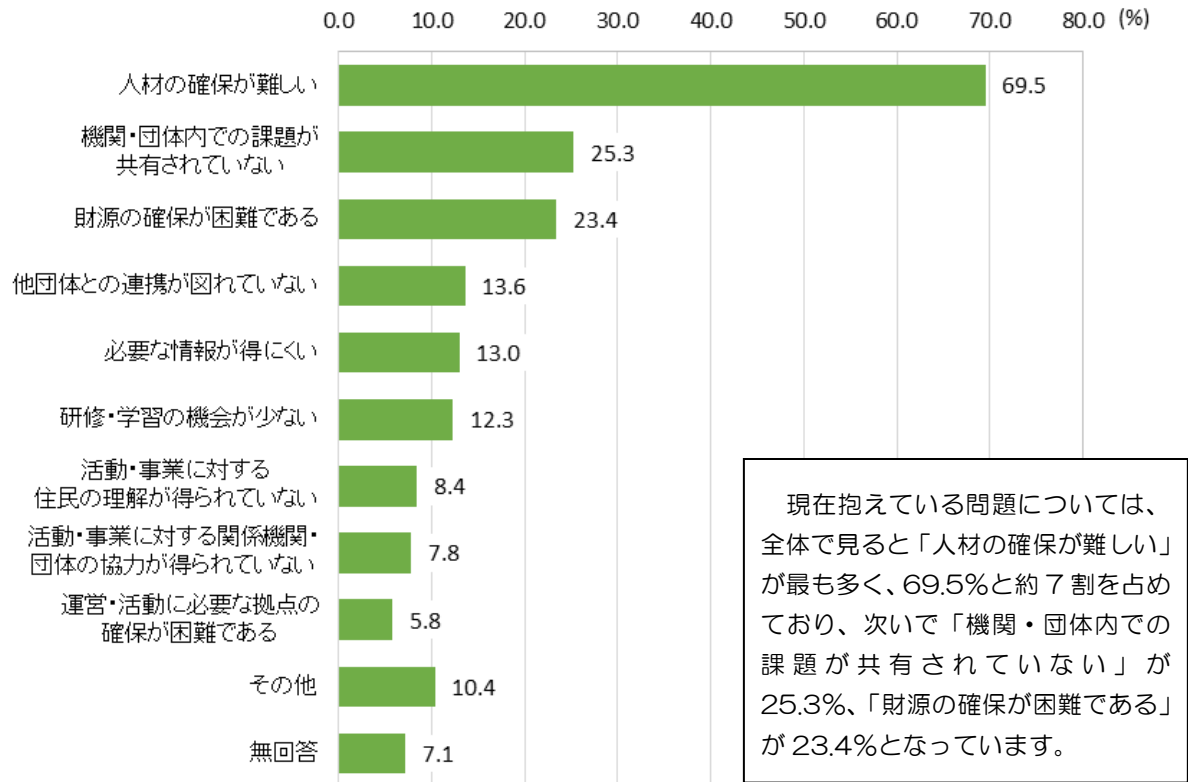
【地域の暮らしやすさ】



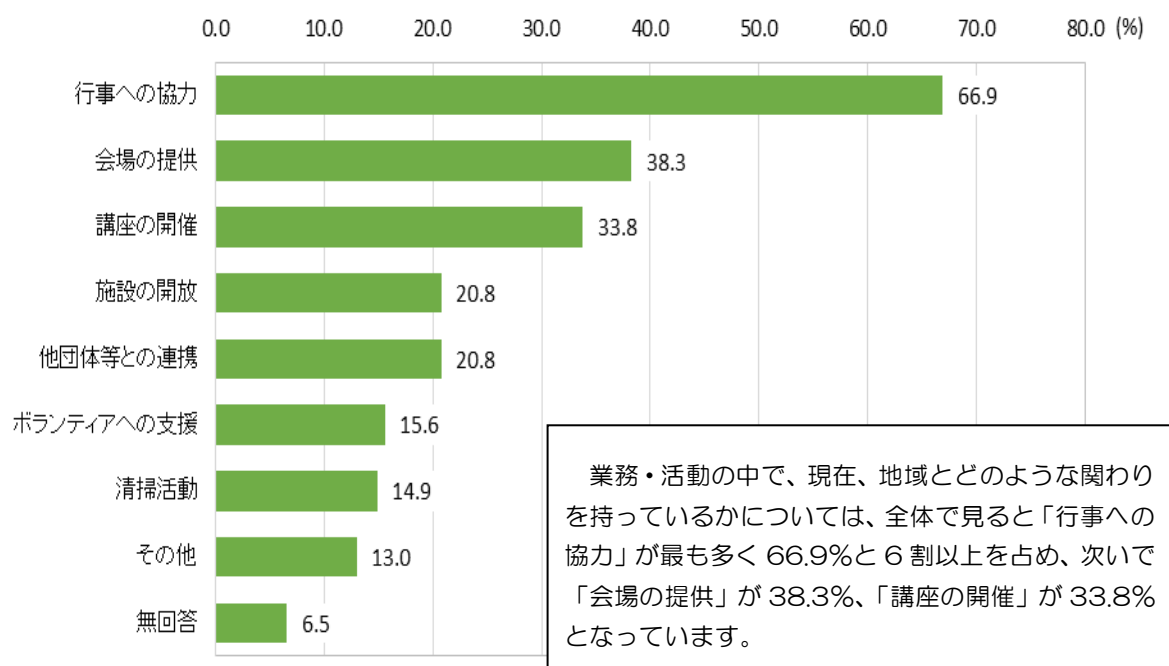
地域の暮らしやすさについては、全体で見ると「暮らしやすい」が 83.7%と 8 割を超えており、「暮らしにくい」が 4.2%と 1 割にも満たない程です。

福祉サービス事業者調査票

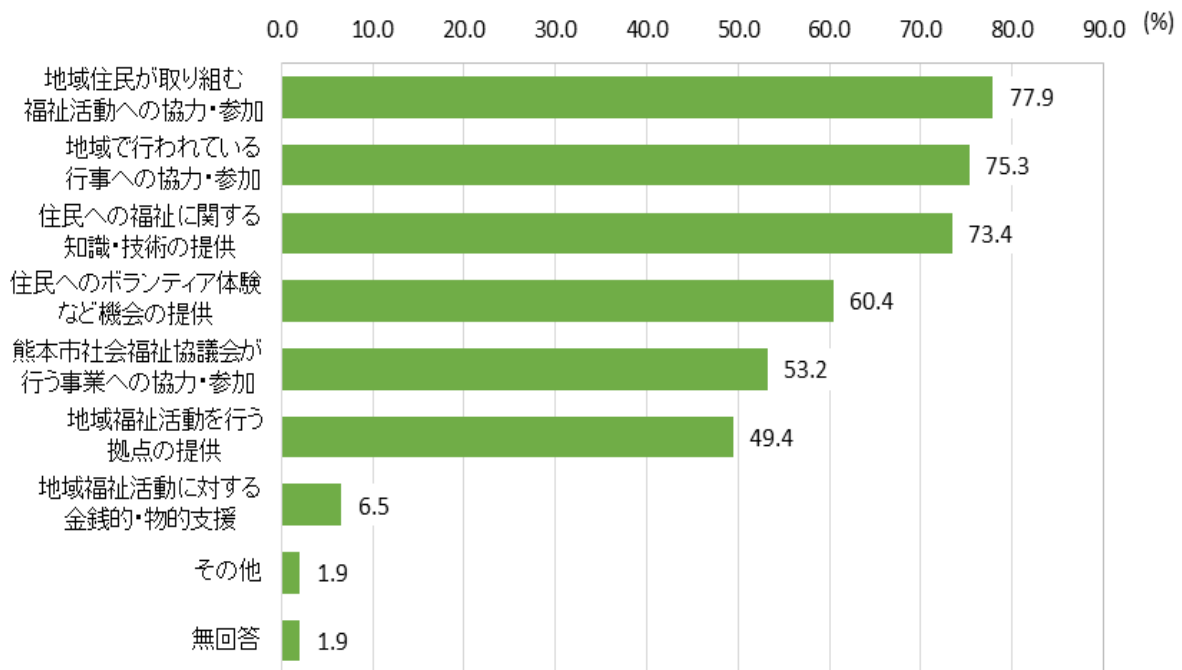
【抱えている問題】



【現在の地域との関わり方】

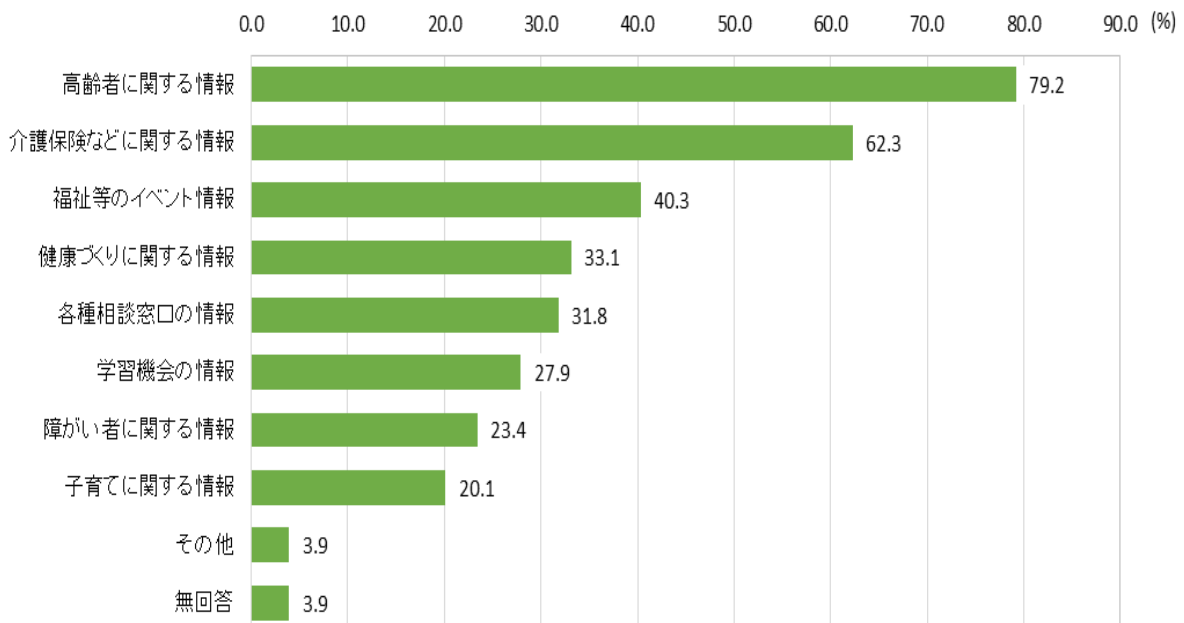


【今後、必要な地域との関わり方】



業務・活動の中で、今後地域とどのような関わりをもつことが必要だと思うかについては、全体で見ると「地域住民が取り組む福祉活動への協力・参加」が77.9%と最も多く、次いで「地域で行われている行事への協力・参加」が75.3%、「住民への福祉に関する知識・技術の提供」が73.4%といずれも7割を超えています。

【福祉や保健に関して知りたい情報】



福祉や保健に関して知りたいと思う情報は何かについては、「高齢者に関する情報」が最も多く79.2%と8割近くを占めており、次いで「介護保険などに関する情報」が62.3%、「福祉等のイベント情報」が40.3%などとなっています。

4 計画の策定経過

		地域福祉計画	地域福祉活動計画
H26 年	6 月	■第 1 回策定ワーキング会議 ・骨格、施策体系、策定方法等協議	
		■地域福祉ニーズ調査（～8 月） ・地域住民、福祉サービス事業者、福祉活動実践者	
	7 月		■第 1 回策定ワーキンググループ ・施策体系、活動計画骨子協議
		■住民座談会（住民ワークショップ）の開催（～9 月） 開催校区 <中央区> 託麻原校区 <東区> 東町校区 <西区> 城山校区 <南区> 田迎南校区 <北区> 弓削校区	
	8 月	■熊本市社会福祉審議会（8/4） ・計画策定方針及び手法等説明	
		■第 2 回策定ワーキング会議 ・計画骨子（草案）に係る協議	■第 2 回策定ワーキンググループ ・各種調査顕彰、活動計画（草案）協議
	9 月	■第 1 回「第 3 次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定部会（9/5） ・「第 3 次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子」（草案）に係る協議	
			■第 3 回策定ワーキンググループ ・活動計画（素案）に係る協議
	10 月	■第 3 回策定ワーキング会議 ・計画（素案）に係る協議	■第 4 回策定ワーキンググループ ・活動計画（素案）協議
	11 月	■第 2 回「第 3 次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定部会（11/4） ・「第 3 次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（素案）に係る協議	
	12 月	■平成 26 年第 4 回定例市議会 福祉子ども委員会（12/19） ・「第 3 次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（素案）に係る報告・説明	
H27 年	1 月	■計画（素案）に関するパブリックコメントの実施（12/25～1/24）	
		■第 4 回策定ワーキング会議 ・計画（成案）に係る協議	■第 5 回策定ワーキンググループ ・活動計画（成案）に係る協議
	2 月	■平成 26 年度熊本市社会福祉協議会第 4 回理事会・第 3 回評議員会（2/4） ・「第 3 次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（成案）に係る報告・説明	
		■第 3 回「第 3 次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定部会（2/9） ・「第 3 次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（成案）に係る協議	
		■平成 27 年第 1 回定例市議会 福祉子ども委員会（2/27） ・「第 3 次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（成案）に係る報告・説明	
	3 月	■第 3 次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画の決定・公表	

5 第3次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会名簿

氏 名	役 職	所属等
古賀 倫嗣 (会 長)	熊本大学教育学部教授	熊本市社会福祉審議会 高齢福祉専門分科会
城生 昌隆	熊本市民生委員児童委員 協議会会長	熊本市社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会
金澤 知徳	熊本市地域包括支援センター 連絡協議会会長	熊本市社会福祉審議会 高齢福祉専門分科会
相藤 絹代	熊本学園大学 社会福祉学部准教授	熊本市社会福祉審議会 身体障がい者福祉専門分科会
鶴田 克明	鶴田病院会長	熊本市社会福祉審議会 身体障がい者福祉専門分科会
伊藤 良高	熊本学園大学 社会福祉学部教授	熊本市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
山野 佳子	熊本市 PTA 協議会 担当副会長部会長	熊本市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
緒方 孝雄	熊本市社会福祉協議会地域福祉 部会会長 御幸校区社会福祉協議会会長	熊本市社会福祉協議会 推薦委員（市民代表）
小山登代子	城北校区ネットワークの会	熊本市社会福祉協議会 推薦委員（市民代表）
平野 弘子	地域ボランティア	熊本市社会福祉協議会 推薦委員（市民代表）

6 地域福祉計画策定ワーキング会議構成

■ 熊本市	
中央区役所	総務企画課
	まちづくり推進課
	福祉課
東区役所	総務企画課
	まちづくり推進課
	福祉課
西区役所	総務企画課
	まちづくり推進課
	福祉課
南区役所	総務企画課
	まちづくり推進課
	福祉課
北区役所	総務企画課
	まちづくり推進課
	福祉課
健康福祉子ども局	健康福祉政策課 【事務局】
	保護管理援護課
	健康づくり推進課
	高齢介護福祉課
	障がい保健福祉課
	子ども支援課
熊本市社会福祉協議会 地域福祉推進課	

7 地域福祉活動計画策定ワーキンググループ構成

■ 熊本市社会福祉協議会	
総務課	総務班
	経営企画班
地域福祉推進課	地域福祉班 【事務局】
	相談・貸付班
	ボランティアセンター
権利擁護センター	
日赤・共募推進室	

☎ 本計画に関係する主な相談機関（連絡先一覧）

熊本市

■ 健康福祉子ども局	
課 名	電話番号
健康福祉政策課	328-2340
保護管理援護課	328-2299
健康づくり推進課	328-2145
高齢介護福祉課	328-2347
障がい保健福祉課	328-2519
精神保健福祉室	328-2293
子ども発達支援センター	366-8240
障がい者福祉相談所	362-6500
こころの健康センター	362-8100
子ども支援課	328-2158
青少年育成課	328-2277
子ども・若者総合相談センター	366-2525
児童相談所	366-8181

■ 区役所	
■ 中央区役所 ・ 総務企画課 ・ まちづくり推進課 ・ 福祉課	328-2555(代表) 328-2610 328-2614 328-2311
■ 東区役所 ・ 総務企画課 ・ まちづくり推進課 ・ 福祉課	367-9111(代表) 367-9121 367-9122 367-9127
■ 西区役所 ・ 総務企画課 ・ まちづくり推進課 ・ 福祉課	329-1111(代表) 329-1142 329-1146 329-5403
■ 南区役所 ・ 総務企画課 ・ まちづくり推進課 ・ 福祉課	357-4111(代表) 357-4112 357-4114 357-4129
■ 北区役所 ・ 総務企画課 ・ まちづくり推進課 ・ 福祉課	272-1111(代表) 272-1110 272-1112 272-1118

熊本市社会福祉協議会

■ 本所	
課 名	電話番号
総務課	322-2331
地域福祉推進課	
権利擁護センター	288-2742
日赤・共募推進室	247-6215

■ 区事務所	
■ 中央区事務所	288-5081
■ 東区事務所	282-8379
■ 西区事務所	288-5817
■ 南区事務所 ・ 南区城南支所	357-2939 0964-28-7030
■ 北区事務所	272-1141

第3次熊本市地域福祉計画・熊本市地域福祉活動計画

発 行 / 熊本市
熊本市社会福祉協議会

編 集 / 熊本市健康福祉子ども局健康福祉政策課
〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1
TEL：096-328-2340
熊本市社会福祉協議会地域福祉推進課地域福祉班
〒860-0004 熊本市中央区新町 2-4-27
TEL：096-322-2331

発行日 / 平成 27 年 3 月